平成	3 0	年3	月2	231	3																		号	•	外
○ 岡山県産業廃棄物処理税条例の一部を改	する条例	係る県税の特例に関する条例の一部を改正	〇 岡山県税条例及び特定非営利活動法人に	条例	○ 岡山県職員等定数条例の一部を改正する	を改正する条例	○ 知事等の給与の特例に関する条例の一部	一部を改正する条例	○ 特別職の職員の退職手当に関する条例の	一部を改正する条例	○ 岡山県職員の退職手当に関する条例等の	条例	○ 岡山県職員給与条例等の一部を改正する	改正する条例	○ 岡山県総務関係手数料徴収条例の一部を			関する条例の一部を改正する条例	○ 知事の権限に属する事務の処理の特例に	【条例】		目次		「 リ り な 幸 	可以表文技
"			税務課		行政改革推進室		"		"		人事課	行政改革推進室	人事課		消防保安課	子ども未来課	医薬安全課	医療推進課	消防保安課			担当課(室)		F 	
条例の一部を改正する条例	○ 岡山県立青少年農林文化センター三徳園	条例	〇 岡山県国民健康保険保険者機能強化基金	例の一部を改正する条例	〇 岡山県後期高齢者医療財政安定化基金条	例等の一部を改正する条例	〇 岡山県国民健康保険広域化等支援基金条	部を改正する条例	○ 岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一	する条例	び施設等の基準を定める条例の一部を改正	○ 医療法に基づく病院及び診療所の人員及	の一部を改正する条例	○ 岡山県環境への負荷の低減に関する条例	部を改正する条例	○ 岡山県環境文化関係手数料徴収条例の一				関する条例の一部を改正する条例	- ○ 知事の権限に属する事務の処理の特例に	する条例	○ 岡山県青少年健全育成条例の一部を改正	正する条例	目次
	農産課		"		"		"		長寿社会課			医療推進課		環境管理課	循環型社会推進課	環境管理課	長寿社会課	健康推進課	保健福祉課	自然環境課	環境管理課	年課	男女共同参画青少		担当課(室)

外	目次	担当課(室)	目次	担当課(室)
	○ 主要農作物種子法施行条例を廃止する条	"	及び運営の基準を定める条例の一部を改正	
号	例		する条例	
	○ 岡山県営と畜場条例の一部を改正する条	畜産課	○ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業	"
	例		等の人員、設備及び運営の基準等を定める	
	○ 岡山県森林整備加速化·林業再生基金条	林政課	条例の一部を改正する条例	
	例を廃止する条例		○ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設	"
	○ 岡山県道路占用料徴収条例の一部を改正	道路整備課	等の人員、設備及び運営の基準等を定める	
	する条例		条例の一部を改正する条例	
	○ 岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を	河川課	○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的	"
	改正する条例	建築指導課	に支援するための法律に基づく指定障害福	
	○ 岡山県立都市公園条例の一部を改正する	都市計画課	祉サービスの事業等の人員、設備及び運営	
	条例		の基準等を定める条例の一部を改正する条	
	○ 建築物等の制限に関する条例等の一部を	建築指導課	例	
	改正する条例	教育委員会	○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的	"
		警察本部	に支援するための法律に基づく指定障害者	
	○ 岡山県営住宅条例の一部を改正する条例	住宅課	支援施設の人員、設備及び運営の基準等を	
	○ 岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部	教育委員会	定める条例の一部を改正する条例	
	を改正する条例		○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的	"
	○ 岡山県警察職員定員条例の一部を改正す	警察本部	に支援するための法律に基づく障害福祉	
1	る条例		サービス事業の設備及び運営の基準を定め	
231	○ 岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を	"	る条例の一部を改正する条例	
月 2	改正する条例		○ 社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設	長寿社会課
年3	旅館業法施行条例及び岡山県保健福祉関	生活衛生課	備及び運営の基準を定める条例の一部を改	
30	係手数料徴収条例の一部を改正する条例		正する条例	
半灰	○ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備	障害福祉課	○ 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設	"
Г				

- 半成	30	年3	月 2	231																			号		外
び運営の基準を定める条例の一部を改正す	く指定介護療養型医療施設の人員、設備及	条の規定による改正前の介護保険法に基づ	の効力を有するものとされた同法第二十六	第百三十条の二第一項の規定によりなおそ	○ 健康保険法等の一部を改正する法律附則	条例の一部を改正する条例	めの効果的な支援の方法の基準等を定める	定介護予防サービス等に係る介護予防のた	ス等の事業の人員、設備及び運営並びに指	○ 介護保険法に基づく指定介護予防サービ	める条例の一部を改正する条例	人員、施設及び設備並びに運営の基準を定	○ 介護保険法に基づく介護老人保健施設の	条例の一部を改正する条例	設の人員、設備及び運営の基準等を定める	○ 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施	める条例の一部を改正する条例	の事業の人員、設備及び運営の基準等を定	○ 介護保険法に基づく指定居宅サービス等	を改正する条例	の設備及び運営の基準を定める条例の一部	○ 老人福祉法に基づく特別養護老人ホーム	正する条例	備及び運営の基準を定める条例の一部を改	目次
					"					"			"			"			"			"			担当課(室)
																			○ 公布した条例の解説	【解説】	例	施設及び設備並びに運営の基準を定める条	○ 介護保険法に基づく介護医療院の人員、	る条例	目次
																			総務学事課				"		担当課(室)

知事の権限に属する事務の 処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊 原 木 隆

太

岡山県条例第一号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 0 部を改正する条例

次のように改正する。 の権限に属する事務の 処理 の特例に関する条例 (平成十一年岡山県条例第五十 号 0

三十条第三項」に改める。 設置するものを除く。)に係るものを除く。)」を加え、同項ハ中 第七項に規定する幼保連携型認定こども園 高圧ガス保安法施行令 に改め、同項ニ中「第三条第九項」を「第三条第十一項」に改め、 する地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人が 別表第一の二の 同項(55)及び(70)中 同表の四十六の項中「倉敷市」 項中 「充てん」を「充塡」に改め、 (平成九年政令第二十号) 第二十二条に規定する事務に係るものに限る。)」を 各市 町村」の下に (都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立 の下に「(チからヌまでに係るものにあっては、 「(岡山市にあっては、 同表の二十九の項中イを削り、 「第三条第八項」を「第三条第九項」 同項ヌ中「第三十条第二項」を「第 (5)から(6)までに係 口をイとし、

別表第二の二十八の項中 岡 山市 倉敷市」 を 「倉敷市」 に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

県総務関係手数料徴収条例 0 部を改正する条例をここに公布する

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二号

岡山県総務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

第一項第一号」を「第十六条第一項第一号イ」に改め、 六号中「千八百円」を「千九百円」に改め、同条第十七号、第二十一号及び第二十九号中「第十六条 を「第十八条第二項第三号イ」に、 を「五千七百円」に改め、 百円」に改め、同条第十号中「二千八百円」を「二千九百円」に改め、同条第十一号イ中「五千円」 円」に改め、 山県総務関係手数料徴収条例 に改め、 「百八十円」を「百六十円」 同号ロ中「三千四百円」を「四千五百円」に改め、同号ハ中「二千七百円」を「三千六 「二千八百円」を「二千九百円」に改め、 同号ハ(2)中 同号ロ中「三千四百円」を「三千八百円」に改め、同条第十四号及び第十 「二百二十円」を (平成十二年岡山県条例第三号) 「第十八条第二項第四号」を「第十八条第二項第四号イ」に改め、 に改め、 同号ハ(1)中「二百二十円」を 「二百十円」に改め、 同条第四十二号中「第十八条第二項第三号」 同条第七号イ中「五千円」を 0) 一部を次のように改正する 同号二(7)中 [二百十円]

十八条第二項第七号」を「第十八条第二項第七号イ」に改める。 十円」に改め、 同条第四十三号中「第十八条第二項第六号」を「第十八条第二項第六号イ」に、

所則

規定は、 条例は、 同年四月一 平成三十年五月 日から施行する 日から施行する。 ただし、 第二条第四十二号及び第四十三号の改正

山県職員給与条例等の 一部を改正する条例をここに公布する

平成三十年三月二十三日

山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三号

号外

岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例

岡 山県職員給与条例及び岡山県職員の退職手当に関する条例 の一部改正

- 第一条 次に掲げる条例の規定中「第八条第三項」を「第八条第一項第五号」 に改める
- 岡山県職員給与条例(昭和二十六年岡山県条例第十八号)第十一条第四

岡山県公報

岡山県職員の退職手当に関する条例 (昭和二十九年岡山県条例第八号) 第七条第五項第二号

(岡山県地方独立行政法人評価委員会条例の一部改正)

岡山県地方独立行政法人評価委員会条例 (平成十八年岡山県条例第六十号) 0)

附 則 第一条中

一条第三項」

を

「第十一条第四項」

に改める

うに改正する

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

平成30年3月23日

山県職員の退職手当に関する条例等の一 部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四号

1山県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

岡 山県職員の退職手当に関する条例及び岡 山県職員の退職手当に関する条例 0 部を改正する条

例の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「百分の 八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

- 岡山県職員の退職手当に関する条例 (昭和二十九年岡山県条例第八号)附則第二十三項
- 岡山県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (昭和四十八年岡山県条例第四十三

号) 附則第五項

岡山県職員 0 退職手当に関する条例 0 部を改正する条例 (平成三年岡山県条例第二十一号)

附則第三項

(岡山県職員の退職手当に関する条例の 一部を改正する条例の

第二条 岡山県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (平成十八年岡山県条例第四号)

一部を次のように改正する。

附則第二項中 「百分の八十七」 を 「百分の 八十三・七」に、 「百四分の

十三・七」に改める。

この条例は、平成三十年四月一 日から施行する。

平成三十年三月二十三日

特別職の職員の退職手当に関する条例の

一部を改正する条例をここに公布する

山県知事 伊 木 隆

太

岡山県条例第五号

特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の退職手当に関する条例 (昭和五十五年岡山県条例第十三号) 0) 部を次のように改

第三条各号を次のように改める

百分の五十七

副知事 百分の四十

 \equiv 公営企業管理者 百分の二十八

几 百分の二十四

Ŧī. 人事委員会の常勤の委員

常勤の監査委員 百分の十六

この条例は、 平成三十年四月一日から施行する。

知事等の給与の特例に関する条例の 部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第六号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

本則中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める 知事等の給与の特例に関する条例(平成二十六年岡山県条例第五号) の一部を次の

この条例は、 平成三十年四 月 H から施行する

岡山県職員等定数条例 一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

伊 原 木 隆 太

岡山県条例第七号

岡山県職員等定数条例の 一部を改正する条例

山県職員等定数条例 (昭和四十四年岡山県条例第五号) の一部を次のように改正する

条第十号中「五、 第二条第三号中「六人」を「七人」に改め、 一二〇人」を「五、 一三六人」に、「二、七六七人」を「二、七六二人」に、 同条第五号中 「三二七人」を「三二八人」に改

四六五人」を「三、 四五七人」に、 四六五人」を「一、 四四九人」に改める。

号外

この条例は、 平成三十年四月 日から施行する

(経過措置)

岡山県公報

定数を超える職員の数につい ることができる。 この条例の施行の日におい ては、 て、 現にこの条例による改正後の岡山県職員等定数条例の規定による 平成三十一年三月三十一日までの間に限り、 当該定数の外とす

山県税条例及び特定非営利活動法人に係る県税の特例に関する条例 0 部を改正する条例をここ

平成三十年三月二十三日

山県知事 伊 原 木 隆

太

岡山県条例第八号

平成30年3月23日

岡山県税条例及び特定非営利活動法人に係る県税の特例に関する条例の 部を改正する条例

山県税条例の一部改正

第一条 岡山県税条例 (昭和二十九年岡山県条例第三十七号) 0) 部を次のように改正する

第九十二条第二項から第四項までを削る。

と認める者その他特別の事情がある」を「次の各号の 第百二条第一項中 同項に次の各号を加える。 「天災その他特別の事情がある場合におい いずれかに該当する自動車を取得した」 て自動車取得税 0 減免の必要がある

- 身体に障害を有し歩行が困難な者のうち規則で定めるもの (以下この項及び第百十三条第
- 項第一号において 「身体障害者」という。) が運転する自動車であつて当該身体障害者が取得

項第二号にお 精神に障害を有 (当該精神障害者等が自動車を取得することができない し歩行が困難な者のうち規則で定めるも 「精神障害者等」 という。) が運転する自動車 0 以 ーであ デこ ことについ つて当該精神障害者等が 0 項及び第百十三条第 て特別

と知事が認める場合には、 項におい があると知事が認める場合には、当該精神障害者等と生計を一にする者が取得するものを含む。) おい 身体障害者又は精神障害者等 0 て同じ。) (当該身体障害者等が自動車を取得することができないことについて特別の事情がある 7 「通学等」 通院、 という。) 当該身体障害者等と生計を一にする者が取得するものを含む。 通所、 のために運転する自動車であつて当該身体障害者等が (以下「身体障害者等」という。) と生計を一にする者が当該 生業その他これらに類するも 0) (次号及び第百十三条第一

几 身体障害者等の通学等のために運転する自動車であつて当該身体障害者等が取得するも 身体障害者等 (身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。) を常時介護する者が

Ħ. 構造上身体障害者等の利用に供する自動車であつて規則で定めるも

第十一条第一項第三号の規定により当該特定非営利活動法人の定款に記載された特定非営利 車両法第十三条第一項の規定による移転登録を受け 動に係る事業の用に現に供されているもの 人の設立当初の役員又は社員から無償で取得し、 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人が当該特定非営利 かつ、 た自動車であつて、 当該設立の日から三月以 特定非営利活動促進法

七 前各号に掲げるもののほか、 天災その他特別の事情があると知事が認める自動

準額及び」 第四項とし、同条第一 に係る申告書の提出期限までに」を「規則で定めるところにより」 第百二条第二項中 同項中第四号を削り、 「前項」を 項の次に次の二項を加える。 「第一項」に、「第九十七条第一項 第五号を第四号とし、 第六号を第五号とし、 に改め、 の規定による当該自動 同項第二号中 項を同

欄に掲げる額を上限として規則で定める額を減額するものとする 前項の規定を適用する場合には、 次の表の上欄に掲げる自動車の区分に応じ、 それ ぞれ 同

項第 項 第五号から第七号まで 号か ら第四号までに 当該自動車の取得価額と三百万円 当該自動車に係る自動車取得税 た税率を乗じて得た額 か少ない額に当該自動車に係る自動車取得税額 ては、三百万円に規則で定める額を加算した額) 額に相当する (規則 で定め の算定に との ず 用 あ いれつ

3 動車 生計を一にする者が所有する自動車について同項第二号から第四号までの規定により特別 から第五号までに係るものに限る。) 身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者が第一 (規則で定めるものを除く。) 当該自動車を現に所有している場合には、 5 れた身体障害者等に係る他の の取得につい は適用しない 自動車 て同項の規定により自動車取得税の減免を受け、 当該身体障害者等又は現に当該身体障害者等と の取得については 項第一 号から第五号までに掲げる 同項の規定 (同項第

第百六条第一 「自動車 「自動車 (前条の規定の適用を受けるものを除く。) に」に改

二項の規定の適用を受ける」 第三号に該当するものを除く。)」を削り、 れかに該当する自動車」に改め、同項に次の各号を加える。 第六号を削り、 「並びに」を「及び」に改め、 第百十三条第一項中「天災その他特別の事情により必要があると認める者」を 同項第一号中 同条第二項中「ものの」を「もの 「(前項第二号に該当するものを除く。)」を削り、 に改め、 同条中第五項を削り、 同条第四項中 同条第三項中 (前条又は前項の規定の適用を受けるものを除く。) 第六項を第五項とし、 第五号及び第六号」を「又は第五号」 「前項の規定に該当する」を 第七項を第六項とする 同項第四号中 「前条又は前

- 身体障害者が運転する自動車であつて当該身体障害者が所有するも
- 等が自動車を所有することができないことについて特別の事情があると 精神障害者等が運転する自動車であつて当該精神障害者等が所有するも 神障害者等と生計を一にする者が所有するものを含む。) 知事が認める場合に 0)
- 者が所有するものを含む。次号において同じ。) ことについて特別の事情があると知事が認める場合には、 つて当該身体障害者等が所有するもの 身体障害者等と生計を一にする者が当該身体障害者等の通学等のために運転する自 (当該身体障害者等が自動車を所有することができな 当該身体障害者等と生計を 動車で
- 身体障害者等の通学等のために運転する自動車であつて当該身体障害者等が所有するも 身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。) を常時介護する者
- 五. 構造上身体障害者等の利用に供する自動車であつて規則で定めるも
- 域住民の生活に必要なものであつて輸送人員の減少等により運行の維持が困難になつて 般乗合用のバスであつて、 として知事が指定したものの運行の用に供するもの 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者 国の路線の維持に係る補助金を受けて運行する路線 のうち特 が する
- 七 自動車であつて専ら自動車の運転に関する技能の教習の用に供するも (昭和三十五年法律第百五号) 第九十九条第一 項 の指定自 車教習
- た自動車販売業者が販売することを目的として所有する自動車であつて規則で定め (昭和二十四年法律第百八号)第三条第一項の規定による古物営業の 可
- 前各号に掲げるもののほか、 天災その他特別の事情があると知事が認める自
- 項を同条第四項とし、 条第一項の規定による申告書の提出期限までに」を「規則で定めるところにより」に改め、 ては当該自動車税に係る納期限までに、証紙徴収の方法によつて徴収されるものにあつては第百十 納期限」を削り、 同条第一項の次に次の二項を加える 「前項」を「第一項」に、 同項中第四号を削り、 「普通徴収の方法によつて徴収されるも 第五号を第四号とし、 第六号を第五号と 同 0
- の規定を適用する場合には、 して得た額に、 (自動車税 の賦 当該納税義務が発生した月 日後翌年二月末 次の表の上欄に掲げる自 日まで の翌月 O間 動車の区分に応 に納税義務が発生し から当該年度の三月まで れ

を乗じて得た額 するものとする (当該額に百円未満の端数がある場合には、 当該端数を切り捨てた額))を減額

知事が別に定める額	前項第九号に掲げる自動車
を切り上げた額)(当該額に百円未満の端数がある場合にあつては、当該端数当該自動車に係る自動車税の税率の十二分の三に相当する額	前項第八号に掲げる自動車
当該自動車に係る自動車税の税率に相当する額	掲げる自動車前項第五号から第七号までに
とのいずれか少ない額当該自動車に係る自動車税の税率に相当する額と四万五千円	掲げる自動車前項第一号から第四号までに

3 受けているもの する道路運送車両法第三条の軽自動車 障害者等一人につき自動車 項第一号から第五号までに掲げる自動車 同 項の規定を適用するものとする。 (同項第一号から第五号までに掲げる自動車に相当するものに限る。)) を含む。) (当該身体障害者等又は当該身体障害者等と生計を一にする者が所有 (市町村の条例で定めるところにより軽自 (規則で定めるものを除く。) にあ 動車税 って の減免を

第百十三条に次の一項を加える。

5 ならない 記載した事項に変更を生じたときは、 て減免を受けている者が引き続き当該自動車に係る翌年度分の自動車税につ 前項の規定にかかわらず、 当該継続申請書の提出 規則で定めるところにより、 第一項第一号から第四号までに掲げる自動車に係る自動車税に の日 規則で定めるところにより知事にその旨を届け から知事が別に定める日までの間 継続申請書を知事に提出 しなけ いて減免を受け ば 出なけ

附則第二十一条の四の次に次の一条を加える。

(身体障害者等に係る自動車税の減免の特例)

第二十一条の五 り自動車税を減免する場合における同条第二項の適用につ 前条第一項の規定の適用を受ける自動車に 1 0 ては、 て、 第百十三条第一項の規定によ 同項の表中 「四万五千円」と

あるのは、「五万千七百円」とする。

弗二条 岡山県税条例の一部を次のように改正する。

「第六節 自動車取得税 (第九十条—第百二条) ゴルフ場利用税(第七十四条―第八十九条) を「第六節 ル

―第百二条)」に、「第七節の二」を「第七節」に改める。

「ゴルフ場利用税 自動車取得税 を「ゴル フ場利用税」に改める

第三条第二項中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第四条第 項の 「自動車取得税」 「自動車税の環境性能割」 に改める。

第六条中「自動車税」の下に「の種別割」を加える

第十条第一項第六号中 「自動車税」の下に 「の種別割」を加え、 同項第八号中 「自動車取得税」

を「自動車税の環境性能割」に改める。

第十三条第二項中「自動車取得税若しくは」を削る

第二十一条中「自動車取得税」を「自動車税 の環境性 能割 に改め

第二章第七節の節名を削る。

第八十四条から第百二条までを次のように改める

第八十四条から第百二条まで 削除

第二章中第七節の二を第七節とする

第百五条を次のように改める。

(自動車税の)納税義務者等)

第百五条 割によつて、それぞれ課する。 ついて同じ。)に対し、 自動車税は、 自動車 当該自動車の (法第百四十五条第三号に規定する自動車をいう。 取得者に環境性能割によつて、 当該自 動車 以下自 \dot{O} 所有 動車税に

に供するために自動車を取得した者として令で定めるものを含まないものとする。 五号)第二条第五項に規定する運行をいう。次条第三項及び第四項において同じ。) めに自動車を取得した自動車販売業者その他運行 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、 (道路運送車両法(昭和二十六年法律第百 販売 0

場合には、第一項の規定にかかわらず、 は公共の用に供する自動車については、この限りでない。 自動車の所有者が法第百四十八条第一 当該自動車の使用者に種別割を課する。 項の規定により種別割を課することができない ただし、

のにあつては、 第百五条の二の見出し中「の範囲」を削り、 種別割に限る。)」を加え、 同条を第百五条の三とし、 同条中「自動車税」の下に「(第四号に該当する 第百五条の次に次の

(自動車税のみなす課税)

第百五条の二 動車税の賦課徴収については、 て「自動車の取得者」という。) 自動車の売買契約におい 買主を前条第一 及び自動車の所有者とみなして、 て売主が当該自動車の所有権を留保している場合に 項に規定する自動車の取得者 自動車税を課する。 13 お

- 2 に買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があつたときは、
- 3 の他運行以外の目的に供するため取得した自動車につ 項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した自動車又はその販売のためそ 自動車製造業者、 項に規定する新規登録 語に第一 自動車販売業者又は前条第二項の令で定める自動車を取得した者 項の規定の適用を受ける売買契約の (以下この節におい 7 いて、当該販売業者等が 「新規登録」という。) 締結が行われた場合を除く。) 道路運送車両法

該販売業者等を自動車の取得者とみなして、 環境性能割を課する。

限りでない 法の施行地外で自動車を取得した者が、 当該自動車に 当該自動車を運行の用に供する者を自動車 りい 他の都道府県におい 当該自動車を県内に持ち込んで運行の用に供した場合 て既に環境性能割が課されてい の取得者とみなし て、 環境性能割を課する

第百五条の三の次に次の十三条を加える。

(環境性能割の課税免除)

第百五条の四 の適用を受けるものを除く。)に対しては、 める者が、その業務の用に供する自動車のうち次の各号のいずれかに該当するもの 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条の規定により厚生労働大臣が定 環境性能割を免除する。 (前条の規定

- 一 救急自動車
- 二 患者の輸送の用に供する自動す
- 三 血液事業の用に供する自動車
- 四 巡回診療又は成人病検診の用に供する自動

(環境性能割の課税標準

第百五条の五 額」という。)とする るところにより算定した金額 環境性能割の課税標準は、 (第百五条の七及び第百五条の十六第二項において 自動車の取得のために通常要する価額として省令で定め 「通常の取得価

(環境性能割の税率)

第百五条の六 能割の税率は、 む。次項及び第三項において同じ。) 次に掲げる自動車 百分の一とする。 (法第百四十九条第一 の規定の適用を受けるものを除く。) 項 (同条第二項において準用する場合を含 に対して課する環境性

- 四十九条第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。 次に掲げるガソリン自動車 (ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車を 次項第一号におい て同じ。) 11
- 乗用車のうち、 次のいずれにも該当するもので省令で定めるも
- (1)七年ガソリン軽中量車基準をい 平成十七年ガソリン軽中量車基準 以下この条におい (法第百四十九条第一 て同じ。) 項第四号イ(1)に規定する平成 に適合すること。
- (2)の一を超えないこと。 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の
- (3) 基準エネルギー消費効率以上であること。 下この条において同じ。) エネルギー消費効率 (法第百四十五条第四号に規定するエネル が法第百四十九条第一項第四号イ③に規定する平成三十二年度 ギ ー消費効率をいう。
- 口 で省令で定めるもの 車両総重量 (道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をい 五トン以下のバス又はトラッ クのうち、 次の 13 ず ń にも該当するも

号外 平成30年3月23日 岡山県公報

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2)窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の
- (3)第四号ロ(3)に規定する平成二十七年度基準エネルギー消費効率をい て同じ。)に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。 エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギ - 消費効率 (法第百四 以下この条にお
- も該当するもので省令で定めるもの 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、 次の
- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2)窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化 0
- (3) 車両総重量が二・五トンを超え三・ た数値以上であること エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギ 五. -シ以下 \dot{o} ス又はトラッ ー消費効率に百分の百 クのうち、 次 五を乗じて得 0 61

も該当するもので省令で定めるもの

- (2)(1) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- 一を超えないこと。
- (3)た数値以上であること。 エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギ ー消費効率に百分の百十を乗じて得
- 第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をい 次項第二号において同じ。) 法第百四十九条
- も該当するもので省令で定めるもの 車両総重量が二・五トンを超え三・ 五トン以下のバス又はトラックのうち、 次の
- (1)平成二十一年軽油軽中量車基準 軽中量車基準をいう。 以下この条において同じ。) (法第百四十九条第一 項第五号イに規定する平成二十 に適合すること
- (2)物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一 油軽中量車基準に定める窒素酸
- (3)た数値以上であること。 消費効率が平成二十七年度基準エネル ギ 消費効率に百分の百 五を乗じて得
- 口 も該当するもので省令で定めるも 車両総重量が二・五トンを超え三・ 五ト ス又はトラッ 次
- 年軽油軽中量車基準に適合すること
- 消費効率が平成二十七年度基準エネル ギ 消費効率に百分の百十を乗じて得

- で省令で定めるもの 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、 次のいずれにも該当するもの
- (1)年軽油重量車基準をい 油重量車基準 次項第二号ハ (法第百四十九条第一 (1)におい て同じ。) 項第五号ニ⑴に規定する平成二十 に適合すること
- (2)た数値以上であること。 エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得
- で省令で定めるもの 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、 次のいずれにも該当するも
- (1) 年軽油重量車基準をいう。 平成二十一年軽油重量車基準 以下この条において同じ。)に適合すること。 (法第百四十九条第一項第五号ホ⑴に規定する平成二十
- (2)及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化
- (3) た数値以上であること。 エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネル ギ 消費効率に百分の百五を乗じて得
- で省令で定めるもの 車両総重量が三・五トンを超えるバ ス又はトラッ クのうち、 次の 11 ずれにも該当する
- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- た数値以上であること。 エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギ 消費効率に百分の百十を乗じて得
- 0 規定の適用を受けるものを除く。) 次に掲げる自動車 (法第百四十九条第一 に対して課する環境性能割の税率は、 「項及び 前項 (第四項におい て準用する場合を含む。) 百分の二とする。
- 一次に掲げるガソリン自動車
- 該当するもので省令で定めるもの 乗用車又は車両総重量が二・五ト ン以下のバス若しくはトラックのうち、 次
- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2)の排出量が平成十七年ガ ソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物 0
- の一を超えないこと。
- (3)た数値以上であること。 エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネ jレ ギ 消費効率に百分の百十を乗じて得
- 口 も該当するもので省令で定めるもの 車両総重量が二・五トンを超え三・ 五. \dot{O} バ ス又はトラッ クのうち、 次 0 11
- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- の排出量が平成十七年ガ ソリン軽中量車基準に定める窒素酸化
- 消費効率が平成二十七年度基準エネルギ 消費効率以上であること。

(3)

- 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、 次の
- (1)平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること
- 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の
- 一を超えないこと。
- (3)た数値以上であること エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギ 消費効率に百分の百五を乗じて得
- 次に掲げる軽油自動車
- 車両総重量が二・五トンを超え三・ 五 ト ン以下のバ ス又はトラッ クのうち、 次の 11
- も該当するもので省令で定めるも
- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2)窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一 年軽油軽中量車基準に定める窒素酸
- 物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと

(3)

車両総重量が二・五トンを超え三・ 五トン以下のバス又はトラックのうち、 次のい ń

エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること

- (1) も該当するもので省令で定めるもの 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること
- (2)エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギ 消費効率に百分の百五を乗じて得
- た数値以上であること。
- 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラッ クのうち、 次 0 13 ずれにも該当するも
- で省令で定めるもの
- (1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること
- (2)エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、 次のいずれにも該当するも
- で省令で定めるもの
- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2)窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十 年軽油重量車基準に定める窒素酸化物
- 及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギ

ー消費効率以上であること。

(3)

- 車両総重量が三・五トンを超えるバ ス又はトラッ クのうち、 次のいずれにも該当するも
- で省令で定めるもの
- 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- 消費効率が平成二十七年度基準エネルギ 消費効率に百分の百五を乗じて得
- 3 法第百四十九条第 項及び前二項 (これらの規定を次項におい て準用する場合を含む。)

れぞれ同表の下 定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、 いて準用する。 第一項 法第百四十九条第二項に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車につ (第一号イ及び口に係る部分に限る。) 及び第二項 欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 この場合におい 表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 (第一号イに係る部分に限る。) 百分の三とする。

第一項第一号イ(3) 法第百四十九条第一項第四 マ成二十二年度基準エネルギー消費効率 第一項第一号イ(3) 法第百四十九条第一項第四号口(3) 平成二十七年度基準エネルギー消費効率をい う。以下この条において同 じ。)に百分の百五十を乗じて得た数値 で。)に百分の百十五 で、			
法第百四十九条第一項第四 号イ(3)に規定する平成三十 二年度基準エネルギー消費 効率 中成二十七年度基準エネル 手ー消費効率(法第百四十 で。)に百分の百十五 で。)に百分の百十五 で。)に百分の百十五 で。)に百分の百十五	第一		第一
法第百四十九条第一項第四 号イ(3)に規定する平成三十 二年度基準エネルギー消費 効率 中成二十七年度基準エネル 手ー消費効率(法第百四十 で。)に百分の百十五 で。)に百分の百十五 で。)に百分の百十五 で。)に百分の百十五	項第	項第	項
法第百四十九条第一項第四 号イ(3)に規定する平成三十 二年度基準エネルギー消費 効率 中成二十七年度基準エネル 手ー消費効率(法第百四十 で。)に百分の百十五 で。)に百分の百十五 で。)に百分の百十五 で。)に百分の百十五	一 早	一 一 早	一 一 早
法第百四十九条第一項第四 号イ(3)に規定する平成三十 二年度基準エネルギー消費 効率 中成二十七年度基準エネル 手ー消費効率(法第百四十 で。)に百分の百十五 で。)に百分の百十五 で。)に百分の百十五 で。)に百分の百十五	タイ (2)	カ ロ (2)	タイ (2)
	(3)	(3)	(3)
	ギ平	じうことなった。	効 二 号 法
	1 八二十	ン	学年7 第度(3)百
	質効力	下 子 人 質 対 一 質 対 一 質 対 上 日 質 対 上 日 質 対 上 日 質 対 上 日 質 対 上 日 質 対 上 日 質 対 上 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	基 に 四 準 規 十
	半に工年度	の条件を対する	エ定九条
	白 基分 準	日十五日日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	ル る 第 ギ 平 一
	のエネ	サい 挙 度 (3) 百 エ て を 基 に 四 ネ	】 成項 消三第
(法第百四十九条第二項に規定する基準 工ネルギー消費効率であつて平成二十二 年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。以 下この号及び次項第一号イ(3)において同 じ。)に百分の百五十を乗じて得た数値 平成二十二年度基準エネルギー消費効率 に百分の百四十四		· ·	
二十二年度基準エネルギー消費効率 のとして定められたものをいう。以 のとして定められたものをいう。以 の号及び次項第一号イ(3)において同 に百分の百五十を乗じて得た数値 二十二年度基準エネルギー消費効率 二十二年度基準エネルギー消費効率	に可成	に 平 百 成	じ 下 き 年 エ (平 成 法 成
二年度基準エネルギー消費効率 一消費効率であつて平成二十二 人で次項第一号イ(3)において同 及び次項第一号イ(3)において同 日分の百五十を乗じて得た数値 二年度基準エネルギー消費効率 百四十四	分二十	分二の十	に 号と降ギ百十
- 皮基準エネルギー消費効率 - 大条第二項に規定する基準 - 大条第二項に規定する基準 - 大定められたものをいう。以 定められたものをいう。以 一度基準エネルギー消費効率 - 皮基準エネルギー消費効率 - 大八	百二年	百二 四 年	日から
一条準エネルギー消費効率 一条第二項に規定する基準 一場のよれたものをいう。以 一場のよれたものをいう。以 一場のでおいて適用されるべ 一場のにおいて同 一場のにおいて適用されるべ であつて平成二十二 一場のにおいて同 一場である。 一場のにおいて同 一場のにおいて同 一場のにおいて同 一場のにおいて同 一場のにおいて同 一場のにおいて同 一場のにおいて同 一場のにおいて同 一場のにおいて同 一場のには、 一場のには、 一場のには、 一場のには、 一場のには、 一場のには、 一場のには、 一場のには、 一場のには、 一場のには、 一場のには、 一場のには、 一場のには、 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、 一	一一度基	十度	の百年度 大原
一項に規定する基準 一項に規定する基準 一号イ(3)において同 を乗じて得た数値 イネルギー消費効率	を準	~ 準	五十、日本の一、日本の一、日本の一、日本の一、日本の一、日本の一、日本の一、日本の一
ルギー消費効率 ルギー消費効率 ルギー消費効率	エネ	上	を乗ったいある。
1 消費効率 1消費効率	ルギ	ルギ	(で) (3) の 適 て 規 ギ
費 敷 率 関 数 を を 数 を を 数 を で 数 を で 数 を に の の に 。 に 。 に 。 に に に に に 。 に に に に に に に に に に に に に] 消		そにを用平定 にを用ではす消
~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	·費 効	費	たいう。 大名 書
	率	率	値同以べ二準率

(環境性能割の免税点)

第百五条の七 (環境性能割の徴収の方法) 通常の取得価額が五十万円以下である自動車に対しては、 環境性能割を課さない

(野地) 前書の得叫の一次/

第百五条の八 環境性能割の徴収につい ては、 申告納付の方法による

(環境性能割の申告納付)

第百五条の九 なければならない 必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、 める時又は日までに、 環境性能割の納税義務者は、 省令で定める様式により、 次の各号に掲げる自 環境性能割の課税標準額、 その申告に係る環境性能割額を納付 「動車の区分に応じ、 環境性能割額その他

- 一 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時
- 道路運送車両法第十三条第一項の規定による移転登録 (その日前に当該移転登録を受けたときは、 を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があつた日 当該移転登録 (以下この節におい から十 7 五日を経過す
- する日 車検査証の記入を受けるべき自動車 前二号に掲げる自動車以外の自動車で、 (その日前に当該記入を受けたときは、 当該記入を受けるべき事由があつ 道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動 当該記入の時 た日から十五日を経過

几 前三号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から十五日を経過する日

に掲げる区分に応じ、 取得者が取得した自動車について必要な事項を記載した報告書を知事に提出しなけ 自動車の取得者 (環境性能割の 当該各号に定める時又は日までに、 納税義務者を除く。 以下この項において同じ。) 省令で定める様式により、 ればならな

(環境性能割の期限後申告及び修正申告納付)

- 第百五条の十 より申告納付することができる て「申告書」という。) ても、 法第百六十八条第四項の規定による決定の通知があるまでの間は、 前条第一項の規定により同項に規定する申告書(以下この条及び次条第 を提出すべき者は、前条第一項各号に規定する申告書の提出期限後にお 前条第一 項の規定に 項
- 告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は環境性能割額に 又は法第百六十八条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定を受けた者は、 不足額がある場合には、遅滞なく、 前条第一項若しくは前項若しくはこの その修正により増加した環境性能割額を納付しなければならな 省令で定める事項を記載した修正申告書を知事に提出すると 項の規定により申告書若しくは修正申告書を提出 0

(環境性能割の納付の方法)

- 第百五条の十一 割額を納付する場合 収納計器により表示を受けることによつてしなければならない。 次項にお 環境性能割の納税義務者は、 いて同じ。)には、 (法第百七十条の規定により当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場 申告書又は前条第二項に規定する修正申告書に証紙代 第百五条の九第一項又は前条の規定により環境性能
- 該環境性能割額に係る延滞金額を含む。)に相当する金額を現金で納付するものとする。 より環境性能割額を納付する場合であつて、知事が必要と認めるときは、 前項の規定にかかわらず、環境性能割の納税義務者は、第百五条の九第一項又は前条の規定に 当該環境性能割

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第百五条の十二 項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、 環境性能割の納税義務者が第百五条の九の規定により申告し、 その者を十万円以下 又は報告す バさ事

(譲渡担保財産に対して課する環境性能割の納税義務の免除)

- 第百五条の十三 当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から六月以内に譲渡担保権者 譲渡担保財産に対する環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除する から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者が 知事は、譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合にお 取
- 自動車 の規定に 0) 登録番号、 より免除を受けようとする者は、 移転年月日その他必要な事項を記載した申請書を知事に提出し 同項に規定する事由が発生した日 から十 \exists

(譲渡担保財産の取得に対して課する環境性能割の還付

- 第百五条の十四 当該徴収金を還付する。 て前条第一 項の規定の 知事は、 環境性能割に係る徴収金を徴収した場合におい 適用があることとなつたときは 同項の譲渡担保権者の申請に基づ て、 当該環境性能割につ て
- 号、環境性能割額その他必要な事項を記載した申請書を知事に提出 前項の申請をする者は、 同項に規定する事由が発生した日から十五日以 しなけ 内に、 ればならない \dot{o}

(自動車の返還があつた場合の環境性能割の納税義務の免除等)

- 第百五条の十五 動車販売業者に返還した場合には、 する理由で省令で定めるものにより、 能割に係る納税義務を免除する。 て「自動車の取得をした者」という。)が、 知事は、自動車販売業者から自動車の取得をした者(以下この項及び次項 当該自動車の取得をした者が取得した自動車に対する環境性 当該自動車の取得の日から一月以内に当該自動車を当該自 当該自動車の性能が良好でないことその他これに類
- 環境性能割を徴収した場合において、 知事は、 自動車の取得をした者の申請に基づい 当該環境性能割につい て、 て前 当該環境性能割額に相当する 項の規定の適用があることと
- 3 前項の申請をする者は、 環境性能割額その他必要な事項を記載した申請書を知事に提出しなけ 同項に規定する事由が発生した日から十五日以内に、 ればならな 自 軍の

(環境性能割の減免)

第百五条の十六 知事は、 次の各号の 13 ずれか に該当する自動車に対しては、 環境性能割を減免す

- 項第一号におい 身体に障害を有し歩行が困難な者のうち規則で定めるも 7 「身体障害者」という。)が運転する自動車であつて当該身体障害者が取 0 (以下この項及び第百十三条第
- 項第二号において「精神障害者等」という。)が運転する自動車であつて当該精神障害者等が があると知事が認める場合には、当該精神障害者等と生計を一にする者が取得するものを含む。) 精神に障害を有し歩行が困難な者のうち規則で定めるもの (当該精神障害者等が自動車を取得することができないことにつ (以下この項及び第百十三条第 て特別
- と知事が認める場合には、 項において「通学等」という。)のために運転する自動車であつて当該身体障害者等が取得す 身体障害者等の通学、通院、通所、生業その他これらに類するもの(次号及び第百十三条第一 身体障害者又は精神障害者等 (当該身体障害者等が自動車を取得することができないことについて特別の事情がある 当該身体障害者等と生計を一にする者が取得するものを含む。 (以下「身体障害者等」という。) と生計を一にする者が当該
- 身体障害者等の 通学等のために運転する自動車であつて当該身体障害者等が取得するも (身体障害者等のみで構成される世帯 の者に限る。) を常時介護する

- Ħ. 構造上身体障害者等の利用に供する自動車であつて規則で定めるも
- 定款に記載された特定非営利活動に係る事業の用に現に供されてい を受けた自動車であつて、 人の設立当初の役員又は社員から無償で取得し、 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人が当該特定非営利活動法 同法第十一条第一項第三号の規定により当該特定非営利活動法 かつ、 当該設立 0 日から三月以 内に移
- 前各号に掲げるもののほか、天災その他特別の事情があると知事が認める自
- 欄に掲げる額を上限として規則で定める額を減額するものとする。 前項の規定を適用する場合には、 次の表の上欄に掲げる自動車の区分に応じ、 ぞれ 同

当該自動車に係る環境性能割額に相当する額	掲げる自動車前項第五号から第七号までに
用いた税率を乗じて得た額	
いずれか少ない額に当該自動車に係る環境性能割額の算定に	
にあつては、三百万円に規則で定める額を加算した額)との	掲げる自動車
当該自動車の通常の取得価額と三百万円(規則で定める場合	前項第一号から第四号までに

3 ては、 号までの規定により特別の事情があると認められた身体障害者等に係る他の自動車 運送車両法第三条の軽自動車について市町村の条例で定めるところにより軽自動車税の環境性能 当該自動車を現に所有している場合 身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者が第一項第一号から第五号までに掲げる自 の減免を受け、 (規則で定めるものを除く。) について同項の規定により環境性能割の減免を受け、 同項の規定(同項第一号から第五号までに係るものに限る。) 現に当該身体障害者等と生計を一にする者が所有する自動車につい かつ、 当該軽自動車を現に所有している場合を含む。) (同項第一号から第五号までに掲げる自動車に相当する道路 は適用しない には、 て同 .項第二号から第四 0 う、 つ、

- 次に掲げる事項を記載 しなければならない 項の規定によつて環境性能割の減免を受けようとする者は、 した申請書に減免を必要とする事由を証する書類を添付して、 規則で定めるところにより、
- 一 申請者の住所及び氏名又は所在地及び名称
- 一 減免を受けようとする環境性能割の額
- 三 自動車の登録年月日及び登録番号
- 四 減免を必要とする理由
- 五 その他参考となるべき事項

条」を「第百五条の三」に、 第百六条の見出し中「自動車税」 を「第百四十八条第一項」に改め、 「自動車税の課税」を「種別割」に改め、 「種別割」 同条第五項中 に改め、 同条第一項から第三項までの規定中 「自動車税の課税」 同条第四項中 「第百四

第百七条の見出 「(種別割の税率)」 に改め、 同条第 項 单 自動車税 の税率は 次の各号に

規定する電気自動車をいう。 第三号中 め、同条第三項中「電気を動力源とする自動車」を「電気自動車 掲げる自動車に対 車税について同様とする」を「②及び第百十三条第一項第六号におい 加え、同号イ(1)中 「その他」を 同条第四項各号列記以外の部分を次のように改める。 「バス」 「一般乗合用バス以外のバス」に改め、 の 下 に ししを 「一般乗合用」を「一般乗合用バス」に、「ものを」を「バスを」に、 次 「(三輪の小型自動車であるものを除く。 次項において同じ。)」に、「係る自動車税」を「対して課する種別割 の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は」 同条第二項中「自動車税」を「種別割」に改 (法第百四十九条第一項第一号に 以下この号におい て同じ」に改め、 に改 て同じ。)」を

以下

する種別割 第一項第二号に掲げる自動車のうち最大乗車定員が四人以上で乗用車に準ずるも の税率は、 それぞれ加算した額とする。 同項の規定にかかわらず、 同号に定める額に、 次の各号の区分に応じ当該 のに対

第百七条第四項各号中「電気を動力源とするもの」 「種別割」に改め、 「税率に」の下に「、それぞれ」を加える。 を「電気自動車」 に改 め、 同条第五 項

第百八条 (見出しを含む。)中「自動車税」を「種別割」 に改める

十一日」を「同月三十一日」に改める。 第百九条の見出しを「(種別割の納期)」に改め、 同条中 「自動車税」 を 「種別割」

の十第一 に、「においては、 運送車両法第七条の規定による登録」を「新規登録」に、 同条第四項中 第百九条の二の見出し及び同条第一項中「自動車税」を 項」に、「自動車税の徴収」を「種別割の徴収」に、「自動車税の賦課期日」を 同条第三項中「自動車税を」を「種別割を」に、 「よつて」を「より」に改め、同条第五項中「によつて自動車税」を「により種別割 当該自動車税」を「には、当該種別割」に改める。 自 「第百五十条第一項」 「種別割」に改 動車税額」を「種別 8 同 を **|**条第二項 割額」 「第百七十 「賦課期

定による登録」を「新規登録」に、「係る自動車税」を「対して課する種別割」に改め 第百九条の三の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、 同条中「道路運送車両法第

車両法第十二条第一項に規定する変更登録又は移転登録」 第百十条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、 「道路運送車両法第七条、 第十二条又は第十三条の規定による登録」 に改める。 同条第一項中「自動車税」を を 「新規登録 道路運送

渡し代金」を「売渡代金」に、「受取り状況」を 第百十条の二第一項中 「第百五条第二項」を 「第百五条の二第一項」 「受取状況」に改める に改 \emptyset 同 項第二号中

に、 第百十一条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、 「においては」を「には」に改める。 同条中「よつ て申告」を

第百十二条中「第百五条第二項」を「第百五条の二第一 に改める 項 に改 め 同条第四号中

第百十三条の見出しを「(種別割 同項第六号中 般乗合用の バ 0 ス 減免)」 を に改 般乗合用 め、 同条第一 バ ス に改 項中 8 「自動車税 同条第二 項中 を 「自動車税」

動車税 を 「種別割」に改め、 の減免」を に改め、 同条第五項中 「種別割の減免」に改め、 同条第三項中「軽自動車税」 「自動車税」を 同項第二号中 「種別割」 の下に に改める。 「の種別割」 「自動車税」 |種別割| 同条第四

附則第十七条の四及び第十七条の五を削る。

附則第十八条から第二十条までを次のように改める

第十八条から第二十条まで 削除

附則第二十一条の三の三の次に次の一条を加える。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第二十一条の三の四 次の表の上欄に 条第四項におい 掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 て準用する場合を含む。) 営業用の自動車に対する第百五条の六第一項及び第二項 並びに同条第三項の規定の適用につい それぞれ同表の下欄に掲げる字 (これら ては、 の規定を同

百分の二	百分の三	第三項
百分の一	百分の二	第二項(第四項において準用する場合を含む。)
百分の〇・五	百分の一	第一項(第四項において準用する場合を含む。)

を「法第百四十九条第一項第二号に規定する天然ガス自動車をいう」に、 動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。 の項」に、 車税の種別割」 に限る。)」を「第百七条第一項第三号イ⑴に規定する一般乗合用バス」 項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令で定めるものをいう。 収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第十六 車で併せて電気その他の省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、 して用いる自動車」を「第百五条の六第一項第二号に規定する軽油自動車」 において同じ」を「同項第三号に規定する電力併用自動車をいう」に、 「初回新規登録」に改め、 附則第二十 「第百七条第三項に規定する電気自動車をいう」に、 「新車新規登録」 る自動車で省令で定めるものをいう。 一条の四 「第百七条第一項」 一の見出 を「初回新規登録」に改め、 同条第三項から第七項までを削る。 し中 「自動車税」 を 「同条第一項」 の下に 第三項第二号及び第五項第二号におい 「の種別割」 第三項第一号及び第五項第一号にお に改め、 同項第二号中 「専ら可燃性天然ガスを内燃機関 同項第一号中 を加え、 「バス(一般乗合用 「軽油を内燃機関 「内燃機関を有する自動 同条第一 に、 「自動車税」を 廃エネル 「この条」 「新車新規登録」 第三項第三号 单 て同 0 ギーを回 のもの 0 て同

附則第二十一条の五 (見出しを含む。) 中 「自動車税」の下に 種別割」

(特定非営利活動法人に係る県税の特例に関する条例の一部改正

を次のように改正する 特定非営利活動法人に係る県税の特例に関する条例 (平成十三年岡山県条例第九号) 0

第四条を削り、第五条を第四条とする。

附則第三項中「及び第四条」を削る。

附則

施行期日)

- に定める日から施行する この条例は、 平成三十一 一年十月 日 から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、
- 一 附則第十項の規定 公布の日
- 第一条及び第三条並びに次項から附則第四項まで及び附則第六項 \hat{O} 規定 平成三十 月

日

(自動車取得税に関する経過措置)

号外

- 二条の規定は、 対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。 の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、 一条の規定による改正後の岡 附則第一項第二号に掲げる規定の施行の 山県税条例 。 以 下 「四月新条例」 É 。 以 下 第二号施行日前の 「第二号施行日」 という。) 第九十二条及び第百 動車の
- 3 県税の特例に関する条例第四条の規定の適用については、 第二号施行日前の自動車の取得に対する第三条の規定による改正前の特定非営利活 なお従前の例による。 動法

岡山県公報

- 4 定により行った自動車取得税の減免とみなす 第九十二条第二項の規定により行った自動車取得税の課税免除は、 四月新条例第百二条第三項の規定の適用につい ては、第一条の規定による改正前 四月新条例第百二条第一 の岡山 0
- 5 については、なお従前 この条例の施行の の例による。 。 以 下 「施行日」 とい <u>ځ</u> ° 前 O自 1動車の 取得 に対 て課する自 車

(自動車税に関する経過措置)

平成30年3月23日

- 6 行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税につい 四月新条例第百六条及び第百十三条並びに附則第二十一条の五の規定は、 いては、なお従前の例による。 て適用し、 平成三十年度分までの 平成三十 年度分 自動車 0
- 13 環境性能割に関する部分は、 第二条の規定による改正後の岡山県税条例 施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税 。 以 下 「十月新条例」 とい . ئ ئ の規定中 0 環境性能
- 8 得税の減免とみなされるものを含む。) 税条例第百二条第一項の規定により行った自動車取得税 動車税の環境性能割の減免とみなす。 十月新条例第百五条の十六第三項の規定の適用につ 十月新条例第百五条の十六 11 の減免 ては、 第二条の規定による改正前 (附則第四項の規定により 第一項 の規定に 0 行 動 尚 0 車 Щ 取 県
- 9 務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成三十二年度以後の年度分の自動車税の種別割に 十月新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、 なお従前 平成三十一年度分までの施行日前に納税義務が発生し O平成三十 一年度分の施行日 た者に課する自動車 以 後に納税義 0

10 めに必要な準備行為は、 四月新条例第百十三条第四項の規定による自動車税 第二号施行日前におい ても行うことができる の減免の申請その 他四月新条例を施行するた

、証紙代金収納計器による自動車取得税及び自動車税の徴収に関する条例 0 部

11 証紙代金収納計器による自動車取得税及び自動車税の徴収に関する条例 (昭和四十六年岡

例第三十七号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

証紙代金収納計器による自動車税の徴収に関する条例

第一条中「第九十八条第一項」を「第百五条の十一第一項」 に改め、「自動車取得税及び」を削る

第二条及び第三条中 「自動車取得税額又は」を削る。

号外

第七条及び第八条中 「自動車取得税及び」 を削る。

(岡山県産業廃棄物処理税条例の一部改正)

12 岡山県産業廃棄物処理税条例 (平成十四年岡山県条例第四十七号)の一部を次のように改正する

第十六条第一項中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改める。

岡山県公報

平成三十年三月二十三日

岡山県産業廃棄物処理税条例

0

部を改正する条例をここに公布する

山県知事 伊 原 木 太

岡山県条例第九号

岡山県産業廃棄物処理税条例の一部を改正する条例

山県産業廃棄物処理税条例(平成十四年岡山県条例第四十 七号)の一部を次のように改正する

第十六条の見出しを「(賦課徴収等)」に改め、同条に次の一項を加える

平成30年3月23日

産業廃棄物処理税は、 地方税法施行令第六条の二十二の四第六号及び第六条の二十二の九第四号

に規定する法定外目的税で条例で指定するものとする。

この条例は、 平成三十年四 月 日から施行する

山県青少年健全育成条例 0 部を改正する条例をここに公布する

平成三十年三月二十三日

岡 山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第十号

岡山県青少年健全育成条例の 一部を改正する条例

律第六十五号) 山県青少年健全育成条例 「旅館業 第二条第三項に規定する住宅宿泊事業、 (」を削り、 (昭和五十二年岡山県条例第二十 のをいう。)」を 同条第六項に規定する住宅宿泊管理業」 「旅館業、 九号) 住宅宿泊事業法 部を次の ように改正する。 (平成二十九年法

の条例は、 平成三十年六月十五日から施行する

知事の権限に属する事務 0 処 理 O特例に関する条例の 部を改正する条例をここに公布する

平成三十年三月二十三日

県知事 原 木 隆 太

号外

岡山県公報

ラの次に次のように加える。

知事の権限に属する事務の処理 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 の特例に関する条例 (平成十 0 部を改正する条例 一年岡山県条例第五十 0

第二項及び第十八条の三十一第二項」に改め、 八条の三十一第一項」に改め、 別表第一中十一の項を削り、 のように改正する。 同表の十五の項ニ中 十 二 の 同項ホ及びへ中「及び第十八条の十三第二項」を「、 「及び第十八条の十三第一 項を十 一の項とし、 同項中オをマとし、 項」を 十三の項を十二の項とし、 「、第十八条の十三第一 ムからノまでをノからヤまでとし 十四四 項及び第十 項を十三

十五第一 -五第一項の規定による届出の受理法第十八条の二十三第一項、第十八条の二十四第一 項及び第十八条の二

-八条の二十九の規定による改善等の勧告及び措置の命-八条の二十六の規定による計画の変更及び廃止の命令 命令

項中 の項 別表第 下中 「この項」 一中十五 「第四条第二項」を「第四条第三項」に改め、 の 下 に の項を十四 「及び次項」を加え、 の項とし、 十六の項から十九の項までを一項ずつ繰り上げ、 同項を同表の二十の項とし、 同項を同表の十九の項とし、 同項の次に次 同表の二十 0 一項を加え 同表の二十 <u>ー</u>の

平成30年3月23日

る。

法及び省令に基づく事務のうち、 次に掲げるも 0)

又は農林水産業に係る被害の防止を目的とするツキ 法第九条第 一項の規定による鳥獣の捕獲等の許可 ・ノワグ (鳥獣 マ 、の捕獲等に係による生活環境

るものに限る。)

- 口 に係るものに限る。) 法第九条第四項の規定による許可 0 有効期 間 の決定 (イに規定する許可
- に限る。) 法第九条第五 項の規定による条件 0 付加 (イに規定する許 可に係るもの
- のに限る。) 法第九条第七項の規定による許可証の交付 (イに規定する許可に係るも
- ものに 法第九条第八項 法第九条第九項の規定による許可証及び従事者証の再交付 限る。) 0 規定による従事者証の交付 (イに規定する許 (イに規定す

る許可に係るものに限る。)

ワ 規定する許可に係るものに限る。) に違反した者に対する措置命令 申請に係るものに限る。) ものに限る。) のに限る。) 法第九条第十三項の規定による捕獲等の結果の報告の受理 省令第七条第十一項の規定による許可証の交付を受け 省令第七条第三項の規定による書類の提出 法第七十五条第一 法第十条第二項の規定による許可の 法第九条第十一項の規定による許可証及び従事者証の返納の受理 項の規定による法第九条第五項の規定により付され 項の規定による報告の徴収 (イに規定する許可に係るも 取消し の要求 (イに規定する許可に係るも

のに限る。)

た条件

(イに規定す

イに

- (イに規定する許可に係る
- (イに規定する許 可
- 更の届出の受理 (イに規定する許可に係るも のに限る。) た者の住所等の 変
- 更の届出の受理 省令第七条第十二項の規定による従事者証に記載された者の住所等の (イに規定する許可に係るものに限る。)
- する許可に係るものに限る。) 省令第七条第十三項の規定による許可証の亡失の届出 省令第七条第十四項の規定による従事者証 の亡失の届出 の受理 の受理 (イに規

別表第 の二十二の項の次に次 の一項を加える。

定する許可に係るも

十二の二 基づく事務のうち、 以下この項において 条例第八条第二項の規定による意見 条例第八条第一項の規定による勧告及び助 条例第七条第二項の規定による通知の受理 条例第七条第一項の規定による行為の届出 山県自然海浜保全地区条例 次に掲げるもの 「条例」という。) 0 (昭和五十六年岡 及び条例の の受理 行の 山県条例第二十 0 山

二十九条第十 表第一の三十八の項ヌ中 一項及び第十二項」を「第二十九条第十三項及び第十五項」 「第二十九条第九項」を 「第二十九条第十一 に改め、 項」に改め、 同ル 同 の次に次 項 ル 中 「第

うに加える。

ヲ 係るものに限る。) 命令並びに公示(有料老人ホームのうち地域密着型特定施設であるもの法第二十九条第十四項及び第十五項の規定による事業の制限及び停止 にの

ワ 着型特定施設であるも 設であるものに係るものに限る。九条第十七項の規定による援助 (有料老人ホー

二十九条第十 うに加える。 一の三十九の項ラ中 項及び第十二項」 「第二十九条第九項」を を「第二十九条第十三項及び第十五項」 「第二十九条第十 に改め、 項」に改め、 同 同項ム中 の次に次

ゥ 係るものに限る。) 命令並びに公示(有料老人ホー · 令並びに公示(有料老人ホームのうち地域密着型特定施設であるものに法第二十九条第十四項及び第十五項の規定による事業の制限及び停止の

別表第一の四十三の項中でを106とし、 着型特定施設であるものに係るものに限る。 63から75までを三十ずつ繰り下げ (62) を(89) とし、 同 (89)

の次に

法第二十九条第十七項の規定による援助(有料老人ホー

次のように加える。

法第百十五条の二等、頁の規定による条件の付加法第百十五条の二第五項の規定による意見の聴取法第百十五条の二第四項の規定による通知

別表第一 の四十三の項中 (61) を(64) とし、 の次に次のように加える。

法第百七条第一項の規定による開設の許可

法第百七条第二項の規定による入所定員等の変更の許可

法第百七条第六項 (法第百八条第四項において準用する場合を含む。)

の規定による通知及び意見の聴取

法第百八条第一項の規定による開設の許可の更新

法第百九条第二項の規定による承認 法第百九条第一項の規定による承認

の届出の受理 法第百十三条第一項の規定による開設者の住所等の変更及び施設の再開法第百十二条第一項第四号の規定による許可

法第百十三条第二項の規定による施設の廃止及び休止の届出 の受理

法第百十四条の二第一項の規定による報告の命令及び立入検査等

(80) (79) (78) (77) (76) (75) (74) (73) 法第百十四条の二第三項の規定による通知の受理

法第百十四条の三の規定による使用の制限等

法第百十四条の四第一項の規定による管理者の変更の命令

法第百十四条の五第一項の規定による必要な措置の勧告

法第百十四条の五第二項の規定による公表

法第百十四条の五第三項の規定による必要な措置の命令及び業務の停止

法第百十四条の五第五項の規定による通知法第百十四条の五第四項の規定による公示

法第百十四条の六第一項の規定による許可 取消

法第百十四条の六第二項の規定による通知

七の規定による公示

法第百十四条の八において準用する医療法第九条第二項の規定による届

法第百十四条の 八におい て準用する医療法第十五条第三項の規定による

法第百十四条の 八におい て準用する医療法第三十条の規定による弁明

場合を含む。)」に改め、 「第七十条第十一項 同項(7)中 「第七十条第七項」を (法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。)」 同(7)を同 項(10)とし、 「第七十条第十項 同 項6の次に次のように加える (法第七十条の二第四項におい に改 て準用する 同(8)を同項

- (7)む。 法第七十条第七項 の規定による通知 (法第七十条の二第四項において準用する場合を含
- (8)法第七十条第八項(法第七十 の規定による意見の聴取 条の二第 兀 項に お 11 て準用 す る場合を含
- (9)む。) の規定による条件の付加 (法第七十条の二第四項におい て準用する場合を含

別表第一の四十四の項中 「及び次項」を「から四十五 の二の項まで」に改め、 同表の四十五 の項

0

次に次の一 項を加える。

並びに法の施行のための条例及び規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの 十五の二 (政令第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係るものに限る。) に規定する基準に係るもの及び政令第三十五条に規定する負担上限 法第五十四条第一項の規定による支給認定に係る審査(政令第二十 (平成十八年政令第十号。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため 以下この項において「政令」という。 月額 の法 山市を除

口 月額に係るも (ロにおいて「負担上限月額」という。) に係るものに限る。) 法第五十六条第二項の規定による支給認定の変更に係る審査 (負担上)

別表第 0) 0 項及び四十 九 0 項 中 「倉敷市」 を 岡 Щ 市 倉敷市」 に改 8

附則

(施行期日)

行する。 この条例は、 平成三十年四月 日から施行する。 附則第三項の規定は、 公布の \exists

(経過措置)

で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、 することとされたものに限る。) の規定により 以下 この条例の施行の際改正後の別表第一 行為又は当該市町 のは、施行日以後における当該法令等の適用については、 「施行日」という。) 知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するも 村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。 前に当該法令等の規定により知事に対してなされ に係るそれぞれの法令、 0) 上欄に掲げる事務 条例又は規則 (この条例により新たに市町村が処理 当該市町村の長のした処分その 及び執行することとなる事務に の又はこの条例 以下 た申請その他の行為 「法令等」とい の施行の

五十二号) 地域包括ケアシステム 改正後の別表第一 附則第十六条の規定により平成三十年四月一日前においてもすることができるとされて 0 の四十三の 強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 項(65) の事務につい ては 施行日前におい ても、 (平成二十

岡山県環境文化関係手数料徴収条例の 部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十二号

岡山県環境文化関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

. 県環境文化関係手数料徴収条例 (平成十二年岡山県条例第二十号) の一部を次のように改正す

7

号外

第五十三号を第五十八号とし、 第二条第五十四号中 同号の次に次の三号を加える。 「七万五千円」を「六万七千円」に改め、 第四十五号から第五十二号までを五号ずつ繰り下げ、 同号を同条第五十九号とし、

四十七 土壌汚染対策法第二十七条の二第一 項の規定による汚染土壌処理業の譲渡及び譲受に係る

承認の申請に対する審査 十二万円

四十八 土壌汚染対策法第二十七条の三第一項の規定による汚染土壌処理業者である法人の合併又

は分割に係る承認の申請に対する審査 十二万円

岡山県公報

土壌汚染対策法第二十七条の四第一項の規定による汚染土壌処理業の相続に係る承認

請に対する審査 十二万円

第二条中第四十三号を第四十五号とし、 第二十号から第四十二号までを二号ずつ繰り下

号の次に次の二号を加える。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の七第 項 の規定による二以上の事業者による

産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査 十四万七千円

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の七第七項の規定による二以上

る産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査

ŀ

平成30年3月23日

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

山県環境へ の負荷の低減に関する条例 0 部を改正する条例をここに公布する

平成三十年三月二十三日

凹山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十三号

岡山県環境への負荷の低減に関する条例の一部を改正する条例

山県環境への負荷の低減に関する条例 (平成十三年岡山県条例第七十六号)

改正する。

第六十八条の二第二項中 「当該報告」 の 下 に 提出」 を加え、 同項第一 号中 「第四条第二項」

知事に土壌汚染対策法第四条第二項の規定による提出があったとき

所貝

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

に公布する。 医療法に基づ く病院及び診療所 0 人員及び施設等の基準を定める条例 0 部を改正する条例をここ

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆

太

岡山県条例第十四号

号外

岡山県公報

四十六号) 医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設等の基準を定める条例 医療法に基づく病院及び診療所の の一部を次のように改正する。 人員及び施設等の基準を定める条例の (平成二十四年岡 部を改正する条例 山 『県条例

とする」を加え、 二第一項におい 申請があった」の下に「日前又は命令等 に確保されているもの」 当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内 り、同条第二項中「、 室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているもの」 の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病 病床であって、 いて同じ。)をしようとする」を、「当該許可の申請があった」の下に「日前又は当該命令等をしよう 第二条第一項第一号中「、総務省」及び 同一病院内に確保されることが見込まれるもの」を削る。 当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用い て読み替えて準用する法第七条の二第三項の規定による要請をいう。以下この項にお 同条第三項中「、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の 無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、 を削り、 「許可、」及び (法第七条の二第三項の規定による命令又は法第三十条の十 財務省、 「許可又は」を「許可若しくは」に改め、 林野庁」を削り、 同項第二号中 「の許可の る他の

所 目

平成30年3月23日

に確保されているもの」を削る部分を除く。)は、 当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用い 第二項の改正規定(「、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって の条例は、 平成三十年四 月一 日から施行する。 公布の日から施行する。 ただし、 第二条第一 項第一号の改正規定及び る他の病床 が同 同条

岡 山県保健福祉関係手数料徴収条例 0 部を改正する条例をここに公布する

平成三十年三月二十三日

山県知事 伊原木 隆 太

岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

県保健福祉関係手数料徴収条例 (平成十二年岡山県条例第二十六号) 0) 部を次のように改正

第二条中第百四十七号を第百四十九号と 第百四十号の次に次の二号を加える。 第百四十一号から第百四十六号までを二号ずつ

百四十一 介護保険法第百七条第一項の規定による介護医療院 0 開設 0) 許可 0) 申請に対する審査

百四十二 に限る。) 介護保険法第百七条第二項の規定による介護医療院の変更 の許可の申請に対する審査 三万三千二百円 (構造設備の変更を伴うも

則

号外

(施行期日)

日から施行する この条例は、 平成三十年四月 日から施行する。 ただし、 次項及び附則第三項の規定は、

(特例)

岡山県公報

福祉関係手数料徴収条例 する準備として行う当該許可の申請に対する審査につい この条例の施行の日前に地域包括ケアシステム (平成二十九年法律第五十二号)附則第十六条の規定により同法第一条の規定による改正後の介 (平成九年法律第百二十三号)第百七条第一項の規定による介護医療院の開設の許可に関 。 以 下 「新条例」という。) の強化のための介護保険法等の一部を改正する法 第二条第百四十一号に定める額の手数料を徴 ては、この条例による改正後の岡山県保健

- 3 新条例第二条、 第三条及び第五条から第七条までの規定は、 前項の手数料につ 11 て適用する
- 4 附則第二項の規定により徴収した手数料に係る当該許可の申請に対する審査につい ては、

平成30年3月23日

第二条の規定にかかわらず、 同条第百四十一号の手数料は、徴収しない

山県国民健康保険広域化等支援基金条例等の 一部を改正する条例をここに公布する

平成三十年三月二十三日

山 |県知 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第十六号

山県国民健康保険広域化等支援基金条例等の一部を改正する条例

山県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部改正

岡山県国民健康保険広域化等支援基金条例 (平成十五年岡 山県条例第三十号)

ように改正する

め、 (平成二十七年法律第三十一号) の 下 に 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等 第四条の規定による改正前の」 0

(岡山県国民健康保険財政安定化基金条例の 一部改正

平成30年3月23日 号外 岡山県公報

岡山県国民健康保険財政安定化基金条例 (平成二十八年岡山県条例第三十八号)

のように改正する

成二十七年法律第三十一号) の規定による改正後の」を削り、 第一条中「持続可能な医療保険制度を構築するため 附則第六条第一 (以下」を「。 項の規定によりその 以下」に改める。 0 国民健康保険法等 例によることとされる同法第四条 O

第二条を次のように改める。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、 次に掲げる額の合計額とする。

- 法第八十一条の二第二項の規定により基金を取り崩した場合における当該取り崩した額に相
- 次条の規定により徴収した同条の財政安定化基金拠出金の総額の三倍に相当する額
- 前二号に掲げるもの のほか、 国民健康保険に関する特別会計の歳入歳出予算 以 下 「予算」

という。)に定める額

第七条を第十条とし、第六条を第九条とする

同条を第六条とし、 おいて「交付金」という。)の交付及び法第八十一条の二第二項の規定による取崩しを行う」に改め (次条において「貸付金」という。) の貸付け、 第五条中「に定める使途に充てる」を「第八十一条の二第一項第一号に掲げる事業に係る貸付金 同条の次に次の二条を加える。 同項第二号に掲げる事業に係る交付金

第七条 知事は、 法第八十一条の二第九項第一号に規定する収納不足市町村に対 算定政令第十

四条第二項の規定に従って算定した額の範囲内の額の貸付金を貸し付けるものとする

- において、当該貸付額を償還するものとする。ただし、当該市町村は、 前項の規定による貸付けを受けた市町村は、当該貸付けを受けた年度の翌々年度から三年度間 繰上償還をすることができる。 知事が別に定めるところ
- 3 前項の規定により償還された額は、予算の定めるところにより基金に積み立てるものとする
- 前三項に定めるもののほか、 貸付金の貸付けに関し必要な事項は、 知事が別に定める

第八条 定した額の範囲内の額の交付金を交付するものとする 知事は、 算定政令第十七条第一項の収納不足市町村 に対し、 同条第二項 の規定に従って算

- 2 の事情その他知事が別に定める事情とする。 算定政令第十七条第一項の条例で定める特別の事情は 地域 の産業に重大な影響を与える特別
- 3 前二項に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、 「一般会計歳入歳出予算」を「予算」 同条を第五条とする 知事が別に定める

第二条の次に次の一条を加える。

(財政安定化基金拠出金の徴収

出金を徴収するものとする。 和三十四年政令第四十一号。 知事は、 別に定めるところにより、 以下「算定政令」という。) 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令 第二十二条第一項の財政安定化基金拠

附則を附則第一 (処分の特例) 同項に見出しとして「(施行期日)」 を付 附則に次の 項を加える。

2 第一項に規定する特例事業に必要な費用に充てるため、 することができるものとする。 知事は、平成三十年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間、 第六条の規定にかかわらず、 算定政令附則第十九条

(岡山県国民健康保険運営協議会条例の一部改正)

第三条 岡山県国民健康保険運営協議会条例 (平成二十八年岡山県条例第六十号) 0) 部を次

に改正する。

成二十七年法律第三十一号) 第一条中「持続可能な医療保険制度を構築するため 第四条の規定による改正後の」 の国民健康保険法等の を削る。 部を改正する法律(平

第二条第二項を削る。

第三条の見出しを「(委員)」 に改め、 同条第一 項を次のように改める。

委員は、知事が任命する。

第四条を削り、 第五条を第四条とし、 第六条を第五条とし、 第七条を第六条とする

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の 部を改正する条例をここに公布する

平成三十年三月二十三日

凹山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十七号

岡山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の 部を改正する条例

山県後期高齢者医療財政安定化基金条例 (平成二十年岡 山県条例第九号) 0) 部を次のように改

第三条第一項中「十万分の三十七」を「零」に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

岡山県国民健康保険保険者機能強化基金条例をここに公布する

平成三十年三月二十三日

山県知事 伊原木 隆 太

岡山県国民健康保険保険者機能強化基金条例

(設置及び目的

もって国民健康保険の保険者としての機能を強化するため、 医療費の適正化等に関する施策を実施することにより国民健康保険の財政の安定化を図 岡山県国民健康保険保険者機能強化基

金(以下「基金」 という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、 般会計又は国民健康保険に関する特別会計の歳入歳出予算

定めるところによる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、 金融機関 0) 預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなけ

号外

基金に属する現金は、 必要に応じ、 最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる

(運用益金の処理

第四条 基金の運用から生ずる収益は、 国民健康保険に関する特別会計の歳入歳出予算の定めるとこ

ろにより基金に積み立てるものとする

岡山県公報

(処分)

第五条 基金は、 第 一条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、 これを処分するこ

とができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、 財政上必要があると認めるときは、 確実な繰戻しの方法、 期間及び利率を定めて、

基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる

平成30年3月23日

(その他)

第七条 この条例に定めるものの ほ か、 基金の管理に関し必要な事項は、 知事が別に定める。

この条例は、 平成三十年四月一 日から施行する。

山県立青少年農林文化セン 三徳園条例の 部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第十九号

岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例 0 部を改正する条例

山県立青少年農林文化センター三徳園条例 (昭和四十三年岡山県条例第十二号) 0

うに改正する

「施設」 を 「施設及び設備 以 下 「施設等」 という。)」 に改め、 同条第二号中

の施設及び設備 以下 及び という。)」

第八条第一項中「同項第一号に掲げる」を削り、 第五条第一項第一号中「別表」を「別表の一又は二」に、 「額並びに同表の三に掲げる金額と」に改める。 同条第二項中「別表」を「別表の一及び二」に、 「施設」を「施設等」に改める。

別表を次のように改める。

法(第五条、第八条関係)

四五〇円		一時間につき		矢野館
六六〇円		一時間につき		矢野講堂
一、六四〇円		一時間につき		研修交流館会議室
基準額	位	単	分	X

備考

- 用時間又はその端数時間を一時間として計算する。 利用時間が一時間未満であるとき又は利用時間に一 時間未満の端数があるときは、 その利
- 営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合にあつては、この表に掲げる基準額に二を

乗じて得た額を基準額とする。

二設備

六五〇円	一式一時間につき	研修交流館会議室	音響設備
四一〇円	一時間につき	矢野講堂	冷暖房設備
基準額	単位	分	区

問考 別表の一の備考の規定は、この表について準用する。

掲	第	
がげる行為	7五条第一	区
7ng	項第二	
	一号又は第三号に	分
受けて定める。	指定管理者が知	単
単位	知事の承認を	位
受けて定める	指定管理者が	金
る額	知事の承認を	額

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

主要農作物種子法施行条例を廃止する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十号

主要農作物種子法施行条例を廃止する条例

主要農作物種子法施行条例 (昭和六十二年岡山県条例第二十五号) は、

岡山県森林整備加速化・

林業再生基金条例を廃止する条例

(平成二十一年岡山県条例第四十九号)

は、

廃止する。

岡山県条例第二十二号

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

岡山県営と畜場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十一号

岡山県営と畜場条例の一部を改正する条例

岡山県営と畜場条例 (昭和三十七年岡山県条例第十七号) 0) 一部を次のように改正する。

別表中「六一〇円」を「六六〇円」に改める。

所貝

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

山県森林整備加速化・林業再生基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

山県知事 伊原木 隆 太

桁 則

山県森林整備加速化·林業再生基金条例

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県道路占用料徴収条例の 部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

 出 原 和
 原 本
 隆
 太

岡山県条例第二十三号

『山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

尚 山県道路占用料徴収条例 (昭和四十三年岡山県条例第十五号) 0) 部を次のように改正する

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表 (第二条関係)

-	上 法 第 三 条		占	
	第一		用	
	種		物	
	電柱		件	
			11	
	o — き 本 ー に	肖		
	- iz	位	Ż	
	_	第		
	· +	_		
	六〇〇円	級	占	
	円	地	I	占
		第	用	
	÷		/13	
	六六〇円	級	物	
	円	地	120	
		第	件	用
	四	Ξ	IT	л
	四〇円	級	の	
)円	地	• • •	
		第	所	
	11	四	121	
	三五〇円	級	在	料
) 円	地	工	
		第	地	
	=	五	ᄱ	
	100円	級		
	円	地		

			るに第5物掲二十	第十法 十二第 頁条三												物名	る に 掲 上 指 手 げ	第 第 一 子 項
ル 水 は の ・ 二 メ ート	トル未満のもの トル以上〇・二メー	トル未満のものトル未満のもの	トル未満のものトル未満のもの	トル未満のもの	その他のもの	広告塔	便差出箱及び信書	電話所 類するもの及び公衆 変圧塔その他これに	地下に設ける変圧器	路上に設ける変圧器	の他の線類地下に設ける電線そ	に設ける線類共架電線その他上空	その他の柱類	第三種電話柱	第二種電話柱	第一種電話柱	第三種電柱	第二種電柱
_			き / ー (年 ·	ルメ長 こト つト	年 つ ト 方 積 占 き ル メ 一 用 一 に 1 平 面	年つト方積表 きルメーエ ーに 平面		年つ一 き個 一に	年 つ ト 方 積 占 き ル メ 一 用 一 に 1 平 面	年 つ ー し に	き / 一 / 年 :	レメ長 こト つト						年
二五〇円	一七〇円	一三〇円	八五円	五九円	二、八〇〇円	一九、〇〇〇円	1、100円	二、八〇〇円	八 五 〇 円	一、四〇〇円	八円	一 四 円	一四〇円	三、100円	11、1100円	1、国〇〇円	川、川〇〇円	11、四〇〇円
一 一 円	七一円	五三円	三五円	二五円	1、1100円	三、八〇〇円	五〇〇円	一、二〇〇円	三五〇円	五八〇円	四 円	六円	五九円	一、三〇〇円	九五〇円	五九〇円	1、国〇〇田	一、〇〇〇円
七 一 円	四七円	三六円	三四円	一七円	七九〇円	一、七〇〇円	111110円	七九〇円	1 <u></u> 00	三九〇円	二円	四円	四〇円	八七〇円	六三〇円	国〇〇田	九二〇円	六八〇円
五七円	三八円	二八円	一 九 円	一三円	六三〇円	九六〇円	二七〇円	六三〇円	一 九 〇 円	三 ○ 円	二円	三円	三三円	六九〇円	五〇〇円	三二〇円	七三〇円	五四〇円
四九円	三三円	二四円	一六円	一円	五四〇円	六七〇円	11三0円	五四〇円	一六〇円	二七〇円	二円	三円	二七円	六〇〇円	四四〇円	二七〇円	六三〇円	四七〇円

	るり	こ第第うと下号+ 場一七。 ず号条)いこ以フ	比第年二(施道 十四政十昭行路 九百令七和令法		るに第第十法 施掲六一二第 設げ号項条三					るに第五元。	第十法 一二第 百条三	び第三-				
旗ざお	標識		除く。) るものを あってあ	その他の	に設けるもの 催しに際し、一時的	その他のもの	地下に設ける通路	上空に設ける通路			び地下室	び第四号に掲げるな法第三十二条第一項	上のものよのメ	が が が い い は の も の も の も の も の も の も	ル以上○・	外径が○・三メート ルよ満のもの
日 日 その催 しに他		もの 他 の	の 設 一 時 的 に	*もの	もの し、一時的 の もの	0	りる通路	りる通路	の 上のも も	でもの 二	のも の 一	9施設 項第三号及	メートル以	メートル未	・七四メート	・四メート
日 つ き ー に	年 つ ー き ー に	年 つト 方 積 表 示 ー に ー に ー に ー で ー に ー で ー に ー で ー に ー で ー に ー で ー に ー に	月つト 方積表 トルメー 平 ーに 1	月 つ ト 方 積 占 カルル ー ー に ー 平 面	日 つ ト 方 積 占					:	年つトラーに	方積 占用 日平面				
一 九 〇 円	二、三〇〇円	一九、〇〇〇円	一、九〇〇円	一、九 〇 〇 円	— 九〇円	二、八〇〇円	五、八〇〇円	九、七〇〇円	Aに〇・〇一を恋	Aに〇・〇〇八た	A に 〇・ 〇 〇 五 た	二、八〇〇円	一、七〇〇円	八 五 〇 円	五九〇円	三四〇円
三八円	九 五 〇 円	三、八〇〇円	三八〇円	三八〇円	三八円	1、1100円	一、一〇〇円	一、九〇〇円	○一を乗じて得た額	八を乗じて得た額	○○五を乗じて得た額	一、二〇〇円	七一〇円	三五〇円	五〇円	一 四 〇 円
一七円	六三〇円	一、七〇〇円	一七〇円	- 七〇円	一七円	七九〇円	五二〇円	八七〇円				七九〇円	四七〇円	二四〇円	一七〇円	九 五 円
一 〇 円	五 〇 〇 円	九六〇円	九六円	九六円	一 〇 円	六三〇円	二九〇円	四八〇円				六三〇円	三八〇円	一九〇円	1 三0円	七六円
七円	四 四 〇 円	六七〇円	六七円	六七円	七円	五四〇円	1100円	三四〇円				五四〇円	11110円	一六〇円	一 一 〇 円	六五円

設げる。施力	号条 令 に 場力 と						設 げ 号 条 令 る に 第 第 施 掲 八 七	る施設を発生を	る工事四	令第七名	物 常 七 名						
その他の	建築物	その他の		ものに設ける	上の地下 ンネルの ト	上空に設は	もの (当該路面下の地下 (当該路面下の地下 を除く。) に設ける	る施設 る施設 を第七条第六号に掲げる仮	る工事用材料 の第七条第四号に掲げるT	令第七条第三号に掲げ	物のお子の第二号に掲げ		アーチ	Į.	除る施る工場で るとのであ用げであります。 を があります。 おいであります。 おいであります。 は、これでも、これでも、これでも、これでも、これでも、これでも、これでも、これでも		
\$ 0		もの	の 上のも	のもの 一	のものの	けるもの	に設ける の上又は高	七号に掲げる仮設	五号に掲げる工事	掲げる施設	掲げる工作	もの他の	の 断するも も	もの 他 の	けるもの 際し、一に との他 にこの他	もの他の	時的に設
						1	年 つト 方 積 日 用 ー に ー 平 面 一 平 面 一 に 一 に 一 に ー に ー に ー に ー に ー に ー に ー に	月つきし	トカスト 大メー 田面	年つトプールに	方 積 一 平 直		月 つ き ー に	月つト方積 そ きルメー ーに 平面	日つト方積そ きルメー面 一に1平面	月 つ き ー に	
Aに〇・〇〇九 を乗じて得た額	を乗じて得た額	AにO・O三回が	Aに○・○一を恋	Aに〇・〇〇八た	A に 〇 · 〇 ○ 五 t	A に 〇・〇二四	を乗じて得た額	二八〇円	一、 九 〇 円	AにO・O三回さ	二、八〇〇円	九、七〇〇円	一九、 〇〇 〇 円	一、九〇〇円	一 九 〇 円	一、 九 〇 円	
乗じて得た額 ・○一を	Aに○・○一五	を乗じて得た額	を乗じて得た額	八を乗じて得た額	○○五を乗じて得た額	○二四を乗じて得た額	を乗じて得た額	一 三 〇 円	三八〇円	○三四を乗じて得た額	一、二〇〇円	一、九〇〇円	三、八〇〇円	三八〇円	三八円	三八〇円	
Aに○・○一二	Aに○・○一七 を乗じて得た額						を乗じて得た額	七九円	一七〇円		七九〇円	八七〇円	一、七〇〇円	一七〇円	一 七 円	一七〇円	
Aに○・○一四 を乗じて得た額	を乗じて得た額						を乗じて得た額	六三円	九六円		六三〇円	四八〇円	九 六 〇 円	九六円	 〇 円	九 六 円	
Aに○・○一七	Aに○・○二四 を乗じて得た額						を乗じて得た額	五. 四 円	六七円		五四〇円	川町〇田	六七〇円	六七円	七円	六七円	

	方言	施掲三条令 掲号 号第十 る	具命第七条	物	設建築に	曷一条令	駐自設げ号 車動及 場車 が施掲	条第十
その他のもの	上空に設けるもの	路面下に設けるもののものに限る。)のあってのに限る。)のからのに限る。)のが上では自	具の第七条第十二号に掲げる器	その他のもの	上空に設けるもの	設けるもの 架の道路の路面下に トンネルの上又は高	その他のもの	建築物
Aに○・○三四を乗じて得た額	Aに〇・〇二四が	を乗じて得た額	Aに○・○三四を乗じて得た額	AにO・O三四が	Aに〇・〇二四が	Aに○・○一三	Aに○・○○九 を乗じて得た額	Aに〇・〇二四が
を乗じて得た額	を乗じて得た額	を乗じて得た額	で乗じて得た額	○三四を乗じて得た額	[を乗じて得た額	Aに○・○一五 を乗じて得た額	乗じて得た額	〇二四を乗じて得た額
		Aに○・○一七 を乗じて得た額				Aに○・○一七 を乗じて得た額	Aに○・○一二	
		を乗じて得た額				Aに○・○一九 を乗じて得た額	を乗じて得た額	
		Aに○・○二四 を乗じて得た額				Aに○・○二四 を乗じて得た額	を乗じて得た額	

その端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める 別表の備考第十一号中 「一平方メ 「一平方メ トル若しくは一メ ル又は一メー ルとして」を「その全面積若しくは全長又は $_{\cdot}^{\neg}$ 〇一平方メ

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

岡山県土木関係手数料徴収条例 0 一部を改正する条例をここに公布する

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十四号

岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

万七千七百円」を「三万三千九百円」に改め、 第二条第一項第四十九号中「一万六千九百円」を「一万七千七百円」に改め、 山県土木関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第五十三号) 同項第七十五号中「一万七千円」を「一万五千円」に の一部を次のように改正する。 同項第七十四号中「三

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

山県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する

平成三十年三月二十三日

山

山県立都市公園条例の 部を改正する条例

山県条例第二十五号

第一条の三の見出しを削り 県立都市公園条例 (昭和四十一年岡 同条の前に見出しとして 山県条例第三十号) 「(公園施設の設置基準)」を付し、 0 部を次のように改正する。

に次の一条を加える

第一条の四 都市公園法施行令第八条第一項の条例で定める割合は、 百分の五十とする。

第三十六条中「第五条の三」を「第五条の十一」に、「第三十三条から前条まで」を 「前三条」に

改める

号外

別表第三中 を「一、二〇〇 「四三〇円」を「四四 「六六〇円」 円」に改める。 〇円」に、 五円 を 「六円」 一六円」 を 七円」 に、 を 二五円」 「七七〇円」 を

岡山県公報

この条例は、 公布の 日から施行する。 別表第三の改正規定は、 平成三十年四月 日

建築物等の制限に関する条例等

Ó

部を改正する条例をここに公布する

平成三十年三月二十三日

Ш 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第二十六号

建築物等の制限に関する条例等の 一部を改正する条例

(建築物等の制限に関する条例及び岡山県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条

例の一部改正)

平成30年3月23日

次に掲げる条例 の規定中 「又は第二種低層住居専用地域」 第二種低層住居専用

域又

は田園住居地域」に改める

建築物等の制限に関する条例 (昭和二十六年岡 山県条例第十号) 第十 ・一条の表

岡山県教育委員会の権限に属する事務の 処理の特例に関する条例 (平成十二年岡 山

別表の三の項イ (2)

、知事の権限に属する事務の処理の特例 に関する条例 0 一部改正

知事の権限に属する事 務の 処理 0) 特例に関する条例 (平成十 年岡 山県条例第 五 0

部を次のように改正する。

七十四の項ヌ中 一建ペ 13 を 「建蔽率」 に改 同 項 ŋ 中 「機関」 機関等」

改

山県土木関係手数料徴収条例

0

部改正

.山県土木関係手数料徴収条例 (平成十二年岡山県条例第五十三号) 0) 部を次の

正する。 第二条第一項第十五号中 「又は第十三項ただし書」を「、 第十三項ただし書又は第十四

中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

同項第十七号の二、第十八号、

第二十四号、

第二十八号、

第三十五号及び第四十二号

項ただし

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例 0 部改正

第四条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例 (昭和五十九年岡 山県条例第三

十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「及び準住居地域(」を「、 準住居地域及び 田園住居地域 に改める。

所 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

両山県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する

平成三十年三月二十三日

E山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十七号

岡山県営住宅条例の一部を改正する条例

岡山県営住宅条例 (平成九年岡山県条例第三十九号) 部を次のように改正する

第十四条中「第十一条」を「第十二条」に改める。

第十五条第一項ただし書中 「による」の下に「報告の」 を加 える。

第十六条第二項中「前項に規定する」を「前項の規定による」に、 「第八条」 を 「第七条」

同条第四項中「前項の」の下に「規定による」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(認知症である者等に対する家賃の特例)

第十六条の二 づき、 営住宅の毎月の家賃を、 ることが困難な事情にあると認めるときは、 条第一項の規定による収入の申告をすること及び第三十六条第一項の規定による報告の請求に応じ 近傍同種 知事は、県営住宅の入居者(省令第八条各号に掲げる者に該当する者に限る。) の住宅の家賃以下で政令第二条に規定する方法により算出した額とすることができ 毎年度、 省令第九条に規定する方法により把握した当該入居者の収入に基 第十五条第一項の規定にかかわらず、 当該入居者の県

同条第三項中「前二項の」の下に「規定による」を加える。 第二十九条第一項中 「認定した」を「認定し、又は第十六条の二の規定により 把握した」 に改め

条第二項」の下に「(同条第三項において準用する場合を含む。)」を加える 第三十一条第一項中「第十五条第一項」の下に「及び第十六条の二」 を加 え、 同条第二項

第三十三条第一項及び第三十六条第一項中「第十五条第一項」の下に「、 「第十一条」 「申出」を「規定による申出」に改め、 を 「第十二条」に改める。 「第十五条第一項」 の下に 第十六条の二」を加える

号外

える。

岡山県公報

ヌ

条例第十六条の二の規定による認知症である者等に対する家賃の決定

1

この条例は、

公布の日から施行する

、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例

の一部改正)

(平成十一年岡山県条例第五十一号)

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例

(施行期日)

十六条の二」を加える

則

第五十五条中

「第五十二条から前条まで」

を

「前三条」

に改め、

「第十五条第

項

に改める。

第四十一条中「第十五条第一項」

の下に「、第十六条の二」を加え、「第十一条」を「第十二条」

2

別表第一

を次のように改正する

の八十三の項中ムをウとし、

ヌからラまでをルからムまでとし、

リの次に次のように

平成三十年三月二十三日

岡山県職員特殊勤務手当支給条例の

一部を改正する条例をここに公布する。

'山県知事 伊 木 隆

太

県職員特殊勤務手当支給条例 員特殊勤務手当支給条例の 岡山県条例第二十八号

平成30年3月23日

千円」を「三千六百円」に、「千五百円」 第三十四条第二項第二号及び第三号中「四千二百五十円」を「五千百円」 を「千八百円」に改める。 に改め、 同項第四号中

(昭和二十六年岡山県条例第十九号)

0)

部を次の

部を改正する条例

この条例は、 平成三十年四月 \exists から施行する

山県警察職員定員条例 0 部を改正する条例をここに公布する

平成三十年三月二十三日

伊 原 木 隆 太

岡山県条例第二十九号

岡山県警察職員定員条例 一部を改正する条例

山県警察職員定員条例 (昭和三十二年岡山県条例第三十四号) 0) 部を次 のように改正する

第一条第三項中 「前項第五号」 「前項第三号及び第五号から第七号まで」 に改める

日から施行する

県警察関係手数料徴収 条例 0 部を改正する条例をここに公布する

平成三十年三月二十三日

伊 原 木 隆 太

山県条例第三十号

岡山県警察関係手数料徴収条例の 一部を改正する条例

円」に改め、 円」を「千四百円 百円」に改める。 中「一万三千円」を「一万二千円」に改め、 第三十六号の二中 を「千百円」に改め、 における当該者に対する講習の実施にあっては、 十三号の八中「二千円」を「千八百円」に改め、同項第三十五号の二中「講習三十分につき三百五十 万二千円」に改め、 万三千円」に、 六百円」を「千八百円」に改め、 第二条第一項第四号中「一万千円」を「九千九百円」に改め、 同項第五十一号の六中「千五百円」を「千六百円」に改め、 山県警察関係手数料徴収条例 同項第十二号中「二千四百円」を「二千百円」 同項第四十六号及び第五十号中「二千円」を「千八百円」 「一万千七百円」を「一万円」に改め、 「千四百十円」 (当該講習を受ける者が警察本部長が別に定める研修又は講習を修了している場合 同項第二十二号中「四千六百円」を「五千四百円」に改め、 同項第三十五号の四中「二千七百六十円」を「二千六百五十円」に改め、 を 同項第二十九号中「二千二百円」を「千九百円」に改め、同項第三 (平成十二年岡山県条例第七十二号) 「千八百円」 同項第五十一号の三中 に改め、 八百円)」に改め、 に改め、 同項第八号の五中「八千円」を 同項第三十六号の三中 同項第五十一号の七中 同項第十六号中 同項第六号中 「千九百円」を「千七百円」 同項第三十五号の三中「千十円」 0) に改め、 一部を次 同項第二十七号中「千 「一万五千円」を 「二万五千円」を 同項第五十 「千十円」 のように改正する 「千円」を を に改 同項

別表第二の一の項中 「千六百円」 を 「千五百五十円」 に、 四四四 1千四百 円 を 兀 1千百円

平成30年3月23日

「六千六百円」 又は第五号に該当し 条の二第一項第三号 道路交通法第九十七 を受ける場合 て同項の規定 適用 千八百五十 白

「七千五十円」

を

を を受ける場合て同項の規定の適用 又は第五号に該当し 条の二第一項第三号 道路交通法第九十七 千九百円

「二千二百円」 を 「二千五百五

十円 「三千百円」 を 「三千三百五 十円 に、 「二千九百 五十円」 「二千六百円

を 「四千五十円」 条の二第一項の規定 道路交通法第九十七 千八百五十円

を

平成30年3月23日 田山胆小岛 무씨

	「道路交通法第九十七の適用を受ける場合	千九百円	一 千 五	千 五 百 円	育円
ケット	千七百五十円	<u>خ</u>	千七百円		に、「四千五百五
则 四 示 立 刊	に改め、同表の二の項中「千四百五十円」を「千四百円」に、「三千円」を「二千八百五十円」に改め、四百円」に、「三千八百五十円」を「三千七百五十円」に、「四千七百五十円」を「四千五百五十円」を「六千七百円」に、「二千八百円」に、「二千八百五十円」を「二千九百円」に、「四千四百円)」を「四千三百十円」を「四千八百円」に、「二千八百五十円」を「二千九百円」に、「四千四百円)」を「四千三百十円」を「四千八百円」に、「四千四百円)」を「四千三百十円」を「四千八百円」に、「四千四百円)」を「四千三百十円」を	に、「二千八百五-の一の二の項中「四の一の二の項中「四の一の項中「四の一の項中」を 「三千七五十円」を 「三千七五十円」を 「三千七五十円」を 「三千七四百五十円」を	を「千四百円」に、二百五十円」を「二千九十円」を「二千九十円」を「二十九十円」を「二十九十円」を「二十九十円」を「二十九十円」を「二十九十円」を「二十九十円」を「二十九十円」を「十四百円」に、	「三千円」を「二千四千七百五十円」を 千九百円」に、「立 千九百円」に、「立	八百五十円」に改め、八百五十円」を「四千五百五十円」を「六千百円」を「六千百円」を「六千百円」を「六千百円」を「六千百円」を「四千三百円」」
	百円」を「千百五十円」に改め、同表の八の項中「一万四千六百円」を「一万四千五百五十円」に、に改め、同表の二の項中「千四百円」に、「二万十七百円」を「千百五十円」に改め、同表の二の項中「千百円」を「千百五十円」を「千百五十円」を「千百五十円」を「千百五十円」に改め、同表の二の項中「千百円」を「千百五十円」に改め、同表の二の項中「六百五十円」を「千四百円」に、「三千八百五十円」を「千百五十円」を「千四百円」に、「三千八百五十円」に改め、回表の二の項中「六百五十円」を「三千八百五十円」を「三千八百五十円」を「三千八百五十円」を「三千八百五十円」を「三千八百五十円」を「三千八百五十円」を「三千八百五十円」を「三千八百五十円」を「三千八百五十円」を「三千八百五十円」を「三千八百五十円」を「三千八百五十円」を「三千八百五十円」を「三千八百五十円」を「四千五百五十円」を「四千五百五十円」を「四千五百五十円」を「四千五百五十円」を「四千五百五十円」を「四千五百五十円」を「四千五百五十円」を「三千八百五十円」を「四千五百五十円」を「四千五百五十円」を「一万四千五百五十円」を「一万四千五百五十円」に、一四千五百五十円」に、「四千五百五十円」を「一万四千五百五十円」に、一四千四十四百円」に、一四千四千五百五十円」に、一四百円」に、「四千五百五十円」に、「四千五百五十円」に、「四千五百五十円」に、「四千五百五十円」に、「四千四十四百一円」に、「四千五百五十円」に、「四千五百五十円」に、「四千五百五十円」に、「四千五百五十円」に、「四千五百五十円」に、「四千五百五十円」に、「四千五百五十円」に、「四千五百五十円」を「一万四千五百五十円」に、「四千五百五十円」を「一万五十円」を「一万四千五百五十円」を「一万五十円」を「一万四十一百五十円」を「一万四十一一百五十円」を「一万一十一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	五十円」を「三千七、五十円」を「場中「千百円」を「場中「千百円」を「一十四百円」に、「二千四百円」に、「二十四百円」に、「二十四百円」に、「二十四百円」に、「二十四百円」に改め、同表の八	で 「 千 百 五 十 百 五 十 百 五 十 百 五 十 日 二 五 十 日 二 五 十 日 二 五 十 日 二 五 十 日 二 五 十 日 二 五 十 日 二 こ に 、 こ こ に 、 こ に 、 こ に 、 こ に 、 こ に 、 こ に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に に に に に に 、 に に に に に に に に に に に に に	六百円」を「一万四千七百五十円」を「二千円」を「二万九千五」を「一万九千五」を「二万九千五」を「二万九千五」を「二万九千五」を「一万九千五」を「二千円」を「二千円」を「二千円」を「二千円」を「二千円」を	で一四千五百五十円」に、八百五十円」に改め、八百五十円」に改め、同表の六の項中「二同表の六の項中「二同表の七の項中「二同表の七の項中「二日表の七の項中「二日表の七の項中「二日表の七の項中「共
<i></i>	百五十円」を「一万二千四百五十円」に改め、同表の九の項中「二千円」を「千九百円」に、「四千	十四百五十円」に改	め、同表の九の項	中「二千円」を「	千九百円」に、「四千

の適用を受ける場合

	別表第二の十一の項中「	条第一項又は第百年条第一項又は第百一	十 道路交通法第百一
大型自動車免許、中 講習一時間につき四千百円	別表第二の十一の項中「二千四百円」を「二千三百五十円」に改め、同表の十二の項中「二千百円」	の更新の申請をする場合) の更新の申請をする場合を除く。) の正の二第一項の規定により免許証 の更新の申請をする場合を除く。)	免許証の更新(道路交通法第百一条 二千五百円
	_		

六百五十円」を「四千四百円」に、「千九百五十円」を「千七百五十円」に、「二千八百五十円」を「二

千五百五十円」に、「千七百五十円」を「千六百五十円」に、「三千三百円」を「三千百円」に、「千

五十円」を「千円」に改め、同表の十の項を次のように改める。

型自動車免許又は準

を

「二千円」

に改める。

に、 を「千九百五十円」 を「七千九百五十円」に、「五千六百五十円」を「五千八百円」に、 千四百円」を「つき二千四百五十円」に、 「二千四百五十円 |型自動車免許又は準|大型自動車免許、中 「つき千三百円」 二千三百五十円 「四千三百円」 る。) 大型自動二輪車免許 大型自動二輪車免許 者に対するも 車免許を受けている あっては、普通自動 車免許に係る講習に る講習(準中型自動 中型自動車免許に係 に係る講習 に係る講習 を を を 「四千四百五十円」に、 「二千八百円」 「つき千四百円」 講習 円 講習 講習 者に対するものに限車免許を受けている 車免許に係る講習に中型自動車免許に係 時間に 時間に 時間につき四千百円 に、 に、「一万三千二百円」を「一万二千五百円」に、「千九百円」 つき四千百五十円 つき四千四百五十 に、 「四千六百五十円」を「五千百円」に、 「つき六百五十円」を「つき七百五十円」に、 二千四百円 に、「つき千四百円」を「つき千五百円」 を に、「三千四百円」を「三千五百円」に、 「二千円」を 「七千五百五十円」 「二千二百五十円」 を を 「つき二

号外

を「五千五百円」に、「四千二百五十円」を「四千三百円」に改める。 に、「一万四千七百五十円」を「一万四千五百五十円」に改め、 に、「二千五百円」を「二千六百五十円」 「二千百円」を「二千五十円」に改め、 別表第三の一の 同表の三の項及び四の項中 同表の五の項中「二千円」を「二千三百五十円」 項中 「三千六百円」を「三千五百五十円」に、 「二千四百五十円」を「二千五百円」に、「千九百五十円」 に改め、 同表の備考一中「一万三千百五十円」を 同表の六の項中「千七百五十円」 同表の備考二中 に、「千九百五十円」 「千三百円」を「千二百五十円 「五千四百五十円」 「一万三千五十円」 を「千八百円」 を

二百五十円」に改め、 を「千二百五十円」に、 を「九千百五十円」に改め、同表の備考二中「二千八百円」を 五十円」を「千六百円」 三百円」を「千三百五十円」に改め、 別表第四 「二千七百五十円」に改める。 同表の二の項中 の一の項中「三千六百円」を「三千五百五十円」に、「千三百円」を「千二百五十円 同表の備考一中「七千八百五十円」を「七千八百円」に、「九千四百五十円」 「千三百五十円」を「千四百円」に、「千二百五十円」を「千三百円」 に改め、 「千百円」を「千二百五十円」に改め、 同表の六の項中 同表の三の項中「千二百五十円」を「千三百円」に、「千二百円」 「千四百円」を「千五百円」に、「千二百円」 「二千八百五十円」に、 同表の四の項及び五 「二千七百円」

の条例は、 平成三十年四月一 日から施行する

平成三十年三月二十三日

旅館業法施行条例及び

山県保

健福祉関係手数料徴収条例

0

一部を改正する条例をここに公布する

山県知 事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第三十一号

旅館業法施行条例及び 山県保健福祉関係手数料徴収条例の 部を改正する条例

旅館業法施行条例の一部改正

第一条 旅館業法施行条例 (昭和四十五年岡 山県条例第六十三号) 0) 部を次 0) ように改正する

第四条第二号を次のように改め

明の設備の保守点検及び清掃を行うこと。 採光及び照明 施設内の安全上及び衛生上必要な照度を確保するよう、 定期的 及

第四条第三号イ中 「浴室」の下に「(浴槽等入浴設備を有する室又は場所 を 13 . أ أ 次号及び第六

条第一項第一号において同じ。)」を加え、 同号に次のように加える

くず入れを備えること。

第四条第五号及び第六号を削る。

同号を同項第一 第六条第一項中 に改め、 「第一条第一項第十 同項第一号を削 同項第三号を削 一号」を 同 項第二号中 同項第四号中 「第一条第 項第八号」に、「ホテル営業」 各階に設け、 13 「を設ける場合」 かつし を 「には」 を

改め、 条第二項とし、 第二号」を 一条第三項第七号」を「第一条第二項第七号」に改め、 「第一項第二号」を「第一項第一号」に改め、 同号を同項第二号とし、 「前項第一号」に改め、 同条第四 頃中 「第一条第四項第五号」を「第一条第三項第五号」 同項中第五号を第三号とし、同条第二項を削 同号を同項第一号とし、 同項を同条第三項とする 同項第一号を削り、 同 項中第三号を第二号とし、 同項第二号中 り、 に改め、 同条第三項中 同項を同 同項第四 一項

(岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 に改正する。 岡山県保健福祉関係手数料徴収条例 (平成十二年岡山県条例第二十六号) 0) 部を次

ニをハとする 第二条第十号イ 中 「ホテル営業」を「旅館・ ホテル営業」に改め、 同号中口を削り、 ハ を口とし、

所則

(施行期日)

の日から施行する この条例は、 平成三十年六月十五日から施行する。 ただし、 次項及び附則第三項の規定は

(特例)

- 2 第二条の規定による改正後の岡山県保健福祉関係手数料徴収条例 第二条第十号イに定める額の手数料を徴収する 五条第一項の規定により同法による改正後の旅館業法 項の規定による旅館業の許可に関する準備として行う当該許可の申請に対する審査については、 この条例の施行の 日前に旅館業法の一部を改正する法律 (昭和二十三年法律第百三十八号)第三条第 (平成二十九年法律第八十四号) 以下 「新手数料条例」という。 附則第
- 3 新手数料条例第二条、 第三条及び第五条から第七条までの規定は、 前項の手数料に 0 11 て適用す
- 料条例第二条の規定にかかわらず、 附則第二項の規定により徴収した手数料に係る当該許可の申請に対する審査につ 同条第十号イの手数料は、 徴収しない 61 7

児童福祉法に基づ く児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 0 部を改正する条例をここ

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十二号

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の の一部を次のように改正する (平成二十四年岡山県条例第 部を改正する条例

この条及び第八十一条におい 第六十七条第四項中 「看護師」 て同じ。)」に改め、 を「看護職員 (保健師、 同条第八項及び第十二項中 助 産師、 看護師又は准看護師を 「看護師」 を 「看護職員_

号外 平成30年3月23日 岡山県公報

支援の基準

第八十一条第七項及び第九項中 「看護師」を 「看護職員」に改める。

に改める。

の条例は、 平成三十年四 月 H から施行する。

正する条例をここに公布する。 童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の 人員、 設備及び運営の基準等を定める条例 0

平成三十年三月二十三日

伊 木 隆

太

岡山県条例第三十三号

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の 人員、 設備及び 運営の基準等を定める条例 0

を改正する条例

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、 設備及び運営の基準等を定める条例 (平成二十

四年岡山県条例第四十九号) 0) 一部を次のように改正する

「第五節 基準該当通所支援の基準 (第五十五条の二―第五十五条の八)」 「第五節

次中

準該当通所支援の基準 生型障害児通所支援の基準 (第五十五条の二の五 (第五十五条の二―第五十五条の二の四) -第五十五条の八) 「第五節 基準該当通所

(第七十二条の二―第七十二条の四)」 「第五節 共生型障害児通所支援の基準

第六節 基準該当通所支援の基準 (第七十二

「第五章 居宅訪問型児童発達

第一節 基本方針(第七十

第二節 人員の基準

第三節 設備の基準 第七

第四節 運営の基準

第六章 保育所等訪問支援

条の二の二ー

-第七十二条の四)」

に、

「第五章

保育所等訪問支援」

十二条の二

二条の五)

十二条の六・第七十二条の 七 に、

「第六章」を「第七章」に改める。

十二条の八)

十二条の九

第三項第一号」に改める。 -一 条 の 条中 五の十九第一項」 「並びに第二十一 条の五の十八第一 「第二十一条の五 項 を の十五第二項第一号」を 条の五の十 「第二十 七第一 一条の 五 の十五

同条第四号中 第二条第三号中「第二十一条の五の二十八第三項」を「第二十一条の五の二十九第三項」に改め 同号を同条第五号とし、 「第七十三条」を「第七十二条の五の指定居宅訪問型児童発達支援の事業、 同条第三号の次に次の 一号を加える

指定を受けた者による指定通所支援をいう。 共生型通所支援 法第二十一条の五の十七第一 項の申請に係る法第二十 __ 条の 五. の三第

り大学へ いう。 障害福祉サービス経験者」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。 害福祉サービス経験者の」に改め、同条第二項中「指導員又は保育士」を 以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したも 程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。) 規定による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、 和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令 七条第六項の児童指導員をい く児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成二十四年岡山県条例第四十七号) 第六条第一項第一号中「指導員又は保育士 指定児童発達支援」を 以下同じ。) の入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者 指定児童発達支援」に、「指導員又は保育士の」を「児童指導員、 う。以下同じ。)、保育士又は障害福祉サービス経験者 (昭和十八年勅令第三十六号) 又は文部科学大臣がこれと同等 同法第九十条第二項 「児童指導員 「児童指導員、 (児 (学校教育法 保育士又は障 童 の規定に (通常の 0

を削り、 る条例 第六条第三項第二号中 同じ。)」 な機能訓練を行わない時間帯については、 ただし、 (平成二十四年岡山県条例第四十七号)第二十七条第六項の児童指導員をいう。 同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。 同条第五項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サー に改め、 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むため 同項第三号中 「看護師」を「看護職員 「(児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定め 第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる (保健師、 助産師、 看護師又は准看護師をい 以下同じ。)」 ビス経験者

6 第一項第一号に掲げる従業者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなけ ればなら な

第七条第四項第一号中「看護師」を「看護職員」に改める

第二十七条に次の二項を加える。

- 支援事業所を利用する障害児の保護者による評価を受けて、 改善を行うに当たっては、次に掲げる事項につい 指定児童発達支援事業者は、 前項の規定により、 て、 その提供する指定児童発達支援 自ら評価を行うととも その改善を図らなければならな に、 当該指定児 の質の 童発達 価
- 特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況 当該指定児童発達支援事業所を利用する障害児及びその保護者の意向、 障害児の適性、 0
- 二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- \equiv 指定児童発達支援 の事業の用に供する設備及び備品等の 状
- 四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の
- 五. 当該指定児童発達支援事業所を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の

言その他の援助の実施状況

- 六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- 指定児童発達支援 の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況
- の利用その他の方法により公表しなければならない 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、 項 0)評価 改善 の内容をイ

定児童発達支援の事業」に、「虚偽」を「虚偽のもの」に改める。 らない」を「行わなければならない」に改め、 第四十九条第一項中「当該指定児童発達支援事業者が」を 同条第二項中「当該指定児童発達支援事業者」 「その」 に、 「行うよう努め なけ n ば な

第五十条第一項中「第五条第十六項」を「第五条第十八項」に改める。

第五十一条第三項中 「第二十一条の五の二十一第一項」を 「第二十一条の五の二十二第 項 に改

号外

第五十二条第二項中 「(昭和二十二年法律第二十六号)」

第五十五条の二第一項第一号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、 保育士又は障害福祉

ス経験者」に改め、同条に次の一項を加える。

岡山県公報

第一項第一号に掲げる従業者の半数以上は、 児童指導員又は保育士でなけ ń ばなら

第五十五条の二を第五十五条の二の五とする。

第五十五条の五中「前節」を「第四節」に改める。

項の指定生活介護事業所をいう。 第五十五条の六中 「(指定障害福祉サービス基準省令第七十七条の指定生活介護をいう。 「(指定障害福祉サービス基準省令第七 以下同じ。)」を削る。 十八条第 項の指定生活介護事業者を 及び

第五十五条の七各号列記以外の部分を次のように改める。

平成30年3月23日

二十四条第二項、 業所等を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第五十五条の五 には、 いこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護等を提供する場合 次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者等が地域において児童発達支援が提供され 当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事 第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。) ては、 適用しない を除く。) の規定は 7

着型サービス基準省令第二十二条第二項第一号の食堂及び機能訓練室をいう。)」 第五十五条の七第一号中「(指定居宅サービス等基準省令第九十五条第二項第一号又は指 を削

第五十五条の八各号列記以外の部分を次のように改める。

能型居宅介護等のうち通いサ 提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域におい 童発達支援と、 当該通い 以下この条において同じ。) ービス(指定地域密着型介護予防サービス基準省令第四十 サービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等 を提供する場合には 当該通 て児童発達支援が サ -四条第 (指定介護

事業所とみなす。 護事業所等については、 項及び第六項の規定を準用する部分に限る。) 予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。 この場合において、 適用しない。 この節 以下この条において同じ。) を除く。) (第五十五条の五 の規定は、 (第二十四条第二項、 当該指定小規模多機能型居宅介 を基準該当児童発達支援

看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては十二人」に改める。 模多機能型居宅介護事業所」に改め、 定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。次号において同じ。)」を「又はサテライ 第五十五条の八第一号中「(指定地域密着型サービス基準省令第六十三条第七項 同条第二号中「にあっては十二人」を「又はサテライト型指定 0 型指定看護 サテライ 小規

第二章中第五節を第六節とし、 第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型障害児通所支援の基準

、共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準

第五十五条の二 業者をいう。第五十五条の六において同じ。) 業を行う指定生活介護事業者(指定障害福祉サービス基準省令第七十八条第一項の指定生活介護事 児童発達支援に係る共生型通所支援 が当該事業に関して満たすべき基準 。 以 下 「共生型児童発達支援」 は、 次のとおり

定生活介護の 定障害福祉サービス基準省令第七十七条の指定生活介護をいう。 における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。 指定生活介護事業所 以下同じ。) 利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとし の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護 (指定障害福祉サービス基準省令第七十八条第一項の指定生活介護事業所 以下同じ。) 利用者の数を指

その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、

(共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第五十五条の二の二 定地域密着型通所介護事業者をいう。) (第五十五条の七において 生労働省令第三十四号。 事業の人員、設備及び運営に関する基準 が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。 ス等基準省令」という。) (指定地域密着型サービスの事業の人員、 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者 以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。)第二十条第一 第九十三条第一項の指定通所介護事業者をいう。) (平成十一年厚生省令第三十七号。 設備及び運営に関する基準 「指定通所介護事業者等」と 又は指定地域密着型通 (指定居宅サー 以下「指定居宅サ (平成十八年厚 の指

ス基準省令第二十二条第二項第一号の食堂及び機能訓練室をいう。 指定地域密着型通所介護事業所をいう。) 指定通所介護事業所 又は指定地域密着型通所介護事業所 (指定居宅サービス等基準省令第九十五条第二項第一 (指定居宅サービス等基準省令第九十三条第一 (以 下 (指定地域密着型サービス基準省令第二十条第一項 「指定通所介護事業所等」という。) 号又は指定地域密着型サ 第五十五条の七第一 項の指定通所介護事業所

型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。) て同 又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準省令第十九条の指定地 の面積を指定通所介護 の数の合計数で除して得た面積が、 (指定居宅サー 三平方メ ビス等基準省令第九十二条の指定通所 0 ートル以上であること。 利用者の数と共生型児 域密着

等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児 その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、 の数 所 O

(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第五十五条の二の三 予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防 看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(第五十五条の八において「指定小規模多機能型居宅 密着型介護予防 のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下 介護事業者等」という。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者 看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準省令第百七十一条第一項の指定 ービス基準省令第六十三条第一項の指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、 サービス基準省令」という。) 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者 が当該事業に関して満たすべき基準は、 第四十四条第一項の指定介護予防小規模多機能 次のとおりとする (指定地域密着型介護 「指定地

ビス基準省令第百七十一条の二の共生型自立訓練 同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員 四十四条第一項の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第五十五条の八にお 又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準省令第 密着型サービス基準省令第百七十一条第一項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。) 護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数 介護をいう。)、共生型自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス基準省令第百六 は第百七十一条第一 定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 共生型自立訓練 指定小規模多機能型居宅介護事業所 しくは共生型放課後等デイサービス 以 型居宅介護事業所等の登録者 の数と共生型生活介護 「共生型通い (サテライ (機能訓練)をいう。) 若しくは共生型自立訓練 項又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令第四十四条第一 サービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介 卜型指定小規模多機能型居宅介護事業所 (指定障害福祉サービス基準省令第九十三条の二の共生型生活 (指定地域密着型サービス基準省令第六十三条第一項若しく (指定地域密着型サービス基準省令第六十三条第 (第七十二条の二の共生型放課後等デイサ (生活訓練)をいう。) 又は共生型児童発達支 0 上限をいう。 (生活訓練)(指定障害福 (指定地域 以下この条にお (当該指定小規模 項の登録 (指定地域 ビスを 項 0

防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「サテライト 条の八において同じ。)、 基準省令第六十三条第七項のサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。 業所等」という。)にあっては、十八人)以下とすること。 ービス基準省令第百七十一条第八項のサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を 第五十五条の八におい (指定地域密着型介護予防サービス基準省令第四十四条第七項のサテライト型指定介護予 サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 て同じ。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅 型指定小規模多機能型居宅介護事 (指定地域密着型 第五十五

超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては次 護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児 十四条第一項の通いサービスをいう。以下同じ。) 六十三条第一項若しくは第百七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令第四 防小規模多機能型居宅介護をいう。) 防小規模多機能型居宅介護 型サービス基準省令第六十二条の指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能 業所等にあっては十二人) 応じそれぞれ同表の下欄に定める利用定員の 合計数の一日当たりの上限をいう。)を登録定員の二分の一から十五人 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護 (第五十五条の八に (指定地域密着型サービス基準省令第百七十条の指定看護小規模多機能型居宅介護を までの範囲内とすること。 おい (指定地域密着型介護予防サービス基準省令第四十三条の指定介護予 て「指定小規模多機能型居宅介護等」という。) のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準省令第 の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介 サテライ の表の上欄に掲げる登録定員 型指定小規模多機能型居宅介護事 (登録定員が二十五人を (指定地域

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

準省令第四十八条第二項第一号の 十七条第二項第 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂 一号若しくは第百七十五条第二項第一号又は指定地域密着型介護予防 |居間及び食堂をいう。) は、 (指定地域密着型サ 機能を十分に発揮 ビス基準省令第六

省令第六十三条若しくは第百七十一条又は指定地域密着型介護予防サー 業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサ を受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サー 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、 たしていること。 ビスの利用者数並びに共生型通い 当該指定小規模多機能型居宅介護 ビス基準省令第四十 ビス

五 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサ ビ スを提供するため

(準用)

第五十五条の二の 兀 第五条、 第八 条、 第九 条及び 節 (第十二条を除く。) の規定は、 共生型児

発達支援の事業について準用する。

第五十七条第一項第四号中 「看護師」 を 「看護職員」 に改める

第六十四条の次に次の一条を加える。

(情報の提供等)

第六十四条の二 指定医療型児童発達支援事業者は、 報の提供を行うよう努めなければならない。 これを適切かつ円滑に利用することができるように、 指定医療型児童発達支援を利用 その実施する事業の内容に関する情

いて、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない 指定医療型児童発達支援事業者は、 指定医療型児童発達支援の事業につ 61 て広告をする場合に

号外

項第三号」に改める。 を「第五十五条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」 を削り、「第六十一条」と、」の下に「第二十七条第一項及び」を加え、 第六十五条中「第二十七条」の下に「(第四項及び第五項を除く。)」を加え、「、 「第五十五条第二項第三号」 第四十九条第一項_

岡山県公報

従事したものをいう。以下同じ。)」を削り、同条第三項に次のただし書を加える。 臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上障害福祉サービスに係る業務に 二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了し 第六十七条第一項第一号中 (通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。) の規定による中等学校を含む。) 「(学校教育法の規定による高等学校 若しくは中等教育学校を卒業した者、 (旧中等学校令 (昭和十八年勅令 又は文部科学大 同法第九十条第

めに必要な機能訓練を行わない時間帯については、 ただし、 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営む 第四号の機能訓練担当職員を置かないことがで

平成30年3月23日

第六十七条第三項第二号中 「看護師」 を 「看護職員」 に改め

第七十一条の二を削る。

第七十二条中 「、第五十条、 第五十 · 条 _ を「から第五十一条まで」に、 「第二十八条」

十六条第二項中 「第二十四条第二項」とあるのは 「第七十 一条第二項」と、 第二十七条第一 項、

十八条及び第五十五条第二項第二号」に改める。

第七十二条の二を第七十二条の二の二とする。

第七十二条の四中「、第五十条、第五十一条」を「から第五十一条まで」に、「、

び第七十一条」に改め、「及び第七十一条の二」を削る。

一章中第五節を第六節とし、 第四節 次 0 節を加える

第五節 共生型障害児通所支援の基準

· 準用)

いう。)」とあるのは「多機能型事業所」と、 条第一項中」を「第七十二条の六第一項中「事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」と 第七十二条の二 第五十三条から第五十五条の二の三まで、第六十六条及び第七十一条の規定は、 第八十一条第一項中「第四項並びに」を「第四項、第七十二条の六第一項並びに」に、 第三十三条、 イサービス (放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。) の事業について準用する。 第三十五条から第四十六条まで、 第八条、 第九条、第十三条から第二十三条まで、 第七十四条第一項中」に改める。 第四十八条から第五十一条まで、 第二十五条から第三十一条まで、 第五十二条第一 共生型放課後等デ 应

第六章を第七章とする。

第七十六条を次のように改める。

(準月

号外

第七十六条 第七十二条の 八の規定は、 指定保育所等訪問支援の事業につ 11 て準用する。

第七十七条から第七十九条までを次のように改める。

第七十七条から第七十九条まで 削除

岡山県公報

訪問する施設」」に改める。 制」」を「体制」と、第五十五条第二項第二号中 とあるのは「第八十条において準用する第七十二条の十第二項」と、第二十七条第一項及び」に、「体 と、」を「第八十条において準用する第七十二条の十」と、 条の十一」に、「第七十九条」を「第八十条において準用する第七十二条の十一」に、 五十五条」を「、第五十三条から第五十五条まで、第六十四条の二及び第七十二条の九から第七十二 十八条」を加え、「から第五十一条まで」を「、第五十条、第五十一条」に、「及び第五十三条から第 援計画」と、第七十二条の九中「又は」とあるのは「若しくは」と、「家族」とあるのは「家族又は 第八十条中「第二十五条」の下に「、第二十六条、第二十七条(第四項及び第五項を除く。)、 「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支 第二十六条第二項中「第二十四条第二項」 「第七十八条」

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

平成30年3月23日

第五章 居宅訪問型児童発達支援

第一節 基本方針

第七十二条の五 という。) に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなけ 力の向上を図ることができるよう、 の事業は、 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援 障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、 当該障害児の身体及び精神の ればならな 11 。 以 下 状況並びにその置か 「指定居宅訪問型児童発達支援」 れてい 並びに生活能 、る環境

第二節 人員の基準

(従業者の員数)

第七十二条の六 事業者」という。) に置くべき従業者及びその員数は、 指定居宅訪問型児童発達支援 が当該事業を行う事業所 次のとおりとする。 以下 の事業を行う者 「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」 以下 「指定居宅訪問型児童発達支援 という。)

訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数

- 二 児童発達支援管理責任者 一以上
- 教育に係る業務に三年以上従事した者でなければならない 及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業 識技能の付与、 介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、 集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)と 部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個 育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員 して配置された日以後、 前項第一号に掲げる訪問支援員は、 生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い 障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、当該障害児の 理学療法士、 作業療法 弌 (学校教育法の規定による大学の学 言語聴覚士、 看護職員若しくは
- 3 発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない 第一項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち一人以上は、 専ら当該指定居宅訪問型 児

(準用)

岡山県公報

号外

第七十二条の七 び同項第二号の児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする において、 同条中「ただし、」とあるのは、 第八条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業につい 「ただし、第七十二条の六第一項第一号の訪問支援員及 て準用する。

第三節 設備の基準

(設備)

第七十二条の する専用の区画を設けるほか、 なければならない 八 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備え 事業の運営を行うために必要な広さを有

平成30年3月23日

ればならない。 前項の設備及び備品等は、 ただし、 障害児の支援に支障がない場合は、 専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなけ この限りでない

第四節 運営の基準

(身分を証する書類の携行)

第七十二条の九 これを提示すべき旨を指導しなければならない 初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、その従業者に身分を証する書類を携行させ

(通所利用者負担額の受領

- 第七十二条の十 通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、 指定居宅訪問型児童発達支援を提供
- 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は した際は、 通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用 法定代理受領を行わない指定居宅訪 問 型児 童発達支援

平成30年3月23日 岡山県公報

号外

選定により通常 ら受けることができる。 宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、 問型児童発達支援を提供する地域をいう。 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、 の事業の実施地域 (当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪 それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者か 前二項の支払を受ける額のほ 次条第五号におい て同じ。) 以外の地域にお か、 通所給付決定保護者

基準額の支払を受けるものとする

- 4 る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならな 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、 前三項の費用の額の支払を受けた場合は、
- 5 保護者に対 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、 その額について説明を行い、 第三項の交通費については、 通所給付決定保護者の同意を得なければならな あらかじめ、 通所給

- 第七十二条の十一 次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかなけ 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、 指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごと ればならな
- 目的及び運営の方針
- 従業者の職種、員数及び 職務の
- 営業日及び営業時間
- 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びそ

- Ħ. 通常の事業の実施
- サービスの利用に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の対応に関する事項
- その他運営に関する重要事項

第七十二条の十二 第三十九条、第四十二条から第四十六条まで、第四十八条、 第二十八条及び第五十五条第二項第二号中 六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは とあるのは 十二条の十一」と、第十七条中「いう。第三十八条第六号及び第五十二条第二項において同じ。」 び第五項を除く。)、第二十八条から第三十一条まで、 支援計画」 の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第七 第五十三条から第五十五条まで及び第六十四条の二の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援 と読み替えるものとする 「いう。」と、第二十三条第二項中「次条」とあるのは「第七十二条の十」と、第二十 第十三条から第二十三条まで、第二十五条、 「児童発達支援計画」とあるのは 「第七十二条の十第二項」と、 第三十三条、第三十五条から第三十七条まで、 第五十条、 第二十六条、 第五十一条、 第二十七条 「居宅訪問型児童発達 第二十七条第一項、

(施行期日

1 この条例は、 平成三十年四月一日から施行する

- 2 業者については、 日までの間は、 この条例の 施行 なお従前の例による。 改正後の第六条(第三項を除く。) の際現に指定を受けて る改正前 の第六条第一 の規定にかかわらず、 項に規定する指定児童発達支援事 平成三十一年三月三十
- 平成三十一年三月三十一日までの間は、 に関する基準を満たしている事業者については、改正後の第五十五条の二の五の規定にかかわらず、 この条例の施行の際現に改正前の第五十五条の二第一項に規定する基準該当児童発達支援の事業 なお従前の例による。

号外

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の 人員、 設備及び運営の基準等を定める条例 0

正する条例をここに公布する

平成三十年三月二十三日

山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第三十四号

岡山県公報

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の 人員、 設備及び運営の基準等を定める条例

を改正する条例

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、 設備及び運営の基準等を定める条例

四年岡山県条例第五十号) の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条の九第二項」を「第二十四条の九第三項」 「第二十一条の Ź.

項第一号」を「第二十一条の五の十五第三項第一号」に改める。

第五条第一項第二号中「看護師」を「看護職員(保健師、 助産師、 看護師又は准看護師をいう。)」

に改め、同条第四項を削る。

平成30年3月23日

第六条第六項を削る。

第四十七条第一項中 「第五条第十六項」を「第五条第十八項」 に改める

(施行期日)

1 この条例は、 平成三十年四月 日から施行する

(経過措置

年三月三十一日までの間は、 定福祉型障害児入所施設については、 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の第五条第四項及び第六条第六項に規定する指 なお従前の例による。 改正後の第五条及び第六条の規定にかかわらず、 平成三十三

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため の法律に基づく指定障害福祉 ス

業等の 設備及び運営の基準等を定める条例の 部を改正する条例をここに公布する

岡山県条例第三十五号

日常生活及び社会生活を総合的に支援するため の法律に基づく指定障害福 祉サ ビ ス

の事業等の人員、 設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

のように改正する。 業等の人員、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サ 設備及び運営の基準等を定める条例 (平成二十四年岡山県条例第五十二号) 0) ビ 部を次 ス 0 事

目 次中 「第五節 基準該当障害福祉サー ビスの基準 (第四十五条 第四十九条)」 「第五節 共

号外

準該当障害福祉サ 生型障害福祉サービスの基準 ビスの基準 (第四十四条の二―第四十四条の (第四十五条 - 第四十 九条) 巡 「第五節 基準該当障害福

ビスの基準 (第九十六条 --第九十八条)」 を 「第五節 第六節 基準該当障害福祉サー 共生型障害福祉サービスの基準 ビス の基準 (第九 第

九十六条—第九十八条) 十五条の二―第九十五条の五 に、 「第五節 基準該当障害福祉サービスの基準 第百

条

岡山県公報

白十二条)」 「第五節 第六節 基準該当障害福祉サー 共生型障害福祉サービスの基準 ビスの基準 (第百十条の二―第百十条の四) (第百十一条・第百十二条)

五節 基準該当障害福祉サービスの基準 (第百五十条—第百五 + 条)_ を 「第五節 第六節 基準該当障害 共生型障害福

福祉サ 祉サー ビスの基準 ビス の基準 (第百四十九条の二―第百四十九条の四) (第百五十条-第百五十一条) 「第五節 基準該当障害福祉

平成30年3月23日

スの基準 (第百六十条—第百六十一条)」 「第五節 共生型障害福祉サー ビス \mathcal{O} 基準 (第百五十

九条の二ー 第百五十九条の四) 第六節 基準該当障害福祉サ ビ ス の基準

第百六十一条) 「第百六十八条」を 「第百六十七条の二」に、 「第十三章

第十三章 就労定着支援

第一節 基本方針(第百九十四条の二)

第二節 人員の基準 (第百九十四条の三・ 第百 九 应 0 几

第三節 設備の基準 (第百九十 -四条の五

第四節 運営の基準 (第百· 九十 -四条の六 -第百 九十 -四条の

生活援助」

を

第十四章

自立生活援助

第五

第二節 基本方針 人員の基準 (第百九: (第百· 九十 十四条の十三) -四条の 十四四 第百 九十 几 条の 十五

設備 間の基準 (第百九十 四条の十六)

第十五章 共同生活援助

第

外部サ ビ ス 利用型指定共同生活援助 の事業の基本方針並びに人員、 設備及び運営の基準」

ビス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに 人員、 設備及び運営の基準

(第二百一条の二・第二百一条の二の二)

第二款 (第二百一条の二の三・ 第二百一条の二の 四

号外

第一款

この節の趣旨及び基本方針

に

第三款 設備の基準 (第二百一条の二の五)

第四款 運営の基準 (第二百一条の二の六―第二百一条の二の十)

六節 「第二百一条の二」を「第二百一条の二の十一」に、「第十四章」を「第十六章」に、 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、 設備及び運営の基準」 「第十五章」

岡山県公報

「第十七章」に、「第十六章」を「第十八章」に改める。

第一条中「並びに」を「、第四十一条の二第一項各号並びに」に改める

の指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を加え、 第二条第六号中「指定放課後等デイサービスの事業」の下に 同号を同条第七号とし、 指定通所支援基準第七十 同条中第五号を第六号とし、

第四号の次に次の一号を加える。

共生型障害福祉サービス 法第四十一条の二第一項の 申請に係る法第二十九条第 項の

受けた者による指定障害福祉サービスをいう。

平成30年3月23日

第三条第一項中「第十三章」を「第十五章」に改める。

第四条ただし書中「いう。)」の下に「又は短期入所 (病院又は診療所により 行われるものに限る。)

に係る指定障害福祉サービス」を加える。

第四十九条中「前節」 を 「第四節」に改める。

第二章中第五節を第六節とし、 第四節の次に次 0) 節を 加える。

第五節 共生型障害福祉サービスの基準

(共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準

第四十四条の二 問介護事業者をいう。 成十一年厚生省令第三十七号。 業を行う指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型居宅介護」という。) 以下同じ。) 以下「指定居宅サービス等基準」という。)第五条第一項の指定訪 が当該事業に関して満たすべき基準は、 設備及び運営に関する基準 の事

指定訪問介護事業所 の従業者の員数が、 (指定居宅サ 当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護 ビス等基準第五条第一 項の指定訪問介護事業所をいう。 (指定居宅サ

次のとおりとする

として必要とされる数以上であること。 数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所 ビス等基準第四条の指定訪問介護をいう。 以下同じ。) の利用者の数を指定訪問介護 0

の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサ ービスを提供するため、 指定居宅介護事業所

(共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第四十四条の三 の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型重度訪問介護」と 次のとおりとする

用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとし た場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、 当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の

所その他の 共生型重度訪問介護の 関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 利用者に対して適切なサービスを提供するため、 指定重度訪 蕳 介護事業

(準用)

第四十四条の 第八十七条の次に次の一条を加える (第四十四条を除く。)の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業につい 匹 第五条 (第三項及び第四項を除く。)、第六条第二項及び第三項、 第七条並びに前節 て準用する

(職場への定着のための支援の実施)

当該障害者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければなら 第二十七条第二項の障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)等の関係機関と連携して、 就業・生活支援センター 事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、 八十七条の二 指定生活介護事業者は、 (障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和三十五年法律第百二十三号) 障害者の職場への定着を促進するため、

第九十六条第一号及び第二号を次のように改める。

- 介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。 指定通所介護事業者等であって、 地域において生活介護が提供され てい ないこと等に
- 当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メ 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、 指定通所介護等の利用者の数と基準 <u>|</u> ル 以 上であること

第九十七条各号列記以外の部分を次のように改める。

におい 指定小規模多機能型居宅介護等 居宅介護事業者を除く。 五十条の二及び第百六十条の二におい 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等 て生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対 第百十一条、 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。 て同じ。) 第百五十条の二及び第百六十条の二において同じ。) のうち通い サ ・ビス (指定介護予防小規模多機能型 (指定地域密着型介護予防 第百十 が地域 して

号外

居宅介護事業所等については、適用しない。 を基準該当生活介護事業所とみなす。 第百六十条の二において同じ。) ビス基準第四十四条第一項の通い 介護事業所を除く。以下この条、 サ ービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等 を提供する場合には、 第百十一条、 サービスを除く。 この場合において、 第百五十条の二及び第百六十条の二に 以下この条、 当該通いサービスを基準該当生活介護と、 前条の規定は、 (指定介護予防小規模多機能 第百十一条、 当該指定小規模多機 第百五十条の二及び おい

び食堂を除く」に改める。 の居間及び食堂をいう」を 同条第三号中「指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号又は第百七十五条第二項第一号 定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、 第百十一条、 テライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。 テライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所 録者をいう」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項の登録者を除 第九十七条第一号中「指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第百七十一条第 第百五十条の二及び第百六十条の二において」に改め、 (サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。 「指定地域密着型介護予防サー (指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項の 以下」を「サテライト型指定小規模多機 ビス基準第四十八条第二項第一号の居間 同条第二号中 「サテライト 以下こ 0

第四章中第五節を第六節とし、 第四節 0 次に次 0 節を加える

第五節 共生型障害福祉サ ビスの基準

生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準

第九十五条の二 う。)又は指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第六十六条第一項の指定放課後等 業を行う指定児童発達支援事業者(指定通所支援基準第五条第一項の指定児童発達支援事業者をい ・サービス事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、 生活介護に係る共生型障害福祉サ ービス 以下 「共生型生活介護」 次のとおりとする。

条第 生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等と 童発達支援等」という。)を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の 指定児童発達支援 童発達支援事業所等」とい 第二百二条において同じ。) して必要とされる数以上であること。 指定児童発達支援事業所 項の指定放課後等デイサービス事業所をいう。 ビス (指定通所支援基準第六十五条の指定放課後等デイサービスをいう。) (指定通所支援基準第四条の指定児童発達支援をいう。) 又は指定放課後等デ . أ ث 又は指定放課後等デイサービス事業所 (指定通所支援基準第五条第一項の指定児童発達支援事業所を の従業者の員数が、 当該指定児童発達支援事業所等が 第二百二条におい (指定通所支援基準第六十六 て同じ。) 以下 以下 「指定児

関係施設から必要な技術的支援を受け 共生型生活介護の利用者に対して適切なサ てい ること ビス を提供するため、 指定生活介護事業所そ

共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準

号外 いう。 域密着型サービス基準第十九条の指定地域密着型通所介護をいう。) 十二条第二項第一号の食堂及び機能訓練室をいう。 訓練室(指定居宅サービス等基準第九十五条第二項第一号又は指定地域密着型サー 地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)の食堂及び機能 以上であること。 ービス等基準第九十二条の指定通所介護をいう。) の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方

第九十五条の三

共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準第九十

三条第

一項の指定通所介護事業者をいう。)

定地域密着型サービス基準」

という。)第二十条第一

項の指定地域密着型通所介護事業者をい

次のとお

ŋ

ービスの事業の

人員、

設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。

又は指定地域密着型通所介護事業者

(指定地域密着型

以

以 下

「指定通所介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、

指定通所介護事業所

う。)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十条第一項

以下同じ。)

の面積を、

指定通所介護

ビス基準第二

の指定

を

又は指定地域密着型通所介護

(指定地

(以 下

「指定通所介護等」と

メー

(指定居宅サービス等基準第九十三条第一項の指定通所介護事業所

- とした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること 等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、 当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護 の合計数であ
- 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、 関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 指定生活介護事業所そ

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第九十五条の四 事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。 型居宅介護事業者をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介 サービス基準第六十三条第一項の指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、 介護事業者をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」 域密着型介護予防サービス基準」という。)第四十四条第一 機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第百七十一条第一項の指定看護小規模多機能 の効果的な支援の方法に関する基準 ビスの事業の人員、 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サ (平成十八年厚生労働省令第三十六号。 項の指定介護予防小規模多機能型居宅 ービスに係る介護予 指定看護小規模多 という。) (指定地域 以下 「指定地 が当該

規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、 指定小規模多機能型居宅介護事業所 項の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。 ビス基準第百七十一条第一項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。) 小規模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項の 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型介護予防サ 以下同じ。) 以下 ビス基準第四 「指定小規模多機 (指定地域密着 又は 指定小

宅介護事業所をいう。)又はサテライ 録者 宅介護事業所をい 域密着型介護予防サー 定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、 規模多機能型居宅介護事業所 サービスをいう。) 又は共生型児 介護事業所等」という。)にあっては、 機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の しくは共生型放課後等デ 能型居宅介護事業所等」 (指定地域密着型サ 第百四· (指定地 共生型 は共生型自立訓練 介護予防サ 一十九条の三及び第百五十九条の三において同じ。) 百立訓: 童発達支援 域密着型サ う。 (以 下 ビス基準第四十四条第一 第九十七条におい ビス基準第四十四条第七項のサテライト型指定介護予防小規模多機能型居 ービス基準第百七十一条第八項のサテライト型指定看護小規模多機能 (機能訓 という。) イサー ービス基準第六十三条第一項若しくは第百七十 「共生型通い (生活訓練)(第百五十九条の二の共生型自立訓練 (指定通所支援基準第五十四条の二の共生型児童発達支援を (指定地: ビス(指定通所支援基準第七十一条の二の共生型放課後等 の登録定員 (第百四十九条の二の 卜型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 域密着型サー サービス」という。)を利用するために当該指定小規模多 十八人)以下とすること。 て同じ。) サテライト型指定看護 項 (当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等 の登録者をいう。 (以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅 ピ ス基準第六十三条第七 共生型自立訓練 を二十九人 以下同じ。) 小規模多機能型居宅介護 一条第一 (機能 上限をいう。 (サテライ (生活訓: 項の 0) 項又は指定地域 サ 数と共生型生活 テラ らう。 以下この 指 0

等」という。) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。 又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護 百七十一条第 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護 以下この 0 の数と共生型通 十五人 以下同じ。) ビス基準第六十二条の指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、 (指定地域密着型サ 定小 規模多機能型居宅 (登録定員が二十五 のうち通いサービス 項又は指定地域 げる登録定員 第百 0) 13 利用定員 四十九条の三及び ービスを受け ービス基準第百七十条の指定看護小規模多機能型居宅介護を 0 介護事業所等に 密着型介護予防サービス基準第四十四条第一 人数に応じそれ (当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっ (指定地域密着型サービス基準第六十三条第一 る障害者及び障害児 第百五十九 (指定地域密着型介護予防サービス基準第四十三条の 以下同じ。)(以下 あ ぞれ同表の下欄に定める利用定員 0 条の三にお は の数の合計数 11 「指定小規模多機能型居宅介護 て同 で 指定看護小規模多機能 0) 0) の通い 項の通い 日当た を登録定員 とすること 0 (指定地 項若 サ り 0) ビス ス 0

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

- 四十八条第二項第一 条第二項第一号若しくは第百七十五条第二項第一号又は指定地域密着型介護予防サ 広さを有すること。 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間 号の居間及び食堂をいう。 及び食堂 以下 -同じ。) (指定地域密着型サービス基準第六十七 は、 機能を十分に発揮しうる適当な ビ ス基準第
- 第六十三条若しくは第百七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定す を受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サ 業所等が提供する通 る基準を満たしていること。 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、 いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通い 当該指定小規模多機能 型 居宅 -ビス基準 サー 介 ビス

Ħ. の関係施設から必要な技術的支援を受け 共生型生活介護の利用者に対して適切なサ ていること。 ビスを提供するため、 指定生活介護事業所そ 0

(準用)

第九十五条の五 前節 十九条、第三十七条から第四十二条まで、 第七十条から第七十二条まで、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、 (第九十五条を除く。) の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。 第十条から第十八条まで、 第五十二条、第五十九条から第六十二条まで、第六十八 第二十条、第二十一条、第二十三条、 第二十四 第八十

型指定小規模多機能型居宅介護事業所」 小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、 業者」を 二百一条の二」の下に 第二号中「である」を「(第二百一条の二の日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。 中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。)」を加え、 をいう。)」 中サービス支援型指定共同生活援助又は第二百一条の二の十一」に改め、 援型指定共同生活援助事業者」を加え、 同生活援助事業所」の下に「、 ある」に改め、同号イ中「を提供する」を「(第二百一条の二の日中サービス支援型指定共同生活援 第百条第一項第二号中「の指定共同生活援助事業者」の下に「、第二百一条の二の日 第百十一条第一号中 「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護 の下に「、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所 以下この号にお を提供する」に、「の利用者の数及び」を「(日中サービス支援型指定共同生活援助事業 . の 日 「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事 いて同じ。) 中サービス支援型指定共同生活援助、 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、 の利用者の数及び」に改め、 同号イ中 を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に 「又は第二百一条の二」を「、第二百一条の二 第二百一条の二の十一」 (第二百一条の二の三第一 同条第三項第一号中 同条第二号中「サテライ 「指定共同生活援助事業所 同号イ中 中 同条第二項 「の指定共 項 ビ ご で 0 0) ス \exists

第五章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える

第五節 共生型障害福祉サービスの基準

共生型短期 入所 の事業を行う指定短期 入所生活介護事業者等の

第百十条の二 という。)第百二十九条第一項の指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。)が当該事業に関し 方法に関する基準 事業の人員、 生活介護事業者をいう。) を行う指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サ て満たすべき基準は、 設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のため 短期入所に係る共生型障害福祉サービス (平成十八年厚生労働省令第三十五号。 次のとおりとする。 又は指定介護予防短期入所生活介護事業者 ービス等基準第百二十一条第一項の指定短期入所 (以下「共生型短期入所」とい 以下「指定介護予防居宅サービス等基準」 (指定介護予防サ の効果的 ビス等の

- 短期入所生活介護等」という。) 護予防居宅サービス等基準第百二十八条の指定介護予防短期入所生活介護をいう。) 基準第百二十条の指定短期入所生活介護をいう。) 等基準第百二十九条第一項の指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。) 活介護事業所をいう。) 得た面積が一〇・六五平方メートル以上であること。 所生活介護事業所等」 指定短期入所生活介護事業所 という。) 又は指定介護予防短期入所生活介護事業所 (指定居宅サービス等基準第百二十一条第一項の指定短期 の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数 の居室の面積を、 又は指定介護予防短期入所生活介護 指定短期入所生活介護 (指定介護予防居宅サ (指定居宅サ (以下 の合計数で (以 下 (指定介 ービス 入所
- 期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等と する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短 て必要とされる数以上であること。 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、 当該指定短期入所生活介護事業所等が提供
- の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 共生型短期入所の利用者に対して適切なサ ービスを提供するため、 指定短期入所事業所そ

(共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第百十条の三 て満たすべき基準は、 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に 次のとおりとする。

当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス た面積が、おおむね七・四三平方メー サービスをいう。次号において同じ。)の利用定員から個室の定員数を減じ しくは第百七十一条第六項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第五 第二号ハ若しくは第百七十五条第二項第二号ハ又は指定地域密着型介護予防サー 八条第二項第二号 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室 の個室を いう。 以下この号において同じ。) トル以上であること。 (指定地域密着型サ (指定地域密着型サー 以外の宿泊室を設ける場合 ービス基準第六十三条第五 ビス基準第六十 て得た数 ビス基準第 で除 項の宿泊 7 項若

業所等が提供する宿泊サ 必要とされる数以上であること。 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、 数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として ービスの利用者の数を宿泊サ ´ービス の利用者の数及び共生型短期 当該指定小規模多機能 型居宅介護事

第百十条の 業について準用する。 四条まで、第九十九条及び前節 第七十条から第七十二条まで、 第二十九条、 兀 第十条、 第三十条、 第十二条から第十八条まで、 第三十七条から第四十三条まで、 (第百九条及び第百十条を除く。) 第七十五条、 第七十六条、 第二十条、 第五十二条、 第二十一条、 第八十九条、 の規定は、 第九十二条から第九 第六十二条、 第二十三条、 共生型短期入所 第二十 第六十八 0)

第百十四条第四項中 「専任かつ」を削る。

号外

第百二十条第一項中 ・「サー ビス利用計画」 を 「重度障害者等包括支援計画」 に改め

項」に、「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、 者等包括支援計画」に改め、同項を同条第三項とし、 等包括支援計画」に改め、 者等包括支援計画」に改め、同条第二項を削り、 者等包括支援サービス利用計画 第百四十二条中「規則第六条の七第一号に規定する者に対して、 第百二十一条の見出しを「(重度障害者等包括支援計画の作成)」 同項を同条第二項とし、同条第四項中「サービス利用計画」を (以下この章におい 同条第三項中「サービス利用計画」を「重度障害者 7 同条第五項中「から第三項まで」を「及び第二 「サービス利用計画」という。)」を 規則第六条の六第一号」を「同号」 に改め、 同項を同条第四項とする。 同条第一項中 「重度障害 「重度障害

岡山県公報

第百四十九条中 「第八十八条」 を 「第八十七条の二」 に改め る

日

規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第一号及び第二号中 者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小 **所等」に改める。** テライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業 第百五十条の二中 「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業

平成30年3月23

第八章中第五節を第六節とし、 第四節 0) 次に次 0 節を 加える

第五節 共生型障害福祉サー ・ビス の基準

(共生型自立訓練 (機能訓 の事業を行う指定通所 介護事業者等の基準

第百四十九条の二 能訓練)」という。 のとおりとする。 自立訓練 の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たす (機能訓練) に係る共生型障害福祉サ ービス (以下 「共生型自 、き基準 訓練

等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練 自立訓練 合計数であると 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、 (機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メ した場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であるこ 当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護 指定通所介護等の利用者の数と共生型 (機能訓: 練) ル以上であること。 0 利用者

共生型自立訓練 事業所その他 (機能訓練) の関係施設から必要な技術的支援を受け の利用者に対して適切なサービスを提供するため、 指定自立訓練

共生型自立訓練 (機能訓練) の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の

第百四十九条の三 が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。 共生型自立訓練 (機能訓練) の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等

- 型居宅介護事業所等にあっては、十八人)以下とすること。 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を二十九人
- までの範囲内とすること。 型居宅介護事業所等にあっ に定める利用定員の スの利用定員を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通い 人数、サテライ ては次の表の上欄に掲げる登録定員の人数に応じそれぞれ同表の下欄 ト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては十二人)

十八人	二十九人
十七人	二十八人
十六人	二十六人又は二十七人
利用定員	登録定員

- を有すること。 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、 機能を十分に発揮しうる適当な広さ
- 業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサー 定する基準を満たしていること。 基準第六十三条若しくは第百七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規 ビスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サー 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、 当該指定小規模多機能型居宅介護事
- Ħ. 共生型自立訓練 事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 (機能訓練) の利用者に対して適切なサー ビスを提供するため、 指定自立訓

(準用)

第百四十九条の四 第百四十二条及び前節 七十二条まで、第七十五条から第七十七条まで、第八十一条、第八十七条の二から第九十四条まで、 から第四十二条まで、 ついて準用する 第十条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十九条、 第五十二条、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第 (第百四十九条を除く。) の規定は、 共生型自立訓練 (機能訓練)

第百五十二条中 「規則第六条の七第二号に規定する者に対して、 規則第六条の六第二号」を 「同号」

号外 所 デラ

平成30年3月23日 岡山県公報 号外

第百五十八条の見出しを「(記録の整備等)」に改 め、 同条に次 0 一項を加える

示を求められた場合は なければならな 指定自立訓練 (生活訓練) 当該利用者の不利益にならない範囲におい 事業者は、 利用者又はその家族 から当該利用者に係る前 て可能な限り 示する 項

第百五十九条中「第八十八条」を「第八十七条の二」に改める

者」を 規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第一号及び第二号中 第百六十条の二中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業 ト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業 「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小

第九章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える

第五節 共生型障害福祉サービスの基準

、共生型自立訓練 (生活訓練) の事業を行う指定通所介護事業者等の基準

第百五十九条の二 自立訓練 のとおりとする。 の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は (生活訓練) に係る共生型障害福祉サ ービス (以下「共生型自立

- 等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練 合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であるこ 自立訓練 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、 (生活訓練) の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メ 当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護 指定通所介護等の利用者の数と共生型 (生活訓練) の利用者の数の
- (生活訓練) 事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 共生型自立訓練 (生活訓 練 の利用者に対して適切なサービスを提供するため、

(共生型自立訓練 (生活訓練) の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第百五十九条の三 が当該事業に関 して満たすべき基準は、 共生型自立訓練 (生活訓練) 次のとおりとする の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等

- 型居宅介護事業所等にあっては、十八人)以下とすること。 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を二十九人 (サテラ イト型指定小規模多機能
- 型居宅介護事業所等にあっては次の表の上欄に掲げる登録定員の人数に応じそれぞれ同表の下欄 までの範囲内とすること。 に定める利用定員の スの利用定員を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通い 人数、サテライ 型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては十二人)

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

- を有すること。 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、 機能を十分に発揮しうる適当な広さ
- 定する基準を満たしてい 基準第六十三条若しくは第百七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規 ビスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス 業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、 、ること。 ービスの利用者の数並びに共生型通 当該指定小規模多機能型居宅介護事
- Ŧī. (生活訓練) 共生型自立訓練 事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること (生活訓練) 0) 利用者に対して適切なサービ スを提供するため、

(準用)

第百五十九条の四 十二条まで、第七十五条、第七十六条、 ら第四十二条まで、第五十二条、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、 第百四十八条、 の事業について準用する。 第十条から第十九条まで、 第百五十二条及び前節 第八十一条、 第二十一条、 (第百五十九条を除く。) 第八十七条の二から第九十四条まで、 第二十四条、 第二十九条、 の規定は、

第十章第四節中第百六十八条の前に次の一条を加える。

(通勤のための訓練の実施)

第百六十七条の二 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができる

よう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第百六十八条第二項中「(障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和三十五年法律第百二十三号)

第二十七条第二項の障害者就業・生活支援センターをいう。 以下同じ。)」

の 下 に 「、第八十七条、 第八十八条」

第十六章を第十八章とし、第十五章を第十七章とする。

第二百二条第一項中 「(指定通所支援基準第五条の指定児童発達支援事業所をい

通所支援基準第六十六条の指定放課後等デイサービス事業所をいう。)」を削る。

第十四章を第十六章とする。

援助として提供される介護又は家事等を除く。)」を加える。 第百九十九条第三項中「利用者の」 を 「当該利用者の」に改

第二百一条の二中 「前各節」 第一 節から第四節まで」に改め、 同条を第二百

号外 平成30年3月23日 岡山県公報

第十三章中第五節を第六節とし、第四節の次に次 0 一節 を加

第五節 日中サ ビス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、 設備及び運営

の基準

この 節 0 趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第二百一条の二 前各節 援助事業者」という。) 要する者に対して、 援助であって、 日常生活上の援助をいう。 当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者によ 常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、 の規定にかかわらず、 の基本方針並びに人員、 以下同じ。) の事業を行う者(以下「日中サービス支援型指定共同生活 日中サービス支援型指定共同生活援助 設備及び運営の基準につい 排せつ又は食事の介護その ては、 この節に定める り、 (指定共同生活 常時介

(基本方針)

第二百一条の二の二 境に応じて共同生活住居において相談、 は社会生活を営むことができるよう、 とにより、 適切かつ効果的に行うものでなければならない 利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、 当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれて 入浴、 排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を 常時の支援体制を確保するこ

人員の基準

、従業者の員数

第二百一条の二の三 中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。) 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外 中 ・ビス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所(以下「日 の時間帯における日中サー に置くべき従業者及びその員数は ビ ス支援型指定共同生活援助 次

提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、 利用者の数を五で除した数以上とすること。

- 勤換算方法で、 生活支援員 の提供に当たる生活支援員の総数は、 次のイから二までに掲げる数の合計数以上とすること。 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サ 日中サ ービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに ビス支援型指定共同
- 区分省令第一条第四号の区分三に該当する利用者の数を九で除した数
- 区分省令第一条第五号の区分四に該当する利用者の数を六で除した数
- 区分省令第一条第六号の区分五に該当する利用者の数を四で除

区分省令第一条第七号の区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数

- の数の区分に応じ、 ビス管理責任者 日中サ それぞれ ・ビス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、 イ又は \Box に掲げる数 イ又は
- 用者の数が三十以下

口 利用者の数が三十一以上 利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに

一を加えて得た数以上

- 2 勤務を除く。)を行う世話人又は生活支援員をいう。)を置くものとする に、 夜間及び深夜の時間帯を通じて一 項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所 以上の 夜間支援従事者 (夜間及び の従業者 深夜の \bar{O} ほ か、 時 間帯に勤務 共同 居ごと (宿直
- 3 者の数は推定数とする。 第一項の利用者の数は、 前年度の平均値とする。 ただし、新規に指定を受ける場合は 利
- 4 用者の支援に支障がない場合は、 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者は、 この限りでない ただし、
- 5 以上は、 第一項及び第二項に規定する日中サ 常勤でなけ ればならない ビス支援型指定共同生活援助事業所の従業者のうち、

(準用)

号外

岡山県公報

準用する。

第二百一条の二の 兀 第百九十七条の規定は、 日中サー ビス支援型指定共同生活援助 の事業に 0 11 7

第三款 設備の基準

(設備)

日

第二百一条の二の五 又は病院の敷地外に立地しなければならな 地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあ 日 中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、 か 住宅地又は住宅 3

- 共同生活住居の入居定員の合計は、 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、 四人以上とする 以 上の共同生活住居を有するものとし、
- 3 0 共同生活住居の配置、 構造及び設備は、 利用者の特性に応じて工夫されたものでなけ れば

平成30年3月23

- 4 を設けることができるものとする。 0 独立性が確保されており、 共同生活住居 は その入居定員を二人以上十人以下とする。 利用者の支援に支障がない場合は、 この場合におい て、 つの建物の入居定員の ただし、 つの建物に複数の共同生活住居 構造上、 合計 共同生活住居ごと
- の入居定員を二人以 既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、 上二十 (知事が特に必要があると認めるときは、 前項の規定にかかわらず、 三十人) 以下とすることが 当該共同生活住居
- 6 (ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。)とすることができる。 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、 共同生活住居は 前二項の規定にかかわらず、 以上のユニットを有するほか、 当該共同生活住居の入居定員を二人以上三十 日常生活を営む上で必要な設備を設けなけ 知事が特に必要がある

ばならない。

- 8 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする
- 9 ユニットには、 その基準は、 居室及び居室に近接して設けら 次のとおりとする。 れる相互に交流を図ることができる設備を設ける
- 一の居室の定員は、 二人とすることができる。 一人とすること。 ただし、 利用者のサ ービス提供上必要と認め
- 一の居室の面積は、 収納設備等を除き、 七 四三平方メ

弗四款 運営の基準

(実施主体)

号外

第二百一条の二の六 共同生活援助と同時に第九十九条の指定短期入所 独型事業所に係るものに限る。) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、 を行う者でなければならない (第百条第一 項の併設事業所又は同条第三項の 当該日中サ ビス支援型指定

(介護及び家事等)

岡山県公報

- 第二百一条の二の七 切な技術をもって行わなければならない 用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、 介護を行うに当たっては、 適
- 3 させなければならない 原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない ビス支援型指定共同生活援助事業者は、 常時一人以上の従業者を介護又は家事等に従事

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、

調理、洗濯その他の家事等を行うに当たっては

ない サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。)を受けさせてはなら 当該日中サー 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、 ビス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等 その利用者に対して、当該利用者の負担に (日中 より

平成30年3月23日

(社会生活上の便宜の供与等)

- 第二百一条の二の 又はその置かれてい わなければならない る環境等に応じて、 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、 利用者の意向に基づき、 社会生活上必要な支援を適切に行 利用者の身体及び精神
- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、 他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない 利用者について、特定相談支援事業を行う者又
- 3 代わっ 対する手続等について、 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、 て行わなければならない その者又はその家族が行うことが困難である場合は、 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に その者の同意を得て
- 4 用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなけ ビス支援型指定共同生活援助事業者は、 常に利用者の家族との ればならな 連携を図るとともに、

(協議の場の設置等)

第二百一条の二の九 生活援助 生活援助 して特に認め 助言等を聴く機会を設けなけれ の事業の実施状況等を報告し、 の提供に当たっては、 るもの H (以 下 中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、 「協議会等」という。) 法第八十 協議会等による評価を受けるとともに、 ばならない 九条の三第一項の協議会その他知事がこ に対して定期的に 日中サ 日中サー ĺ ビス支援型指定共同 協議会等から必要 ス支援型指定共同 れ

録を整備しなければならない 日中サー ビス支援型指定共同生活援助事業者は、 前項の 報告、 評価、 要望、 助言等に 0 61 7 0

(準用)

号外

岡山県公報

第二百一条の二の十 者に限る」と読み替えるものとする。 める者を除く」とあるのは 労働大臣が定める者に限る」 及び協力歯科医療機関」と、 号中「第七十五条第二項」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第七十五条第二項」 三号中「第六十七条」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第九十条」と、 条の二の十におい 条の三」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百一条の二の十におい 四までの規定は、 十五条第一項」とあるのは 中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、 る第百九十八条の四第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは の協力医療機関」とあるのは 五十七条の二、 第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第百九十九 同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第二百一条の二の十」と、 第二十九条、 第百九十八条の二から第百九十八条の六まで及び第百九十九条の三から第二百 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合に て準用する第百九十八条の四第二項」と、 第三十七条から第四十二条まで、 第七十五条から第七十七条まで、 「入居前の 「第二百一条の二の十において準用する第五十五条第一項」と、 とあるのは 第百五十七条の二第一項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生 同条第二項 第十二条、 「第二百一条の二の十において準用する第二百条の四の協力医療機関 体験的な日中 第十三条、 单 「入居前の体験的な日中サ 「指定宿泊 第十五条から第十八条まで、 ゖ 型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣 第九十条、 第五十五条、 ビス支援型指定共同生活援助を受け 第六十条及び第七十七条第二項第 第九十二条、 第六十条、 ビス支援型指定共同 第九十四条中「前条 同項第二号中 第二十 第九十四条、 「第二百 同 て準用す .項第四 同項第 お

平成30年3月23日

第十三章を第十五章とし、第十二章の次に次の二章を加える。

第十三章 就労定着支援

第一節 基本方針

第百九十四条の二 て規則 、第六条の十の二に規定するものを受けて通常の事業所に新たに 者が自立し 就労定着支援に係る指定障害福祉サ た日常生活又は社会生活を営むことができるよう、 ビス 以 下 「指定就労定着支援」 雇用された障害者に対 就労に向け

等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。)の区分に応じ、 場合にあっては、 と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している いう。)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、 利用者の数 就労移行支援、 当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護 (当該指定就労定着支援事業者が、 (以下「指定就労定着支援事業所」という。) に置くべき就労定着支援員 就労継続支援A型又は就労継続支援B型 生活介護、 「指定就労定着支援事業者」という。) 利用者の数を四十で除した数以上とす 次に掲げる当該指定就労定着支援 かつ、指定就労定着支援の事業 自立訓練 (以下「生活介護等」と 自立

利用者の数が六十以下

当該各号に定める数を、

サービス管理責任者として置くこととする

岡山県公報

- を加えて得た数以上 利用者の数が六十一以上 に、 利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに
- 者の数は推定数とする。 前二項の利用者の数は、 前年度の平均値とする。 ただし、 新規に指定を受ける場合は 利 用

平成30年3月23日

- の職務に従事する者でなければならない。 第一項の就労定着支援員及び第二項のサービス管理責任者は、 ただし、 利用者の支援に支障がない場合は、 専ら当該指定就労定着支援事業所
- 5 第二項 0 ビ ス管理責任者のうち、 人以上は、 常勤でなけ ればなら

第百九十四条の四 第五十二条の規定は、 指定就労定着支援の事業に 0 て準用 す

第三節 設備の基準

(設備及び備品等

第百九十四条の五 指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならな 指定就労定着支援事業者は、 事業を行うために必要な広さの区画を有するととも

運営の基準

ビス管理責任者の責務

第百九十四条の六 サ ビス管理責任者は、 第百九十四条の十二におい て準用する第六十条に規定す

号外

(実施主体

る業務のほか、

次に掲げる業務を行うものとする

状況等を把握すること。

利用者の心身の状況、その置か

n てい

る環境等に照ら

用者が

地域におい

て自立した日

その者の心身の状況、

利用申込者

の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、

当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等

生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。

他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

平成30年3月23日 岡山県公報

第百九十四条の七 新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない (職場への定着のための支援の実施 指定就労定着支援事業者は、 過去三年間におい て平均一人以上、 通常の事業所に

第百九十四条の八 活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、 連絡調整及び連携を行うとともに、 新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、 なければならない 指定就労定着支援事業者は、 利用者及びその家族等に対して、 利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、 指定障害福祉サービス事業者等、 指導及び助言その他の必要な支援を提供 当該雇用に伴い生じる日常生 医療機関等との

事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなけ 上当該利用者との対面により行うとともに、 指定就労定着支援事業者は、 利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、 月に一回以上当該利用者を雇用した通常の事業所 ればならな 月に 口 以

ービス利用中に離職する者への支援

第百九十四条の九 関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない 事業所を離職する利用者であって当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに 指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その 指定就労定着支援事業者は、 指定就労定着支援の提供期間中に雇用され た通常 対 0

(運営規程

第百九十四条の十 運営に係る重要事項に関する規程を定めておかなけ 指定就労定着支援事業者は、 指定就労定着支援事業所ごとに、 次に掲げ

- 目的及び運営の方針
- 従業者の職種 員数及び 職務の
- \equiv 営業日及び営業時間

兀 指定就労定着支援の提供方法及び内容並び に支給決定障害者から受領する費用の種類及びその

- Ħ. 通常 の事業の実施 地 域
- 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害
- 七 防止及び早期発見並びに虐待があ った場合 0 対応に関する事項

その他運営に関する重要事項

第百九十四条の ておかなければならな 指定就労定着支援事業者は、

従業者、

設備、

備品及び会計に関する記録を整備

- 整備し、当該指定就労定着支援を提供 指定就労定着支援事業者は、 利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲 した日から五年間保存しなければならない げ
- 次条において準用する第二十条第一項の規定によるサービスの提供 の記録
- 次条において読み替えて準用する第六十条第一項の規定により作成する就労定着支援計
- \equiv 次条において準用する第三十条の規定による市町村への通知に係る記録
- 兀 次条において準用する第四十条第二項の規定による苦情の内容等の記録

号外

についての記録 次条におい て準用する第四十一条第二項の規定による事故の状況及び事故に 際し てとった処置

られた場合は、 ならない 指定就労定着支援事業者は、 当該利用者の不利益にならない範囲におい 利用者又はその家族から当該利用者に係る前項 て可能な限り 開示するよう努めなけ の記録 の開 示を求め

(準用)

岡山県公報

第百九十四条の十二 準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは 十二条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百九十四条の十二において 第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第百九十四条の十二において準用する第二 十九条、第六十条、 養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。 十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百九十四条の十二において準用する次条第一項」と、 この場合におい 第六十二条及び第六十八条の規定は、 第十条から第二十四条まで、第三十条、 第十条第一項中「第三十二条」とあるのは 「就労定着支援計画」 指定就労定着支援の事業に 第三十四条から第四十二条まで、 「第百九十四条の十」と、 いり て準用す

第十四章 自立生活援助

平成30年3月23日

基本方針

第百九十四条の十三 等の関係機関との密接な連携の下で、 置かれている環境に応じて、 を把握し、 な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、 の事業は、 利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、 必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス 適切かつ効果的に行うものでなけ 当該利用者の意向、 適性、 保健、 ればならない (以下「指定自立生活援助」という。 障害の特性その 医療、 福祉、 当該利用者 他の状況及びその 就労支援、 の状況

第百九十四条の十四 指定自立生活援助の事業を行う者 以下 「指定自立生活援助事業者」

が当該事業を行う事業所 次のとおりとする (以 下 「指定自立生活援助事業所」という。) に置くべき従業者及びその

- 一 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、一以-
- サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、 イ又は 口に掲げる利 用者 の数の区分に

応じ、それぞれイ又は口に掲げる数

- イ 利用者の数が三十以下 一以上
- 口 を加えて得た数以上 利用者の数が三十一以上 利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに

とする。

2

前項第

一号の地域生活支援員

の員数の標準は、

利用者の数が二十五又はその端数を増すごとに

号外

第一項の 利用者の 数は、 前年度の平均値とする。 ただし、 新規に指定を受ける場合

者の数は推定数とする。

4 に従事する者でなければならない。 第一項に規定する指定自立生活援助事業所の従業者は、 ただし、 利用者の支援に支障がない場合は、 専ら当該指定自立生活援助事業所 この 限 りでな 0

(準用)

岡山県公報

第百九十四条の十五 第五十二条の規定は、 指定自立生活援助の事業につ 11 て準用する

弗三節 設備の基準

(準用)

第百九十四条の十六 第百九十 -四条の Ŧī. の規定は、 指定自立生活援助の事業に 0 1

第四節 運営の基準

(実施主体)

平成30年3月23日

第百九十四条の十七 問介護、 害者支援施設又は指定相談支援事業者でなければならない 同行援護、 行動援護、 指定自立生活援助事業者は、 宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。)、 指定障害福祉サー ビス事業者 (居宅介護、 重度訪

(定期的な訪問による支援)

第百九十四条の十八 絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行 行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、 わなければならない 利用者の心身の状況、 指定自立生活援助事業者は、 その置かれてい 指定障害福祉サ おおむね週に一 る環境及び日常生活全般の状況等の ービス事業者等、 回以上、 利用者の居宅を訪 医療機関等との連

(随時の通報による支援等)

- 第百九十四条の十九 の居宅へ の訪問等による状況把握を行わなけ 指定自立生活援助事業者は、 利用者からの通報があっ ればならない
- 指定自立生活援助事業者は、 利用する指定障害福祉サ ービス事業者等、 の規定により 行った状況把握を踏まえ、 医療機関その他 0 関係機関等との 当該利 崩 \bar{O}

の他の必要な措置を適切に講じなければならない

3 該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない 指定自立生活援助事業者は、 利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、 適切な方法により、

(準用)

第百九十四条の二十 るのは 二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは 項中「第三十二条」とあるのは「第百九十四条の二十において準用する第百九十四条の十」と、第 四条の十一の規定は、 十九条、第六十条、第六十二条、 第六十条中「療養介護計画」とあるのは 「三月」と読み替えるものとする。 第十条から第二十四条まで、第三十条、第三十四条から第四十二条まで、 指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一 第六十八条、第百九十四条の六、 「第百九十四条の二十において準用する次条第一項」 「自立生活援助計画」と、 第百九十四条の十及び第百九十 同条第八項中「六月」とあ 第五

認めるもの 附則第七条第二項中 (以下この項において「」及び「」という。)」を削る 「法第八十九条の三第一項の協議会その他知事がこれに準ずるも のとして特に

十三年三月三十一日」に改め、 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三 利用者」を「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者」に、「の従業者」を「又は て」に改め、 から二まで」に改める。 附則第十四条の見出し中「において」を「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に 同条第一項及び第二項中「の規定」を「及び第二百一条の二の七第四項の規定」に、「の 同条第三項中「まで」を「まで及び第二百一条の二の三第一項第二号

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する

貝 設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する 害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十六号

人員、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援 設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例 0

改正する。 設備及び 害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設 運営の基準等を定める条例 (平成二十四年岡山県条例第五十三号) 0) 一部を次のように O

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第十条を次のように改める

附則第四条第四項中 「児童福祉法 0) 下に 「昭和二十二年法律第百六十四号。」を加える。

則

施行期日

この条例は、 平成三十年四月一日から施行する

(経過措置

2 の間は、 施設については、 この条例の施行の際現に指定を受けてい なお従前の例による。 改正後の第五条及び第九条の規定にかかわらず、 る改正前の第六条及び第十条に規定する指定障害者支援 平成三十三年三月三十一日まで

号外

備及び運営の基準を定める条例 障害者の日常生活及び社会生活を総合的 O部を改正する条例をここに公布する。 に支援するため の法律に基づく 障害福祉サ ビ ス事業の

平成三十年三月二十三日

山 [県知事 伊 原 木 隆

太

岡山県条例第三十七号

岡山県公報

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サ の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

備及び運営の基準を定める条例(平成二十四年岡山県条例第五十四号) 第二条第三号中「及び保育所等訪問支援 の居宅訪問型児童発達支援をいう。)の事業及び保育所等訪問支援 (同条第五項) 居宅訪問型児童発達支援 0) 部を次 0 (同条第五

(同条第六項」

に改める

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サー

ス事業の

第四十四条の次に次の一条を加える。

平成30年3月23日

(職場への定着のための支援の実施

第四十四条の二 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、 二項の障害者就業・生活支援センターをいう。 が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなけ 提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者につい (障害者の雇用の促進等に関する法律 以下同じ。) (昭和三十五年法律第百二十三号) 等の 関係機関と連携して、 て、 当該生活介護事業者が 障害者就業・ 生活支

第五十一条中 「、規則第六条の七第一号に規定する者に対して」を削る。

第五十五条中 「第四十五条」を「第四十四条の二」に改める。

第五十六条中 規則第六条の七第二号に規定する者に対して」 を削る。

第六十条中「第四十五条」を「第四十四条の二」に改める

第六十四条の次に次の 一条を加える。

録練の実施

第六十四条の二 就労移行支援事業者は、 利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、

通勤のための訓練を実施しなければならない

二十七条第二項の障害者就業・ 第六十五条第二項中 「(障害者の雇用の促進等に関する法律 生活支援センターをいう。 以下同じ。)」 (昭和三十五年法律第百二十三号)

第六十九条中 「第四十三条」 の下に「、第四十四条、 第四十五条」を加える。

附貝

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

社会福祉法に基づく軽費老人ホ ムの設備及び運営の基準を定める条例の 部を改正する条例をこ

こに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆

太

岡山県条例第三十八号

第五十九号)の一部を次のように改正する。 社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例 社会福祉法に基づく軽費老人ホー ・ムの設備及び運営の基準を定める条例の (平成二十四年岡山県条例 一部を改正する条例

療院」を加える。 以下この項において同じ。)又は」に改め、 第十一条第十二項中「)又は」を「)若しくは介護医療院 同項第一号中 「介護老人保健施設」 (同条第二十九項の介護医療院をい の 下 に 「又は介護医

第十七条第三項中「次項」 を 「以下この条」に改 め、 同条に次 0 項を加える。

- 5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げ る措置を講じなけ ればなら
- の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一 回以上開催するとともに、
- 一身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

老人福祉法に基づ く養護老人 ホ A の設備及び運営の基準を定める条例 0 部を改正する条例をこ

こに公布する。

平成三十年三月二十三日

凹山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十九号

第六十号) 老人福祉法に基づく養護老人ホ 老人福祉法に基づく養護老人ホ の一部を次のように改正する 4 の設備及び運営の基準を定める条例 Δ の設備及び運営の基準を定める条例 (平成二十四年岡山県条例 0 一部を改正する条例

号の次に次の一号を加える 項において同じ。)又は」に改め、 第十二条第六項中 「又は」を「若しくは介護医療院 同条第十二項中第三号を第四号とし (同条第二十九項の介護医療院をいう。 第二号を第三号とし、

- 介護医療院 栄養士又は調理 員、 事務員その 他 0 従業者
- の一項を加える。 第十六条第四項 「次項」を「以下この条」 に改め 同条中第六項を第七項とし、 第五 項の次に次
- 6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならな
- の結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に 回以上開催するとともに、
- 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

 \equiv 支援員その他の従業者に対し、 身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

の条例は、 平成三十年四月 \exists から施行する

をここに公布する

老人福祉法に基づく特別養護老人ホ

L

の設備及び運営の基準を定める条例の

部を改正する条例

平成三十年三月二十三日

伊 原 木 太

岡山県条例第四十号

老人福祉法に基づく特別養護老人ホ ムの設備及び運営の基準を定める条例 0 部を改正する

条例第六十一号)の一部を次のように改正する。 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例 (平成二十四年 Ш

養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの」を加え、 により配置される看護職員に限る。)」を削る 護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームに」を、「場合の」の下に「地域密着型特別 合の」に改め、 ム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員」に、「場合又は」を「場 て同じ。)、 十二条において準用する場合を含む。) 第六条ただし書中「同じ。)及び」を「同じ。)に」に、 特別養護老人ホームに」に、「) ム及びユニット型特別養護老人ホー 「地域密着型特別養護老人ホーム及び」の下に「ユニット型特別養護老人ホーム の規定により配置される看護職員に限る。 を併設する場合」を「)を併設する場合の特別養護老人ホー ムの介護職員及び看護職員 特別養護老人ホ 「(第四十条第二項の規定 (第四十条第二項 ム及び」を お

第七条中第七号を第八号とし、 第六号を第七号とし、 第五号の次に次 0

緊急時等における対応方法

又は」 を \Box 若しくは介護医療院 (同条第二十九 項の 介護医療院を

岡山県公報

号外

第十二条中「介護老人保健施設」の下に

下同じ。)又は」に改める。

- 「若しくは介護医療院」を加える
- 第十五条中第六項を第七項とし、 第五項の次に次の 項を加える

特別養護老人ホームは、

身体的

拘束等の適正化を図るため、

次に掲げる措置を講じなけ

ない。

の対策を検討する委員会を三月に一

回以上開催するとともに、

身体的拘束等の適正化のため

- の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 第二十二条の次に次の 一条を加える。

第二十二条の二 場合その他必要な場合のため、 特別養護老人ホ あらかじめ、 ・ムは、 現に処遇を行っているときに入所者の病状 第十一条第一項第二号に掲げる医師との連携方法その の急変が生じた

他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない

第七号を第八号とし、

第六号の次に次

0

緊急時等における対応方法

第三十四条中第八号を第九号とし、

第三十六条中第八項を第九項とし、 第七項の次に次の 一項を加える

- ユニット型特別養護老人ホームは、 身体的拘束等の適正化を図るため、 次に掲げる措置を講じな
- 結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に 回以 上開催するとともに、
- 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

平成30年3月23日

- 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のため の研修を定期的に実施すること。
- 第四十五条第九項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、 第二号の次に次の一号を加える。
- 介護医療院 栄養士又は調理員、 事務員その他の従業者
- 附則第五条から第七条までの規定中 「平成三十年三月三十一日」 を 「平成三十六年三月三十 日

に改める。

の条例は、 平成三十年四月一日から施行する

介護保険法に基づく指定居宅サ ス等の事業の 人員、 設備及び運営の基準等を定める条例

を改正する条例をここに公布する

平成三十年三月二十三日

原 木 隆 太

一部を改正する条例

二十四年岡 介護保険法に基づ 山県条例第六十二号) く指定居宅サ の 一 ビ こス等の 部を次のように改正する。 事業 0 人員、 設備及び 運営の基準等を定める条例

次中 「第五: 節 基準該当居宅サ ービスの基準 (第四十三条--第四十七条)」 を 第五 第六節 基準該 共生

当居宅サ 居宅サー ビス ービ スの基準 0 基準 (第四十二条の二・第四十二条の三) (第四十三条—第四十七条 「第五節 削除」

型居宅サー ビ スの基準 (第百十四条―第百三十一条)」に、「第六節 基準該当居宅サ ビス の基準

百八十二条 第百八十八条)」を 「第六節 共生型居宅サービスの基準(第百八十 基準該当居宅サービ スの基準 (第百八十二条 一条の二・ 第百八

号外

八条) 」に改める。十一条の三)

定居宅サービス、共生型居宅サービス及び」に改める。 第一条中「並びに」を「、第七十二条の二第一項各号並びに」 に、「指定居宅サー ビス及び」

岡山県公報

第二条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

共生型居宅サービス 法第七十二条の二第一項の申請に係る法第四十一条第一項本文の指定を

受けた者による指定居宅サービスをいう。

第十一条中「への連絡」を「(居宅介護支援事業を行う者をいう。 以下同じ。) 0)

第十四条中「第百六十五条第二項」を「第三十六条の二」 に改める。

第十五条第一項中「提供する者」の下に「(以下 「居宅介護支援事業者等」とい

に次の一号を加える。 第二十九条第三項中第八号を第九号とし、 第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、

平成30年3月23日

第三十六条の次に次の一条を加える。

居宅介護支援事業者等に対し、

機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと

指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の

(不当な働きかけの禁止)

第三十六条の二 第二項に 援事業所 おい (指定居宅介護支援等基準第二条第一項の指定居宅介護支援事業所をいう。 て同じ。)の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者に対して、 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関 利用者に必要のない Ĺ 指定居宅介護支 第百六十五条

ビスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない

第四十七条中「前節」を「第四節」に改める。

第二章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える

第五節 共生型居宅サービスの基準

、共生型訪問介護の基準)

第四十二条の二 定障害福祉サービス(障害者総合支援法第二十九条第一項の指定障害福祉サービスをいう。 害者総合支援法」という。)第五条第三項の重度訪問介護をいう。第一号におい 援するための法律 護」という。) おいて同じ。) 十八年厚生労働省令第百七十一号。 の指定居宅介護事業者をいう。)及び重度訪問介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的 の法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、 の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、 の事業を行う指定居宅介護事業者 訪問介護に係る共生型居宅サービス(以下この条及び次条において (平成十七年法律第百二十三号。 以下 「指定障害福祉サービス等基準」 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的 以下この条及び第百八十一条の二において 設備及び運営に関する基準 次のとおりとする。 という。) て同じ。)に係る指 「共生型訪問介 第五条第 に支援 に支 一項

- 居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指 う。)又は重度訪問介護(以下この号において「指定居宅介護等」という。) 定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。 業所等が提供する指定居宅介護 下この号において「指定居宅介護事業所等」という。) 指定居宅介護事業所 又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サ (指定障害福祉サービス等基準第五条第一項の指定居宅介護事業所 (指定障害福祉サービス等基準第四条第一項の指定居宅介護をい ービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所 の従業者の員数が、 当該指定居宅介護事 の利用者の数を指定 以
- の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、 指定訪問介護事業所そ

(準用

第四十二条の三 者をいい、」と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しく 護の事業について準用する。この場合において、第六条第二項中「利用者 訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と読み替えるものとする。 (共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サー 第五条、 第六条 (第一項を除く。) 及び第七条並びに前節の規定は、 (」とあるのは 共生型訪 -ビスの 「利用者 問 介

第六十三条中「第三十七条まで」を「第三十六条まで、第三十七条」に改め 第五十九条中 「及び第三十二条」を「、第三十二条から第三十六条まで及び第三十七条」

第六十五条第五項中 「第百七十一条第十項」 「第百七十一条第十四 項」に改める。

第六十九条第一 項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サ ービス又は福祉サ ービスを提供 す

を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第七十九条中「第三十二条から」の下に「第三十六条まで、第三十七条から」 を加える

聴覚士」という。) る理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下この章において「理学療法士、 第八十一条第一項中「は、当該」を「が当該」に、「、指定訪問リハビリテー を置かなけれ ばならない」を 「置くべき従業者の員数は 次 作業療法士又は言語 ショ のとおりとする ンの提供

ハビリテ シ 3 ン 0) 提供に当たらせるために必要な一 以

作業療法士又は言語聴覚士 一以上

第八十一条第二項中 「前項」を 「第一項」に改め 同項を同条第三項とし、 同条第一 項の次に次

うう ううちょう ちゅうしゅう

師及び准看護師を除い 第九十条中「、 第八十二条第一 前項第一号の医師 項中 看護職員 た保健師、 「又は介護老人保健施設」を「、 は、 常勤でなけ (歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、 看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。)」を削る。 れば ならな 介護老人保健施設又は介護医療院」に改

第九十一条第一項第一号ロ中「、看護職員」を削り、 同項第三号を削る。

第九十二条第一項中 第九十五条第一項第一号中 第四項を第三項とする 「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」 「居宅介護支援事業者等」を「居宅介護支援事業者」 に改 うめる

第九十六条中第五号を第六号とし、 第四号の次に次 0 号を加える。

五 通常の事業の実施地域

第百十三条中「第三十四条から」の 「第三十六条まで、 第三十七条から」 を加える

第七章第五節を次のように改める。

第五節 共生型居宅サービスの基準

(共生型通所介護の基準)

第百十四条 号において同じ。)を提供する事業者を除く。)及び指定放課後等デイサービス事業者 援基準第六十六条第一項の指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通 せる事業所において指定児童発達支援 年法律第百六十四号) 五条第一項の指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児 児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、 定障害福祉サービス等基準第百六十六条第一項の指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、 定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練) イサービスをいう。同号において同じ。) わせる事業所において指定放課後等デイサービス 五十六条第一項の指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練 (平成二十四年厚生労働省令第十五号。 の事業を行う指定生活介護事業者 次のとおりとする。 通所介護に係る共生型居宅サー 第七条第二項の重症心身障害児をいう。 (指定通所支援基準第四条の指定児童発達支援をい を提供する事業者を除く。) 以下この条において「指定通所支援基準」という。)第 ・ビス (指定障害福祉サ (以下この条及び次条におい (指定通所支援基準第六十五条の指定放課後等デ 事業者 以下この条において同じ。) (指定障害福祉サ ビス等基準第七十八条第一 が当該事業に関して満たすべ (児童福祉法 (昭和二十二 設備及び運営に関する基 (生活訓練) 事業者 て「共生型通所介護 ービス等基準第百

指定自立訓練 (機能訓 練) (機能訓練) (指定障害福祉サ 事業所をいう。)、 事業所 ビス等基準第七十 指定自立訓練 (指定障害福祉サ (生活訓練) 八条第一 ビス等基準第百五十六条第 事業所 項 0 指定生活 (指定障害福祉サ 介護事業所

して必要とされる数以上であること。 び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等と ビス等基準第百六十六条第一項の指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、 十五条の指定自立訓練 生活介護事業所等が提供する指定生活介護 介護をいう。)、指定自立訓練 (以下この号において「指定生活介護等」という。) の利用者の数を指定生活介護等の (以下この号におい (指定通所支援基準第五条第一項の指定児童発達支援事業所をいう。) ビス事業所 練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準第百六 (指定通所支援基準第六十六条第一 (生活訓練) 7 「指定生活介護事業所等」という。) (機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準第百五十五条の指定自 をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサー (指定障害福祉サービス等基準第七十七条の指定生活 項の指定放課後等デイサービス事業所を の従業者の員数が、 又は指定放課後等 指定児童発達支援 ・ビス

関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 共生型通所介護の利用者に対して適切なサ ービスを提供するため、 指定通所介護事業所

(準用)

第百十五条 第二項」と読み替えるものとする。 あるのは「第二十条第二項」と、 生型通所介護従業者」と、 第百五条第一項第二号、 第百一条及び第百二条第四項並びに前節(第百十三条を除く。)の規定は、 条から第三十六条まで、 介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」 所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所 項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第一項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定通 び第三十四条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第百二条第四項 生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。)」と、第二十八条及 について準用する。 (第百七条の運営規程をいう。 第九条から第十八条まで、 同項第四号中「次条におい この場合において、 第三十七条から第三十九条まで、 第百六条第五項及び第百八条第三項中「通所介護従業者」とある 第百十二条第二項第二号中 第三十四条において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるの 項第三号中「次条におい 第二十条、第二十二条、第二十七条、第二十八条、第三十 第九条第一項中「第三十条の運営規程」とあるのは て準用する第三十 「次条におい 第四十一条、第五十六条、 て準用する第二十七条」とある 八条第二項」 て準用する第二十条第二項 とあるの 共生型通所介護の事業 第九十九条、 のは <u>ث</u> ح

第百十六条から第百三十一条まで 削除

第百三十五条中「第三十七条まで」を「第三十六条まで、 第三十七条」に改

第百三十八条第一項ただし書中「介護老人保健施設」の下に 「又は介護医療院」を

項中 「又は」を「若しくは言語聴覚士又は」 に改

第百四十八条第四 「介護老人保健施設」 0) 下 iz 介護医 療院」 を加える。

第百五十三条第二 項中 「居宅介護支援事業者その 他保健医療サ ビ ス又は福祉サ ビスを提供する

平成30年3月23日 岡山県公報

号外

者」を 「居宅介護支援事業者等」に改める

第百六十五条第二項中 「(指定居宅介護支援等基準第二条第一 項 0 指定居宅介護支援事業所

同項第五号中「次条において準用する第三十八条第二項」とあるのは 十条第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十七条」とあるのは「第二十七条」 第六号中「次条において準用する第四十条第二項」とあるのは「第四十条第二項」を加える に「」と、第百六十七条第二項第二号中「次条において準用する第二十条第二項」とあるのは 第百六十八条中 第百八十八条中 「第三十七条まで」を 「第三十四条から」 の下に 「第三十六条まで、第三十七条」に改め、 「第三十六条まで、 第三十七条から」 「第三十八条第二項」と、 「静養室等 え の 下

第九章中第六節を第七節とし、 第五節の次に次の一節を加える。

共生型居宅サービスの基準

(共生型短期入所生活介護の基準)

第百八十一条の二 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス(以下この条及び次条におい 提供する事業者に限る。) 業を行う事業所 事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は 福祉サービス等基準第百十四条の指定短期入所をいう。以下この条において同じ。)の事業を行う 九条第一項の指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。)が指定短期入所 準第百十八条第一項の指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設(障害者総合支援法第二十 生型短期入所生活介護」という。)の事業を行う指定短期入所事業者(指定障害福祉サー 部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合におい (以下この条において「指定短期入所事業所」という。) において指定短期入所を が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする ビス等基

- 利用者の数の合計数で除して得た面積が九・九平方メートル以上であること。 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活
- た場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。 用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であると 指定短期入所事業所の従業者の員数が、 当該指定短期入所事業所が提供する指定短期 0
- 介護事業所そ 0 入所生活介護 他の 関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 0 利用者に対して適切なサ ービスを提供するため、 指定短

準用

第百八十一条の三 じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは 七条、第三十四条から第三十六条まで、第三十七条から第四十一条まで、第五十六条、 共生型短期入所生活介護の事業について準用する。 第百十一条、 のは 第十条から第十四条まで、 「運営規程 第百四十七条及び第百四十九条並びに第四節 (第百六十四条の運営規程をいう。 「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者 第十六条、第十七条、第二十条、 この場合において、 第百五十二条第一 (第百六十八条を除く。 第二十二条、 第三十四条中 第百八条、 (以 下

第四十条第二項」とあるのは「第四十条第二項」と読み替えるものとする。 る第三十八条第二項」とあるのは「第三十八条第二項」と、同項第六号中「次条において準用する 生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第百六十七条第二項第二号中 生型短期入所生活介護従業者」と、第百五十二条第一項中「第百六十四条の運営規程」とある 生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、第百八条第三項中「通所介護従業者」とあるの において準用する第二十七条」とあるのは「第二十七条」と、同項第五号中 「次条において準用する第二十条第二項」とあるのは「第二十条第二項」と、 同項、 第百五十五条第三項、 第百五十六条第一項及び第百六十三条中 「次条において準用す 同項第四号中 のは

第百九十条第一項に次の一号を加える。

れる数が確保されるために必要な数以上 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあっては、 利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における介護医療院として必要とさ 薬剤師、 看護職員、 介護職員 理学療法士又は作業療法士及び栄養士 当該指定短期入所療養介護事業所

第百九十一条第一項第四号ロ中「食堂及び」を削り、 同項に次の一号を加える。

設及び設備(ユニット型介護医療院(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 (平成三十年厚生労働省令第五号)第四十三条のユニット型介護医療院をいう。 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあっては、 介護医療院として必要とされ 第二百七条及び

第二百十五条において同じ。) に関するものを除く。) を有すること

「の療養室」を「若しくは介護医療院の療養室」に改める。

第二百二条に次の一号を加える。

とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあっては、 利用者を当該介護医療院

第二百七条第一項に次の一号を加える。

とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有すること。 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、

第二百十五条に次の一号を加える。

該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合におい ととなる利用者数 ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっ て入居定員及び療養室の定員を超えるこ

第二百十八条第八項中 のうち 人以上及び介護職員のうち」 を 「及び介護職員のうちそれぞれ

第二百二十六条中第七項を第八項とし、 指定特定施設 入居者生活介護事業者は 第六項を第七項とし、 身体的拘束等の適正化を図るため、 第五項 の次に次 次に掲げる措置を講 0

身体的拘束等の適正化のため の対策を検討する委員会を三月に __ 口 以上開催するとともに、 そ

の結果について、介護職員その 他の従業者に周知徹底を図ること。

- 一 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- 介護職員その 他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化の た 8 の研修を定期的に実施すること。
- 第二百三十七条中 「第三十四条から」の下に「第三十六条まで、 第三十七条から」
- 第二百三十八条中「をいう」の下に「。以下同じ」を加える。
- 第二百四十八条中 「第三十四条から」の下に「第三十六条まで、 第三十七条から」 を 加える。
- 第二百五十五条第 一項第一号中「利用料」の下に「、全国平均貸与価格」を加え、 同項に次

を加える。

指定福祉用具貸与の提供に当たっては、 同 種目における機能又は価格帯の異なる複数

用具に関する情報を利用者に提供すること。

号外

第二百五十六条第四項中 「利用者」の下に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」

第二百六十三条中 「第三十五条」の下に「、 第三十六条、 第三十七条」 を加える

第二百六十五条中 「から第三十七条まで」を「、第三十六条、第三十七条」 に改める。

第二百七十六条中「第三十五条」の下に「、第三十六条、第三十七条」を、 「利用者」

第三十三条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」を加える。

岡山県公報

以下同じ。)」を加える 附則第八条第一号中「軽費老人ホーム」の下に「(老人福祉法第二十条の六の軽費老人ホ ムをい

附則に次の三条を加える。

第十四条 設者が、 老人保健施設、 の生活相談員、 を介護医療院、 ス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。)の事業を行う医療機関併設型指定特定施設 (当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、 の用に供することをいう。以下同じ。)を行って指定特定施設入居者生活介護(外部 当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換 第二百十八条の規定にかかわらず、 軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させる 機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、 介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をい 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所 次 のとおりとする 当該病院等の施設 サービ ため 0

平成30年3月23日

- 法士、 に行われると認められるときは、置かないことができること。 機能訓練指導員 作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の 併設される介護老人保健施設、 介護医療院又は病院若しくは診療所 利用者 の処遇が 0
- 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数

第十五条 設の生活相談員及び を行って外部サ じた適当数とする 第二百四十条の規定にかかわらず、 当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの ビス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施 計画作成担当者の員数の基準は 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応 間に転換 0

特定施設におい を有する診療所 れるときは、 利用することにより、 日までの間に 第二百二十条及び第二百四十二条の規定にかかわらず、 当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、 ては、 転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設 の開設者が、 当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認め 併設される介護老人保健施設、 当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十 介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を 便所及び食堂を置かないことができる 療養病床等を有する病院又は病床

則

(施行期日)

1 定は、 この条例は、 同年十月 平成三十年四月一日 日から施行する から施行する。 ただし、 第二百五十五条第一 項第 号の 改正

成三十年九月三十日までの が行うものについ 第九十条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員 指定居宅サービスを行っている事業所において行われるこの条例による改正前の介護保険法に基づ に相当するものを行う保健師、 く指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(以下「旧条例」という。) この条例の施行の際現に介護保険法 ては、 同条から旧条例第九十二条まで及び旧条例第九十五条第三項の規定は 間、 看護師及び准看護師を除いた保健師、 なおその効力を有する (平成九年法律第百二十三号) (歯科衛生士が行う居宅療養管理指導 第四十 看護師又は准看護師をいう。) 一条第一 項に規定する

介護保険法に基づ く指定介護老 人福祉施設 0 人員、 設備及び運営の基準等を定める条例 0 部を改

正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

山 [県知 伊 原 木 隆 太

県条例第四十二号

介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の 人員、 設備及び運営 0 基準等を定める 条例 0

を改正する条例

四年岡山県条例第六十三号)の一部を次のように改正する 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の 人員、 設備及び 運営の 基準等を定め る条例 (平成二十

準第百六十七条第二項に規定する基準に従い 指定地域密着型介護老人福祉施設」に、「第五十一条第二項の規定」 する場合」を 一条第二項の規定により配置される看護職員に限る。)又は指定介護老人福祉施設に」に、 「の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員 第三条第四項ただし書中「同じ。)及び」を「同じ。)に」に、 「以下この項において同じ。)を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型 市町村が条例で定める基準」 「又は指定介護老人福祉施設及び」 を 「指定地域密着型サ (第五十 ビス基

「介護老人保健施設」 の 下 に 「若しくは介護医療院」 を加える

第十四条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える

- 6 指定介護老人福祉施設は、 身体的拘束等の適正化を図るため、 次に掲げる措置を講じなければな
- の結果について、 身体的拘束等の適正化のため 介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること の対策を検討する委員会を三月に 以上開催するとともに、
- 一身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第二十三条の次に次の一条を加える。

(緊急時等の対応)

号外

第二十三条の二 指定介護老人福祉施設は、 掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない に入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、 現に指定介護福祉施設サー あらかじめ、 ビスの提供を行っ 第三条第一 項第一 てい

六 緊急時等における対応方法

第二十七条中第七号を第八号とし、

第六号を第七号とし、

第五号の次に次の一号を加える。

岡山県公報

第四十六条中第八項を第九項とし、 第七項の次に次の一項を加える。

- 8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、 身体的拘束等の適正化を図るため、
- の結果について、 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一 介護職員その 他の従業者に周知徹底を図ること 回以上開催するとともに、 7
- 一身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第五十条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える

七 緊急時等における対応方法

平成30年3月23日

附則第五条から第七条までの規定中 「平成三十年三月三十一日」を 「平成三十六年三月三十

に改める。

所 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

介護保険法に基づく介護老人保健施設 0 人員、 施設及び設備並びに運営の基準を定める条例 0

を改正する条例をここに公布する

平成三十年三月二十三日

尚山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十三号

介護老人保健施設の 人員、 施設及び設備並びに運営の基準を定める条例

一部を改正する条例

号外 る。 くは介護医療院又は病院」に改め、同項中第二号を第三号とし、 介護医療院 医師、

介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の」に改め、 二十四年岡山県条例第六十四号) 「)及び」を「以下この項において同 の一部を次のように改正する。 じ。) 同条第六項中 「場合 「又は病院」 0

第一号の次に次の一号を加える。

介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例

第三条第七項及び第四条第一項ただし書中「病院又は」を 栄養士又は介護支援専門員

「介護医療院又は病院若しくは」

第十五条中第六項を第七項とし、 第五項の次に次の 一項を加える。

- 6 介護老人保健施設は、 身体的拘束等の適正化を図るため、 次に掲げる措置を講じなけ
- の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること
- 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一 以上開催するとともに、
- 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

岡山県公報

第四十四条第一項ただし書中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 に改める

第四十六条中第八項を第九項とし、 第七項の次に次の一項を加える

- ユニット型介護老人保健施設は、 身体的拘束等の適正化を図るため、 次に掲げる措置を講じなけ
- 結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に 口 上開催するとともに、
- 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

平成30年3月23日

に改める。 附則第六条から第十条までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

の条例は、 平成三十年四 月一 日から施行する。

ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例の一部を改正する条例をこ 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、 設備及び運営並びに指定介護予防

伊 木 太

岡山県条例第四十四号

介護保険法に基づく指定介護予防サ ビス等の事業の 人員、 設備及び運営並びに指定介護予防

号外

岡山県公報

第一条中

共生型介護予防

ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の

第六十五号)

の一部を次のように改正する。

介護保険法に基づく指定介護予防サ

ービス等

の事業

0

員

設備及び運営並び

に指定介護予

方法の基準等を定める条例

(平成二十四年岡

ービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例の

基準該当介護予防サー

ビス

の基準

(第百六十六条-

-第百七十二条)」

第七

次中

「第七節

-ビス 0)

基準

「第五十四条第一項第二号」の下に「、第百十五条の二の二第一

サ

(第百六十五条の二・第百六十五条の三)

基準該当介護予防サービスの基準(第百六十六条―第百七十二条)

ービス及び」を「指定介護予防サービス、 共生型介護予防サー

ビス及び」

に改め

項各号」を加え、

第二条中第四号を第五号とし、 第三号の次に次の一号を加える。

共生型介護予防サービス 法第百十五条の二の二第一 項の申請に係る法第五十三条第一

の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。

に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下この章において「理学療法士、 第八十条第一項中「は、当該」を「が当該」に、「、指定介護予防訪問

回リハビ

リテ

彐

項本文

作業療法士又

次のとおりとする

は言語聴覚士」という。)を置かなければならない」を「置くべき従業者の員数は、

同項に次の各号を加える。

指定介護予防訪問 リハビリテ ーシ 以上 の提供に当たらせるために必要な

彐

ン

理学療法士、 作業療法士又は言語聴覚士

第八十条第二項中 「前項」を「第一項」に改め、 同項を同条第三項と 同条第一 項

項を加える。

平成30年3月23日

2 前項第一号の医師

は、

常勤でなければ

ならない

介護老人保健施設又は介護医療院」

に改める。

第八十一条第一項中「又は介護老人保健施設」を「、

第八十八条中

看護師及び准看護師を除いた保健師、

看護職員(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保

第九十条第一項中

第八十九条第一項第一号口

看護師又は准看護師をいう。

以下この章におい

て同じ。)」

看護職員」を削

ŋ

同項第三号を削

中一、

薬局又は指定訪問看護ステーシ

第九十二条中第五号を第六号とし、 第四号の次に次

0)

ョン等」を「又は薬局」

に改め

第四項を第三項とする

第九十六条中第三項を削り、

通常の事業の実施地域

第百十九条第一項ただし書中 「介護老人保健施設」

0)

「又は介護医療院」

を加える

項中「介護老人保健施設」

の 下 に

介護医療院」

を、

もの

(以 下 」

の 下 に

第百三十条第四

7 を加える

の節及び次節におい

生型介護予防短期入所生活介護の基

共生型介護予防サービス 0

第九章中第七節を第八節とし、

の次に次

0

第百六十五条の において「共生型介護予防短期 の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サー 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス 入所生活介護」という。) (以下この条及び

場合において、 第百二十三号) おいて指定短期入所を提供する事業者に限る。)が当該事業に関して満たすべき基準は、 がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う 定短期入所 障害者支援施設 「指定障害福祉サービス等基準」という。)第百十八条第一項の指定短期入所事業者をい の事業を行う事業所として当該施設と一 設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号。 (指定障害福祉サ 当該事業を行う事業所 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 九条第一項の指定障害者支援施設をいう。 ービス等基準第百十四条の指定短期入所をいう。 (以下この条において「指定短期入所事業所」という。) に 体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設 の事業を行う指定短期入所事業者 以下この条において同じ。) 以下こ 以下この条に (平成十七年法律 ・ビスの事

- 活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が九 指定短期入所事業所 の居室の面積を、 指定短期入所 九平方メ の利用者の数と共生型介護予防短 ル 以上であること。
- あるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること 用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計 指定短期入所事業所の従業者の員数が、 当該指定短期入所事業所が提供する指定短期
- 予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指

第百六十五条の三 準用する。 の十一まで、 五十一条の十三、 「介護予防通所 「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従 (第百四十三条を除く。) 第百三十四条第一 。 以 下 条の十三第二項」とあるのは この場合において、 「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」と、 第百二十一条の二、 リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」 第五十 第五十二条の二、 入所生活介護従業者」と、 項及び第百三十八条中 一条の三から第五十 及び第五節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業につい 第五十五条の四中「第五十五条」とあるのは「第百三十九条」と 第百二十一条の 第五十二条の三、 「第五十一条の十三第二項」 第百四十二条第二項第二号中 一条の七まで、 「介護予防短期 应 第五十四条、 第百二十九条及び第百三十一条並びに第 第五十 入所生活介護従業者」とあるの 第五十五条の 一条の九、 第百二十一条の二第三項中 同項第四号中 「次条にお 第五 四から第五 0 7

号外 平成30年3月23日 岡山県公報

する第五十五条の八第二項」とあるのは「第五十五条の八第二項」と、 て準用する第五十二条の三」とあるのは て準用する第五十五条の十第二項」とあるのは 項に次の一号を加える。 「第五十二条の三」と、 「第五十五条の十第二項」と読み替えるものとする 同項第五号中 同項第六号中 「次条におい て準用

療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上 び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における介護医 所療養介護事業所に置くべき医師、 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、 薬剤師、看護職員、 介護職員、 理学療法士又は作業療法士及 当該指定介護予防

第百七十五条第一項第四号ロ中「食堂及び」を削り、 同項に次 の一号を加える。

十二条及び第百九十六条において同じ。) される施設及び設備 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、 (平成三十年厚生労働省令第五号)第四十三条のユニット型介護医療院を (ユニット型介護医療院 に関するものを除く。)を有すること。 (介護医療院 0 人員、 施設及び設備並 介護医療院 び

第百七十六条中「の療養室」を「若しくは介護医療院 の療養室」に改める

第百八十条に次の一号を加える。

第百九十二条第一項に次の一号を加える。 の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、 利用者を当該介護医

介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所

第百九十六条に次の一号を加える。 して必要とされる施設及び設備 ユニット型介護医療院であるユニ (ユニット型介護医療院に関するも ット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっ のに限る。) にあ 0 7 は、 を有すること。 利

超えることとなる利用者数 用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を

第二百四条第八項中 「のうち一人以上及び介護職員のうち」を 「及び介護職員のうちそれぞれ

改める

第二百十二条に次 0 項を加える。

- 措置を講じなければならない 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、 身体的拘束等の適正化を図るため、 次に掲げ
- 結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること 身体的拘束等の適正化のため の対策を検討する委員会を三月に 口 以上開催するととも
- 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 介護職員そ 0 他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化の 「をいう」 以下同じ」を加える。 ため 0 研修を定期的

第二百五十一条第 項第 一号中 「利用料」 の 下 に 全国平均貸与価格」 を加え、 同項に次

生活相談員又は計画作成担当者

当該医療機関併設型指定介護予防特定施設

の実情に応じた適

数の福祉用具に関する情報を利用者に提供すること。 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、 同一 種目における機能又は価格帯の異なる複

を加える。

第二百五十二条第四項中 附則に次の三条を加える 「利用者」 の下に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」

第十四条 者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換(当 要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。 護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法第二十条の六の軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、 該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介 機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。 又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。 護を除く。) て指定介護予防特定施設入居者生活介護 第二百四条の規定にかかわらず、 の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設 (外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所 (介護老人保健施設、 以下同じ。)の生活相談員、 以下同じ。)を行っ

遇が適切に行われると認められるときは、 機能訓練指導員 作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療 置かないことができること。

第十五条 指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定 換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型 開設者が、 第二百二十八条の規定にかかわらず、 当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所

介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。

第十六条 第二百六条及び第二百三十条の規定にかかわらず、 切に行われると認められるときは 療所の施設を利用することにより 指定介護予防特定施設においては、 までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併 する診療所の開設者が、 堂を設けない ことができる。 当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適 併設される介護老人保健施設、 療養病床等を有する病院又は 介護医療院又は病院若しく 便所及び食

附則

(施行期日)

定は、 この条例は、 同年十月 平成三十年四月 から施行する 日 から施行する。 ただし、 第二百五十 条第 項第

(経過措置)

2 規定は、 師をいう。) 養管理指導に相当するものを行う保健師、 条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員(歯科 基づく指定介護予防サービス等の事業の 指定介護予防サ 介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例 この条例の施行の際現に介護保険法 平成三十年九月三十日までの間、 が行うものについては、同条から旧条例第九十条まで及び ビスを行っている事業所におい (平成九年法律第百二十三号) 第五十三条第一 人員、 なおその効力を有する 看護師及び准看護師を除いた保健師、 設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る て行われるこの条例による改正前 (以 下 「旧条例」とい 衛生士が行う介護予防居宅療 旧条例第九十六条第三項 看護師又は准看護 0) う。) 第八十八 項に規定する 介護保険法に

号外

員 ものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護療養型 健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第 設備及び運営の基準を定める条例の 一部を改正する条例をここに公布する。 項 \hat{O} 規定により なおそ 0 効 医療施設 力を有る 0)

平成三十年三月二十三日

岡山県公報

阿山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十五号

療施設の人員、 するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護療養型医 健康保険法等の 設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例 一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項 の規定により なおその 力を有

員、設備及び運営の基準を定める条例 ものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設 健 康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定により (平成二十四年岡山県条例第六十六号) の一部を次のように改 なおその効力を有 の人 する

平成30年3月23日

指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の」に改める 第三条第七項ただし書中 「) 及び」 を 「以下この項におい て同じ。) にに、 「場合の を 「場合

第十六条中第七 項を第八項とし、 第六項を第七項とし、 第五 項の次に次 0 項を加える

- ならない 指定介護療養型医療施設は、 身体的 拘束等の適正化を図るため、 次に掲げる措置を講じな H n ば
- 結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること 身体的拘束等の適正化のため の対策を検討する委員会を三月に一 口 上開催するととも 7
- 一身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 第四 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のため 七条中第九項を第十項と 第八項を第九項とし、 第七項の次に次の一 0 研修を定期的に実施す 項を加える
- 8 じなけ ユニット れば ならな 型指定介護療養型医療施設は 身体的拘束等の適正化を図るため、 次に掲げる措置を講

の結果について、 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一 介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること 回以上開催するとともに、そ

- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- に改める。 附則第九条から第十二条までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十 介護職員その他の従業者に対 し、身体的拘束等の 適正化の ため 研修を定期的に実施すること。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

介護保険法に基づく介護医療院の 人員、 施設及び設備並びに運営の基準を定める条例をここに公布

平成三十年三月二十三日

号外

阿山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十六号

岡山県公報

目次

第一章

基本方針等

(第 介護保険法に基づく介護医療院の 施設及び設備並びに運営の基準を定める条例

第二章 人員の基準 (第四条)

第三章 施設及び設備の基準 (第五条・第六条

第四章 運営の基準 (第七条―第四十二条)

第五章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、 設備及び運営の基準

第一節 この章の趣旨及び基本方針 (第四十三条・第四十四条

平成30年3月23日

第二節 施設及び設備の基準 (第四十五条)

第三節 運営の基準 (第四十六条—第五十四条)

陈貝

弗一章 趣旨、基本方針等

(趣旨)

第一条 この条例は、 ものとする。 項から第三項までの規定に基づき、 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号。 介護医療院の 人員、 施設及び設備並びに運営の基準を定める 以下「法」という。) 第百十

(基本方針)

養上の管理、 うにするものでなければならない。 介護医療院は、 医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上 長期にわたり療養が必要である者に対 その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよ 施設サ ービス計画に基づい

号外 平成30年3月23日 岡山県公報

- 0 提供に努めなければならな 介護医療院は、 入所者の意思及び人格を尊重し、 常に入所者の立場に立って介護医療院サービ
- 二項において同じ。)その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に 三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条 市 努めなけ 第八条第二十五項の介護保険施設及び健康保険法等の一部を改正する法律 の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号の指定介護療養型医療施設をいう。 (居宅サービス事業を行う者をいう。 居宅介護支援事業者 ればならない 明るく家庭的な雰囲気を有 (居宅介護支援事業を行う者をいう。 第四十四条第二項において同じ。)、他の介護保険施設 地 域及び家庭との結び付きを重視した運営を行 以下同じ。)、 (平成十八年法律第八十 第四十四条第

(定義

る。

- 第三条 の条例 お 11 て、 次 の各号に掲げる用 語の意義は、 それぞれ当該各号に定めるところに
- 疾患を有する者、身体合併症を有する認知症高齢者等を入所させるためのものをいう。 療養室のうち、入所者一人当たりの寝台又はこれに代わる設備の部分をいう 療養床のうち、主として長期にわたり療養が必要である者であって、
- Ⅱ型療養床 療養床のうち、 I型療養床以外のものをいう。

人員の基準

(従業者の員数

第四条 介護医療院に置くべき介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数

のとおりとする。

- 型入所者」という。)の数を百五十で除した数に、 薬剤師 (同号において「Ⅱ型入所者」という。)の数を三百で除した数を加えて得た数以上 常勤換算方法で、介護医療院の入所者のうちⅠ型療養床の利用者(第三号にお 介護医療院の入所者のうちⅡ型療養床の 7
- 常勤換算方法で、 看護師又は准看護師 介護医療院の入所者の数を六で除した数以上 (第十二条第五項及び第五十二条第二項におい 7 「看護職員」
- \equiv 常勤換算方法で、 型入所者の数を五で除した数に、 型 入所者の 数を六で除した
- 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 介護医療院の実情に応じた適当数
- 五 入所定員百以上の介護医療院にあっては、 以
- 介護支援専門員 一 以 上 (入所者の数が百又はその端数を増すごとに
- 七 診療放射線技師 介護医療院の実情に応じた適当数
- 事務員その他の従業者 介護医療院の実情に応じた適当数
- 項の入所者の数は 前年度の平均値とする。 ただし、 新規に許可を受ける場合は、

- 第一項 おい の常勤換算方法は、 て常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算す 当該介護医療院の従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該介護
- 療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き、 介護医療院 いて同じ。) 介護医療院の従業者は、 (ユニット型介護医療院 以下この項において同じ。)にユニット型介護医療院を併 専ら当該介護医療院 (第四十三条のユニット型介護医療院をいう。 0 職務に従事する者でなければ 入所者の処遇に支障がない場合は、 設する場合の介護医 なら 以下この項にお この限りで
- 5 療院に併設される病院又は診療所の職務に従事することができるものとする。 当該医療機関併設型介護医療院の入所者の処遇に支障がない場合には、 援を目的とする介護医療院をいう。 介護支援専門員が医療機関併設型介護医療院 入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護医療院の他の職務に従事することができるものとし、 介護医療院の介護支援専門員は、 専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。 以下この条におい (病院又は診療所に併設され、 て同じ。) の職務に従事する場合であ 当該医療機関併設型介護医 入所者の療養生活の支
- 6 準は、 機関併設型介護医療院のうち、 の薬剤師、 第一項第一号、 次のとおりとする 介護職員、 第三号、第四号及び第六号の規定にかかわらず、併設型小規模介護医療院 理学療法士、 入所定員が十九人以下のものをいう。 作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員の員数の 以下この項におい
- に行われると認められるときは、 薬剤師又は理学療法士、 作業療法士若しくは言語聴覚士により当該併設型小規模介護医療院 作業療法士若 置かないことができること。 しくは言語聴覚士 併設され る病院 0 0 薬剤 0 処遇が適切 又は理学療
- 介護職員 常勤換算方法で、当該併設型小規模介護医療院の入所者の数を六で除した数以上
- 介護支援専門員 当該併設型小規模介護医療院の実情に応じた適当数

(条例で定める施設)

施設及び設備の基準

第五条 介護医療院は 次に掲げ る施設を有しなけ れば ならな

- 一談話室
- 二食堂
- 三浴室
- 四 レクリエーション・ルー・
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 サービス・ステーショ
- 八 調理室
- 九 洗濯室又は洗濯場

十 汚物処理

- 前項第一号から第六号までに掲げる施設の基準は、 次のとおりとする
- 入所者同士及び入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること
- 内法による測定で、 入所者一人当たり一平方メ 以上の 面積を有すること。
- 三 浴室
- 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。
- 口 一般浴槽のほか、 入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
- 几 レクリエー レクリエーションを行うために十分な広さを有し、 必要な設備を

備えること。

Ŧī. 洗面所 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

号外

- 六 便所 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。
- 入所者の処遇に支障がない場合は、 第一項各号に掲げる施設は、 専ら当該介護医療院の用に供するものでなければならない。 この限りでない

(構造設備の基準)

岡山県公報

界六条 介護医療院の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 次項及び第四十五条において同じ。)とすること。 耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二の耐火建築物をいう。 て又は平家建ての介護医療院の建物にあっては、 介護医療院の建物(入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。 次項及び第四十五条において同じ。)とすることができる 準耐火建築物 ただし、次のいずれかの要件を満たす二階建 (同法第二条第九号の三の準耐火
- 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設(以下この項及び第四十五条第四項に て「療養室等」という。)を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

平成30年3月23日

- 口 療養室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
- (1) 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長(消防本部を設置しない市町村にあっては、 第四十五条第四項において同じ。)又は消防署長と相談の上、 つ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 第三十二条第一
- (2)第三十二条第二項の訓 練につい ては、 同条第一 項の計画に従い、 昼間及び夜間 にお
- (3)整備すること。 火災時における避難、 消火等の 協力を得ることができるよう、 地域住民等との
- 療養室等が二階以上の 階にある場合は、 屋内の 直通階段及びエレ ~
- 第一項の 避難階段としての構造を有する場合は、 前号の直通階段が建築基準法施行令 上 の階にある場合は、避難に支障がない (昭和二十五年政令第三百三十 その直通階段の数を避難階段の数に算入するこ ように避難階段を二以上設 第百二十三条

号外

平成30年3月23日 岡山県公報

円滑な消火活動が可能なものであること

非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び消防機関へ

の通報の

体制が整備されており

- 几 階段には、 手すりを設けること
- 廊下の構造は、 次 いのとお
- 幅は、 一・八メートル ただし、 中廊下 0 幅 は、 七メ
- 口 手すりを設けること。
- 常夜灯を設けること
- 入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。
- 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- 物は耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しない。 火災時における入所者の安全性が確保されているものであると認めたときは、 前項第一号の規定にかかわらず、 て、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平家建ての介護医療院の 知事が、 火災予防、 消火活動等に関し専門的知識を有する者の 当該介護医療院 0)
- 造であること。 するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料 初期消火及び延焼の抑制に配慮した構 この使用、 調理室等火災が発生
- すること等により、 の円滑な避難が可能な構造であり、 避難口の増設、 搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路 火災の際の円滑な避難が可能なものであること。 かつ、 避難訓練を頻繁に実施すること、 0 配置する人員を増 火災

第四章 運営の基準

内容及び手続の説明及び同

- 第七条 選択に資すると認めら 家族に対し、 入所申込者の同意を得なけ 介護医療院は、 第二十九条の運営規程の概要、 介護医療院サービスの提供の開始に際 れる重要事項を記した文書を交付して説明を行い ればならない。この場合におい 従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービス て、当該同意は、 あらかじめ、 できる限 入所申込者又はその の開始に 面 0 0
- 書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法 交付に代えて、第五項で定めるところにより、 であって次に掲げるもの 介護医療院は、 この場合において、 入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、 (以下この条において「電磁的方法」という。) 当該介護医療院は、 当該文書を交付したものとみなす。 当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、 により提供することがで 前項 の規定による文書の
- 電子情報処理組織を使用する方法のうち イ又は口に掲げるも
- 0 使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族 0 使用に係る電子計算機とを

号外 平成30年3月23日 岡山県公報

接続する電気通信回線を通じて送信し、 受信者の使用に係る電子計算機に備えられたフ

- 口 提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、 用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法 気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供 電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) 介護医療院 0 使用に係る電子計算機 に備えら ń たファ イル 当該入所申込者又はその に記録され 介護医療院 た前 (電磁的方法による 項 0 の使用に係る 項 0
- ことができる物をもって調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法 磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定 0 事項を確実に記録して
- 3 書を作成することができるものでなければならない 前項各号に掲げる方法は、 入所申込者又はその家族がファイル への記録を出力することによる文
- 5 4 又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をい 第二項第一号の 「電子情報処理組織」とは、 介護医療院の使用に係る電子計算機と、
- 書又は電磁的方法による承諾を得なければならない 当該入所申込者又はその家族に対し、 介護医療院は、 第二項の規定により第一項の重要事項を提供しようとするときは、 その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、 あらかじめ
- 第二項各号に掲げる方法のうち介護医療院が使用するも
- ファイルへの記録の方式
- ときは、当該入所申込者又はその家族に対し、 は電磁的方法により第一 い。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の承諾をした場合は、 前項の承諾を得た介護医療院は、 項の重要事項につい 当該承諾を得た後に、 て電磁的方法による提供を受け 当該重要事項を電磁的方法により提供 当該入所申込者又はその家族から文書又 この限りでな ない旨 の申出 してはなら 0

(提供拒否の禁止

第八条 介護医療院は、 正当な理由 なく介護医療院サー ビ スの提供を拒んではなら

(H ビス提供困難時 の対応

第九条 講じなければならない することが困難であると認めた場合は 介護医療院は、 入所申込者の病状等を勘案し、 適切な病院又は診療所を紹介する等適切な措置を速 入所申込者に対し自ら必要なサ ビ

(受給資格等の確認)

者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。 介護医療院は、 介護医療院は、 介護医療院サービスを提供するように努めなけ 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、 介護医療院サービスの提供を求められた場合には、 ればならな その者の提示する被保険 当該認定審查会意

(要介護認定の申請に係る援

介護医療院は 入所の際に要介護認定を受けてい ない 入所申込者につ Vì ては、

号外 第十二条 思を踏まえて速や る必要性が高いと認めら の申請が既に行わ (入退所) 介護医 介護医療院は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えてい 介護医療院サービスを提供するものとする。 満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなけ 介護医療院は、 要介護認定 かに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなけ れているかどうかを確認 その心身の状況、 の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の 病状、 し、当該申請が行わ その 置 かれ てい れて ればならな

看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他医療等が必要であると認められる者を対象 る環境等に照ら し療養 0

13

ない場合は、

ればならな

- 長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案 により、 介護医療院は、 その者の 心身の状況、 入所申込者の入所に際しては、 れる入所申込者を優先的に入所させるよう努め 生活歴、 病歴、 指定居宅サービス等の利用状況等の その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等 なけ 介護医療院サ にばなら 把握に努め ビスを受け
- 4 おいて日常生活を営むことができるかどうかに ればならない 介護医療院は、 入所者の心身の 状況、 病状、 いい その置かれ て定期的に検討 7 1 る環境等に照らし、 その内容等を記録しなけ その者が居宅に

岡山県公報

- 5 従業者の間で協議 前項の規定による検討に当たっ しなけ ればならな 7 は、 医 師 薬剤 師、 看護職員、 介護職員、 介護支援専門員
- 6 供する者との密接な連携に努めなければならない めるほか、 介護医療院は、 居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、 退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サー 入所者の退所に際しては、 その者又はその家族に対 居宅介護支援事業者に対する情報 ビス又は福祉サ 適切な指導を行うととも 0 提供に努

(サービスの提供の記録

平成30年3月23日

- 第十三条 介護医療院は、 入所に 際しては 入所の年月日並びに 入所してい る介護保険施 設 0
- 退所に際しては退所の年月日を、 入所者の被保険者証に記載しなけ ばならな
- いしなけ 介護医療院は、 ればなら 療院サ ビ スを提供 した際に は、 提供し 的なサ ビ ス 0) 内容等を記

利用料等の受領

第十四条 ス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護医療 介護医療院 ービスをいう。以下同じ。) 介護医療院は、 (その が 現に当該介護医療院サ ビスにつ ビス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。 法定代理受領サ 61 て法第四十八条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定 に該当する介護医療院サ ・ビス ・ビスに要した費用の (法第四十八条第四項 ービスを提供 額を超えるときは、 の規定により 以下 した際には 施設介護 0 入所者から利 て、

という。) 医療院サービスに要した費用の額とする。次項及び第四十六条において「施設サービス費用基準額」 から当該介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受

- ら支払を受ける利用料の額と、 しなければならない。 介護医療院は、 法定代理受領サービスに該当しない 施設サ ービス費用基準額との間に、 介護医療院 サ 不合理な差額が生じない ービスを提供 ように
- 3 る。 介護医療院は、 前二項の支払を受ける額のほ か、 次に掲げる費用の額の支払を受けることができ
- 入所者に支給された場合は、 の負担限度額) 食事の提供に要する費用 を限度とする。) ービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は (法第五十一条の三第一項 同条第二項第一号の食費の基準費用額 の規定により特定入所者介護サ (同条第四項 の規定によ ĺ
- 定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、 に支給された場合は、 負担限度額)を限度とする。) 居住に要する費用 (法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が 同条第二項第二号の居住費の基準費用額 (同条第四項の規定により当該特 同号の居住費の
- 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴
- 几 要となる費用 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに

五 理美容代

- れるも おいても通常必要となるものに係る費用であっ 前各号に掲げるもののほか、 介護医療院サ て、その入所者に負担させることが適当と認めら ビスにおいて提供される便宜のうち、
- のとする。 前項第一号から第四号までに掲げる費用につ 1 ては、 別に厚生労働大臣が定めるところによるも
- 5 ついては、文書によるものとする。 所者の同意を得なければならない。 入所者又はその家族に対し、当該サ 介護医療院は、 第三項各号に掲げ ただし、 る費用の額に係るサ ービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行 同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意に ービス 0) 提供に当たっては、

(保険給付の請求のための証明書の交付

介護医療院は、 ビス提供証明書を入所者に対し した介護医療院サ 法定代理受領サ て交付しなけ ビスの内容 ビスに該当しない 費用の額その他必要と認められる事項を記 ればならない 介護医療院サ ビスに係る費用の支払

(介護医療院サービスの取扱方針

号外 平成30年3月23日 岡山県公報

- 2 資するよう、 介護医 介護医療院は、 その者の心身の状況等を踏まえて、 ービスは、 施設サービス計画に基づき、 施設サー ビス計画に基づき、 その者の療養を妥当適切に行わなければなら 入所者の要介護状態の軽減又は悪化の 漫然かつ画一的なものとならない 防
- 介護医療院の従業者は、 れなけ ればならない 介護医療院 サ ĺ ・ビス 0) 提供に当たっ ては、 懇切丁寧を旨と 入所 者又
- 4 は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、 はその家族に対 介護医療院は、 し、療養上必要な事項につ 介護医療院サービスの 提供に当たっては、 61 て、 理解しやすい 身体的拘束その他入所者の行動を制限する行 当該入所者又は他 ように指導又は説明を行わ 0 入所者等の なけ n
- 5 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び 時 間、 そ \hat{O} 際 0 0

。 以 下

「身体的拘束等」という。)を行ってはならない

- 並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない
- 6 介護医療院は、 の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなけ 回以上開催するとともに、 n 7
- 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のため の研修を定期的に実施すること。
- 介護医療院は、 その提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、 常にその改善を図らなけ

、施設サービス計 画 0 成

施設サービス計画

に関する業務を担当する介護支援専門員

(以下この条及び第二十八条に

- 第十七条 介護医療院 の管理者は 介護支援専門員に施設サービス計画 0) 作成に関する業務を担当さ
- 生活全般を支援する観点から、 「計画担当介護支援専門員」という。) ービス計画上に位置付けるよう努めなければならない 地域の住民による自発的な活動によるサー は、施設サービス計画の作成に当たっては、 ビス等の利用も含め 入所者
- 明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決 について、 計画担当介護支援専門員は、 その有する能力、 その置かれてい 施設サービス計画の作成に当たっては、 る環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題 適切な方法に けずべ き課 題

把握しなければならない

- 4 ント」という。)に当たっては、 計画担当介護支援専門員は、 計画担当介護支援専門員は、 前項の解決すべき課題 入所者及びその家族に面接して行わなければならな 面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明 心の把握 (次項及び第九項にお 13 7 ス
- 5 計画担当介護支援専門員は、 入所者 の希望、 入所者に . つ 13 7 0 アセ ス メ ン 0 結果及び 0

ない限り、

次に掲げるところにより行わなければならない

合的な援助の方針、 療の方針に基づき、 ス計画の原案を作成しなけ ービスの 内容、 生活全般の解決すべき課題、 入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、 介護医療院サー ビスを提供する上での 介護医療院サ ・ビス 留意事項等を記載した施設サ の目標及びその達成時期、

- 6 当たる他の担当者 ついて、 計画担当介護支援専門員は、 担当者から、 て同じ。) の開催、担当者に対する照会等により、 (以下この条において「担当者」という。) を招集して行う会議を 専門的な見地からの意見を求めるものとする。 サービス担当者会議 (入所者に対する介護医療院 当該施設サ ービス計画の原案の # 17 ピ ス \mathcal{O}
- 7 て説明 計画担当介護支援専門員は、 文書により入所者の同意を得なければならない 施設サービス計画の原案の内容につい て入所者又はその家族に対
- 8 者に交付しなければならない。 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サー 計画担当介護支援専門員は、 施設サー Ľ ス計画を作成した際には、 ビス計画の実施状況 当該施設サ ス計 の把握
- 10 所者についての継続 に当たっては、 計画担当介護支援専門員は、 入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、 的なアセスメントを含む。) 前項の実施状況 0 を行い、 把握 (第二号にお 必要に応じ 11 て施設サ 7 「モニタリン ビ ス計 特段の事情 画 0 変更を
- 一定期的に入所者に面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 対する照会等により、施設サー の意見を求めるものとする。 計画担当介護支援専門員は、 次に掲げる場合におい ビス計画の変更の必要性につ ては、 Vi サービス担当者会議の て、 担当者から、 専門的な見地 開催、 担当者に
- 一 入所者が要介護更新認定を受けた場合
- 一 入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- 12 第二項から第八 項までの規定は、 第九 項の施設サー ビ ス計 画 0) 変更に · 11 て準用する
- (診療の方針)
- 医師の診療の方針は、 次に掲げ るところによるものとする
- 療養上妥当適切に行うこと。 一般に医師として必要性が あると認め 6 n る疾病又は負傷に対 的 確
- 理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、 診療に当たっては、 常に医学の立場を堅持し 心理的 な効果をもあげ て、 入所者の心身の状況を観察し、 ることができるよう適切な指導を
- の家族に対 常に入所者 心身 適切な指導を行うこと。 0 0 置 か n て 61 る環境等 0 的 確な把握に努め、

岡山県公報

号外

と。ただし、

医薬品、

医療機器等の品質、

有効性及び安全性

0

用

又は処方

しては

なら

確保等に関する法律

昭和

三十五

当該治験の対象とされる薬物

- 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施

Ŧi.

几

- 処置等は、 入所者の病状に照らして妥当適切に行うこと。
- 新しい療法等については、 別に厚生労働大臣が定めるもの

のほか行ってはならな

- 年法律第百四十五号)
- 第二条第十七項の治験に係る診療におい て、
- を使用する場合におい ては、この限りでない。
- (必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)
- 第十九条 供することが困難であると認めたときは、 介護医療院の医師は、 入所者の病状からみて当該介護医療院におい 協力病院その他適当な病院若しくは診療所へ

て自ら必要な医療を提

の入院のた

- めの措置を講じ、又は他 の医師の対診を求める等診療につい て適切な措置を講じなけ ń
- 介護医療院の医師は、 不必要に入所者のために往診を求め、 又は入所者を病院若しくは診療所に
- 3 通院させてはならない。 介護医療院の医師は、 入所者のために往診を求め、 又は入所者を病院若しくは診療所に通院させ
- の提供を行わなければならない る場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、 当該入所者の診療状況に関する情報
- しくは診療所 の医師若しくは歯科医師から当該入所者の 療養上必要な情報の提供を受けるも

入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院

4

介護医療院の医師は、

- その情報により適切な診療を行わなければならない
- (機能訓:
- 第二十条 介護医療院は、 入所者の心身の諸機能 の維持回復を図り、 日常生活の自立を助け
- 理学療法、 作業療法その他適切なリハビリテーションを計画的に行わなければならな

- (看護及び医学的管理の下における介護)

平成30年3月23日

- 看護及び医学的管理の下における介護は、 入所者の自立の支援と日 常生活の充実に
- 入所者 の病状及び心身の状況に応じ、 適切な技術をもって行われなけ ればならな
- 介護医療院は 一週間に二回以上、 適切な方法により、 入所者を入浴させ、 又は清拭しなけ n ば
- 3 介護医療院は、 入所者の心身の状況、 病状、 その置かれて いる環境等に応じ、 適切な方法により
- 排せつの自立について必要な援助を行わなければならない
- 介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならな

4

- 5 体制を整備しなければならない 介護医療院は、 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、 その発生を予防するため
- 話を適切に行わなければならない

前各項に定めるほか、

入所者に対

離床、

着替え、

整容その

他日

I常生活·

6

- その入所者に対して、 入所者 0 負担により、 当該介護医療院

0

従業者以

よる看護及び介護を受けさせてはならない

(食事の提供)

- 適切な時間に行わ 入所者の 食事は 栄養並 れ なければ がに ならない 入所者の身体 い状況、 病状及び嗜好を考慮したものとする
- 努めなければならない 介護医療院は、 地域で生産された旬の食材を活用 季節 行事等に応じた食事を提供するよう
- ければならない 入所者の食事は、 その者の自立の支援に配慮し、 できるだけ離床し て食堂で行われるよう努め

(相談及び援助)

号外

- 第二十三条 を行わなければならない 入所者又はその家族に対し、 介護医療院は、 常に入所者の心身の状況、 その相談に適切に応じるととも その置き かれている環境等の的確な把握 に、 必要な助言その の援助
- ばならない。 介護医療院は、 必要に応じ、 入所者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなけ

岡山県公報

(その他のサービスの提供

第二十四条 に係る活動の機会の提供に努めなければならな 介護医療院は、入所者からの要望を考慮し、 入所者の嗜好に応じた趣味、

を確保するよう努めなければならない 介護医療院は、 常に入所者の家族との連携を図るとともに、 入所者とその家族との交流等

(入所者に関する市町村への通知)

第二十五条 る場合は、 遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 介護医療院は、介護医療院サービスを受けている入所者が次の各号の 17

平成30年3月23日

- 正当な理由なしに介護医療院サービスの利用に関する指示に従わないことにより、 程度を増進させたと認められるとき。
- 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、 又は受けようとしたとき。

(管理者による管理)

基準 施設等又はサテライト型特定施設 に従事することができるものとする ない。ただし、 しくはサテライト型居住施設(同令第百三十一条第四項のサテライト型居住施設をいう。) (平成十八年厚生労働省令第三十四号) 第百十条第四項のサテライト型特定施設をいう。) 若 介護医療院の管理者は、 当該介護医療院の管理上支障のない場合は、 (指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなけ 同一敷地内にある他の事業所若しくは

(管理者の責務)

元的に行わなけ 介護医療院 の管理者は、 ればならない 当該介護医療院の従業者の管理、 業務の実施状況の把握その

岡山県公報

号外

(計画担当介護支援専門員の責務

する

介護医療院の管理者は、

従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うもの

介護医療院の管理者

は、

介護医療院に医師を宿直させ

なけ

n ば

なら な

61

ただ、

限りでない

次に掲げる業務を行うも

院

の入所者に対するサービスの提供に支障がない場合にあっては、

- 第二十八条 計画担当介護支援専門員は、 第十七条に規定する業務のほか、
- 心身の状況、 入所申込者 生活歴、 の入所に際し、 指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。 その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、
- 活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、 入所者の心身の状況、 その置かれている環境等に照らし、その者が居宅におい その内容等を記録すること
- 対して情報を提供するほか、 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、 保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携する 居宅介護支援事業者に
- 第三十八条第二項の規定により苦情の内容等を記録すること。
- Ħ. 第四十条第三項の規定により事故の状況及び事故に際してとった処置につ て記録すること。
- (運営規程

第二十九条

介護医療院は、

次に掲げる施設の運営に係る重要事項に関する規程

(第三十五条にお

目的及び運営の方針

「運営規程」とい

. أ أ أ

を定めておかなけ

ればならな

- 従業者の職種、員数及び職務の 内容
- 入所定員(Ⅰ型療養床に係る入所定員の数、 Ⅱ型療養床に係る入所定員の数及びその合計数を

平成30年3月23日

入所者に対する介護医療院サ

の内容及び利用料その他の費用の

- 五. 利用に当たっ ての留意事項
- 七
- (勤務体制の確保等
- 第三十条 介護医療院は、 入所者に対し、 適切な介護医療院サ ビスを提供することができるよう、
- 従業者の勤務の体制を定めておかなければならない
- 介護医療院は、当該介護医療院の従業者によって介護医療院サ 入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、 ービスを提供 この限りでない
- 3 介護医療院は 従業者に対 その資質の向上のための研修の機会を確保しなけ ば なら
- 4 入所者の尊厳を守り、 入所者及びその家族が共に健やかな生活を送ることがで
- 人権の擁護及び虐待の 防止に関する事項をその内容に含めなければならない

(定員の遵守)

- 第三十一条 虐待その他 介護医療院 0) やむを得ない事情がある場合は、 は、 入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。 この限りでない ただし、
- 非常災害対策
- 第三十二条 策定するとともに、非常災害時の関係機関へ 害の種類ごとに、 に従業者に周知しなければならない 介護医療院 その規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対応に関する具体的な計画を は、 入所者の状態及び地域 の通報及び連携体制を整備し、それらの内容を定期 の自然的社会的条件を踏まえ、 想定され
- 介護医療院は、 その実効性を確保しつつ、 非常災害に備えるため、 定期的に行わなければならな 前項 の計画に従い、 避難又は救出に係る訓 他必要

号外

- 祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする 地域住民、 介護医療院は の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サ 非常災害時における入所者の安全の確保が図られるよう、 Í Ľ ス又は
- 4 努めるものとする 介護医療院は、 非常災害時におい て、 高齢者、 障害者、 乳幼児等特に配慮を要する者の受入れ

(衛生管理等)

岡山県公報

- 第三十三条 衛生的な管理に努め、 に行わなければならない。 介護医療院は、入所者の使用する施設、 又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、 食器その他の設備又は飲用に供する水につ 医薬品及び医療機器の管理を適正 7
- 次に掲げる措置を講じなければならない 介護医療院は、 当該介護医療院におい て感染症又は食中毒が発生し、 又はまん延しない
- に周知徹底を図ること。 員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果につい 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため て、 介護職員その他の従業者 の対策を検討する委

平成30年3月23日

- 当該介護医療院における感染症及び 食中毒の予防及びまん延の防 止の ため の指針を整備するこ
- 延の防止のための研修を定期的に実施すること。 当該介護医療院におい て、 介護職員その 他の従業者に対 感染症及び 食 中 0 予 防及び

ま

- 几 の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。 前三号に掲げるもののほか、 別に厚生労働大臣が定める感染症又は 食中毒の 発生 疑 わ
- 3 省令第五十号)第九条の九、第九条の十二及び第九条の十三の規定を準用する。この場合におい 介護医療院の管理者は、次に掲げる業務を委託する場合は、 七に定める医療機器」とあるのは 条の九第一項中 「医療機器又は医学的処置」 「法第十五条の二の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」と 「医薬品医療機器等法第二条第八項の特定保守管理医療機器」 同令第九条の十二中 医療法施行規則 「法第十五条の二の規定による第九 (昭和二十三年厚生

٢, のとする 同令第九条の十三中 「法第十五条の二の規定による医療」とあるのは 「医療」と読み替えるも

- 医療機器又は医学的 [処置 の用 に供する衣類そ 0 他 0 繊維製品 0 滅菌又は 消 毒 0
- 管理医療機器の保守点検の業務 医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性 の確保等に関する法律第二条第八項の特定保守
- (協力病院 百四号) 医療の用に供するガスの供給設備 の規定により高圧ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならないも の保守点検の業務 高圧 ガス保安法 昭 和二十六年法律第二 のを除く。
- 第三十四条 かなければならな 介護医療院 は、 入所者の病状の急変等に備えるため、 あらかじめ、 協力病院を定めてお

号外

介護医療院は、

あらかじ

め、

協力歯科医療機関を定めておくよう努めなけ

れ

ば

なら

第三十五条 (掲示 介護医療院は、 当該介護医療院の見やすい場所に、 運営規程の概要、 従業者の 勤 務 0

らない 協力病院、 利 用料その他のサ ビス の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなけ n ば

岡山県公報

(秘密保持等)

平成30年3月23日 秘密を漏らしてはならない

- 第三十六条 介護医療院は、 介護医療院 従業者であった者が、 の従業者は、 正当な理由がなく、 正当な理由がなく、 その業務上知り得た入所者又はその家族 その業務上知 、得た入所者又はその
- じめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない 介護医療院は、 の秘密を漏らすことがないよう、 居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際に 必要な措置を講じなけ ればならな ιV は、 あ B
- (居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)
- 第三十七条 医療院を紹介することの対償として、 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対 金品その他の財産上の利益を供与しては 要介護被保険者に当該介護 ならな
- ることの対償として、 介護医療院は、 居宅介護支援事業者又はその従業者から、 金品その他の財産上の利益を収受してはならな 当該介護医療院からの退所者を紹介す
- (苦情処理
- 第三十八条 迅速かつ適切に ればならない 介護医療院は、 対応するために、 提供した介護医療院サ 苦情を受け付け るため ービスに関する入所者及びその家族 0 窓口を設置する等必要な措置を講じなけ からの苦情に
- 3 人所者から 介護医療院は 介護医療院は、 の苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、 の提出若しくは提示の求め又は当該市町 前項の苦情を受け付けた場合には、 提供 した介護医療院サ ビスに関 当該苦情の内容等を記録 村の職員からの質問若 法第二十三条の規定による市町村が 市町 村から指導又は助言を受け しなければならな は照会に応じ、

当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなけれ ればなら

- 4 ば 介護医療院は、 市町村からの求めがあった場合には、 前項の改善の内容を市町村に報告しなけ
- 5 体連合会(国民健康保険法 に従って必要な改善を行わなければならない るとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、 体連合会をいう。以下この条において同じ。) 介護医療院は、 提供 した介護医療院サービスに関する入所者か (昭和三十三年法律第百九十二号) が行う法第百七十六条第一項第三号の調査に協力す 第四十五条第五項の らの苦情に関 して国 当該指導又は助言 国民健康保険団
- 6 健康保険団体連合会に報告しなければならな 介護医療院は、 国民健康保険団体連合会からの 求めがあった場合には、 前項 の改善の内容を国民

(地域との連携等)

号外

- 介護医療院は、 その運営に当たっては、 地域 住民、 ボラン テ イ ア等との 連携及び 力
- 行う等地域との交流に努めなければならない。

岡山県公報

するよう努めなければならない 介護医療院は、その運営に当たっては、 市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力 提供した介護医療院サ ビ スに関する入所者からの苦情

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第四十条 介護医療院は、 事故の発生又はその再発を防止するため、 次に掲げる措置を講じなけ

事故が発生した場合の対応、

次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の

止

0)

その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、 の指針を整備すること。

平成30年3月23日

- 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 介護医療院は、 入所者の家族等に連絡を行うとともに、 入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は 必要な措置を講じなければ ならな
- 3 項の 状況及び事故に際し てとった処置につ て記録しなけ
- 4 入所者に対する介護医療院サ ビス の提供により賠償すべき事故が発生した場合
- は、損害賠償を速やかに行わなければならない

(会計の区分)

第四十一条 介護医療院 は、 介護医療院サ ・ビス の事業の会計とその 他 の事業の会計を区分しなけ

ばならない。

(記録の整備)

第四十二条 ければならない 介護医療院 は 従業者、 施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備し

の完結の日から五年間保存しなければならない 介護医療院は、 入所者に対する介護医療院サー ビスの提供に関する次に掲げる記録を整備

- 一 施設サービス計画
- 討の内容等の記録 第十二条第四項の規定による居宅におい て日常生活を営むことができるかどうかに 0
- 第十三条第二項の規定による提供 た具体的 なサ ビ スの内容等 \dot{O} 記
- 兀 に緊急やむを得ない理由の記録 第十六条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び 時間、 その際の入所者の
- エーミンの見言にいう丁ナト)重日に気
- 五 第二十五条の規定による市町村への通知に係る記録
- 六 第三十八条第二項の規定による苦情の内容等の記録

号外

- 七 第四十条第三項の規定による事故 0 状況及び事故に際し てとった処置に 0
- 第五章 ユニット型介護医療院の基本方針並び に施設、 設備及び運営の

第一節 この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

岡山県公報

第四十三条第二条及び前二章の規定にかかわらず、 び運営の基準につい 数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室 で日常生活を営むための場所をいう。 これに対する支援が行われる介護医療院をいう。 により一体的に構成される場所 ては、 この章に定めるところによる。 以下 第四十五条第二項第一号及び第四十九条第五項にお 「ユニット」という。)ごとに入居者の ユニット型介護医療院 以下同じ。) (当該療養室の入居者が交流 の基本方針並び て同

(基本方針)

平成30年3月23日

第四十四条 他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、 格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したも のとなるよう配慮しながら、 ユニット 自律的な日常生活を営むことを支援しなけ 型介護医療院は、 療養上の管理、 長期にわたり療養が必要である入居者一人 看護、 医学的管理の下における介護及び機能訓練その 各ユニットにおいてその入居者が相互に ればならな 一人の意思及び人

支援事業者、 を提供する者との密接な連携に努めなけ ット型介護医療院は、 居宅サ ービス事業者、 地域 及び家庭との結び付きを重視した運営を行 他の介護保険施設その n にばなら 他 の保健医療サ ピ ス又は 市町 村、 福

第二節 施設及び設備の基準

(条例で定める施設

第四十五条 ユニッ ト型介護医療院は、 る施設を有

- 一ユニット
- 二浴室
- 三 サービス・ステーショ

号外 平成30年3月23日 岡山県公報

- 几
- Ŧī. 洗濯室又は洗濯場
- 前項第一号及び第二号に掲げる施設の基準は、 汚物処理室

次のとおりとする。

- ユニット
- 共同生活室
- (1) 共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 共同生活室は、 ずれ かのユニットに属するも 0 当該ユニット
- (2)一の共同生活室の床面積は、 二平方メー トルに当該共同生活室が属するユニット
- (3)の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。 必要な設備及び備品を備えること。
- \Box 洗面所
- (1) 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2)身体の不自由な者の使用に適したものとすること
- 便所 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

浴室

- 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。
- \Box 一般浴槽のほか、 入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
- 3 0 前項第二号に掲げる設備は、 ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合は、 専ら当該ユニット型介護医療院の用に供するものでなければなら この限りでな
- 前三項に規定するもののほか、 ユニット型介護医療院の設備構造の基準は、 次に定めるところに
- ができる たす二階建て又は平家建てのユニット型介護医療院の建物にあっては、 この号及び次項において同じ。) ユニット ・型介護医療院の建物 は、 (入居者の療養生活のために使用しない 耐火建築物とすること。 ただし、 次のいずれかの要件を満 附属 準耐火建築物とすること の建物を除
- 療養室等を二階及び地階の 61 ずれにも設けていないこと。
- 口 療養室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
- に必要な事項を定めること。 条において準用する第三十二条第一 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第五十四 項の計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するため
- (2)第五十四条において準用する第三十二条第二項 する第三十二条第一項の計画に従い 昼間及び夜間において行うこと 0 訓 練につ 11 ては、 第五 十四四
- (3) 消火等の協力を得ることができるよう、 地域住民等との連携体制

号外

平成30年3月23日 岡山県公報 号统

- けること 療養室等が二階以上の階にある場合は、 屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設
- ただし、 る場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる 療養室等が三階以 直通階段が建築基準法施行令第百二十三条第 上 0 にある場合は、避難に支障がない ように避難階段を二以 項 の避難階段と
- 四階段には、手すりを設けること。
- 五 廊下の構造は、次のとおりとすること。
- 生じないと認められる場合には、 として差し支えない 一・八メートル以上とすること。ただし、 の幅を拡張することにより、 五メート 中廊下 入居者、 (中廊下にあっては 従業者等の円滑な往来に支障が は、 以上とする
- ロ手すりを設けること。
- ハ常夜灯を設けること。
- 六 入居者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。
- 七 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- 5 物であって、 意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平家建てのユニット型介護医療院の ニット型介護医療院の建物は耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しない 前項第一号の規定にかかわらず、 火災時における入居者の安全性が確保されているものであると認めたときは、 知事が、 火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者
- 造であること。 するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、 初期消火及び延焼の抑制に配慮した構 調理室等火災が発生
- 円滑な消火活動が可能なものであること。 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び消防機関へ 避難口の増設、 搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路 の通報の 0 確保等によ が整備されて ŋ 火災の
- の円滑な避難が可能な構造であり、 火災の 際の 円滑な避難が可能なものであること。 かつ、 避難訓練を頻繁に実施すること、 配置する人員を増

第三節 運営の基準

利用料等の受領)

- 第四十六条 療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額 た際には、入居者から利用料の一部として、施設サ ユニット型介護医療院 法定代理受領サ ・ビス費用基準額から当該ユニット ビスに該当する介護医療院サ の支払を受けるものとする
- に入居者から支払を受ける利用料の額と、 ないように ユニット型介護医療院は、 しなけ ればならない 法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供 施設サ ビ ス費用基準額との間に、 不合理な差額が生じ

3 ことができる ユニッ ト型介護医療院は、 前二項の支払を受ける額のほか、 次に掲げる費用の額の支払を受ける

- 該特定入所者介護サービス費が入居者に代わ 同号の食費の負担限度額)を限度とする。) 入居者に支給された場合は、 食事の提供に要する費用 (法第五 同条第二項第一号の + -条 水の三第 り当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は 食費の基準費用額 項 0 規定により ,特定入所者介護 (同条第四 項 の規定に
- 定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、 に支給された場合は、 の居住費の負担限度額) 居住に要する費用 (法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サ 同条第二項第二号の居住費の基準費用額 を限度とする。) (同条第四項の規定により当該特 ビス費が入居者
- 厚生労働大臣 の定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の 提供を行

号外

要となる費用 厚生労働大臣 の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴

五 理美容代

岡山県公報

- れるも おいても通常必要となるものに係る費用であっ 前各号に掲げるもの 0) ほ か、 介護医療院サ て、 ビスにおいて提供される便宜のうち、 その入居者に負担させることが適当と認めら
- のとする。 前項第一号から第四号までに掲げる費用に 0 11 ては、 別に厚生労働大臣が定めるところによる
- 5 係る同意については、文書によるものとする。 らかじめ、 ユニット型介護医療院は、 入居者の同意を得なければならない。 入居者又はその家族に対し、当該サ 第三項各号に掲げ る費用 ビスの内容及び費用を記した文書を交付 の額に係るサービスの提供に当たっ 同項第一号から第四号までに掲げる費用

平成30年3月23日

(介護医療院サービスの取扱方針)

- 第四十七条 のとして行われなければならない。 入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、 て自律的な日常生活を営むことができるようにするため、 介護医療院サ -ビスは、 入居者が、 その有する能力に応じ 入居者の日常生活を支援するも 施設サ て、 自らの生活様式及び ビ
- できるよう配慮して行われなければならない 介護医療院サービスは、各ユニットに おいて入居者がそれぞれ の役割を持
- 3 介護医療院サ ービスは、 入居者のプライバシ の確保に配慮して行われ なけ n ればなら
- 4 軽減又は悪化の ればならない -ビスは、 防止に資するよう、 入居者の自立した生活を支援することを基本とし その者の心身の状況等を常に把握しながら、 入居者の要介護状 適切に行われ

号外

岡山県公報

身体的

- - ユニット

- 6

5

ユニッ

ト型介護医療院の従業者は、

介護医療院サービ

スの提供に当たって、

入居者又はその家族

- に対

7

- 等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはなら
- -ビスの

- ・提供方法等について、

理解しやすい

ように説明を行わなければならな

当該入居者又は他の

その際の入居者の

- 型介護医療院は、 介護医療院サービスの提供に当たっては、
- ユニット型介護医療院は、 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、
- 心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- らない ユニット 型介護医療院は、 身体的拘束等の適正化を図るため、

次に掲げる措置を講じなけ

ば

回以

上開催するとともに、

そ

8

- の結果につい 拘束等の て、 介護職員その 適正化のため 他の従業者に周知徹底を図ること の対策を検討する委員会を三月に
- 身体的拘束等の 適正化のため の指針を整備すること

介護職員その他の従業者に対

し、身体的

拘束等の適正化のため

の研修を定期的に実施すること。

>改善を

- ユニット 型介護医療院は、 その 提供する介護医療院サ ビスの質の評価を行い 常にその
- 図らなけれ ばならない
- (看護及び医学的管理の下における介護
- 第四十八条 係を築き、 ている環境等に応じ、 自律的な日常生活を営むことを支援するよう、 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにお 適切な技術をもって行われなければならない 入居者の心身の状況、 13 て入居者が相互に社会的 病状、 その置か
- その置かれてい ユニット型介護医療院は、 る環境等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援 入居者の日常生活における家事を、 入居者が、 その 心身の しなけ れば 況 ならな
- 11 ユニッ 場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。 適切な方法により、 型介護医療院は、 入居者に入浴の機会を提供しなければならない。 入居者が身体の清潔を維持 Ļ 精神的に快適な生活を営むことが ただし、

平成30年3月23日

- 4 方法により、 ユニット型介護医療院は、 排せつ の自立に うい 入居者の心身の状況、 て必要な支援を行わなけ 病状、 ればならな その置かれ てい る環境等に応じ、 適切
- 5 つつ、そのおむつを適切に取 ユニット 型介護医療院は、 り替えなけ おむつを使用せざるを得ない n ればなら 入居者に 0 1 7 は、 排 せ 0 0 自 立 义
- 6 するための ユニット 体制を整備しなければならない ・型介護医療院は、 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに そ 0 発生を
- 7 の行為を適切に支援しなけ ユニット 型介護医療院は、 前各項に定める ればならない ほ か、 入居者が行う離床、 着替 え、 整容等 \vec{O} H
- 8 ユニット 型介護医療院は、 その 入居者に対 て、 入居者 0 負担によ ŋ 当該ユニッ
- の従業者以外 の者による看護及び介護を受けさせてはならな

平成30年3月23日 岡山県公報 号外

- 第四十九条 しなければならな ユニット型介護医療院は、 栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提
- するよう努めなければなら ユニット型介護医療院 は、 地域で生産された旬の食材を活用 季節、
- 3 な方法により、 ユニット型介護医療院は、 食事の自立について必要な支援を行わなければならない 入居者の心身の状況、 その置かれ てい
- 4 保しなければならない 入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確 ユニット型介護医療院は、 入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するととも
- 5 ユニット型介護医療院は、 入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならな 入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、 その意思を尊重

(その他のサービスの提供)

- 第五十条 提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない ユニット型介護医療院は、 入居者の嗜好に応じた趣味、 教養又は娯楽に係る活
- 流等の機会を確保するよう努めなければならない ユニット型介護医療院は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、 入居者とその家族との

(運営規程)

第五十一条 ユニット 型介護医療院は、 次に掲げる施設の運営に係る重要事項に関する規程を定め

おかなければならない。

- 一目的及び運営の方針
- 一 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 入居定員 (I型療養床に係る入居定員の数、 Ⅱ型療養床に係る入居定員の数及びその合計数を

いう。

- 四 ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- Ŧī. 入居者に対する介護医療院サ ビスの内容及び利用料その他の費用
- 六 利用に当たっての留意事項
- 七 非常災害対策
- 八 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第五十二条 できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない ユニット型介護医療院は、 入居者に対し、 適切な介護医療院サ
- 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができ 継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、 次に掲げる職員の配置を行わなけ
- 昼間につい 7 は、 ユニットごとに常時 人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

号外 平成30年3月23日 岡山県公報

- 勤務に従事する職員として配置すること。 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜
- ユニットごとに、 常勤のユニットリ ダーを配置すること
- 供しなけれ い業務については、この限りでない。 ユニット型介護医療院は、 ばならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に直接影響を及ぼ 当該ユニット型介護医療院 0 従業者によって介護医療院
- 4 ユニット 型介護医療院は、 従業者に対し、 その資質の向上のための研修の機会を確保しなけ
- 5 きるよう、 (定員の遵守) 前項の研修には、 入居者の 入居者の尊厳を守り、 人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならな 入居者及びその家族が共に健やかな生活を送ることが
- てはならない。 (準用) ユニット型介護医療院は、 ただし、 災害、 虐待その他のやむを得ない ユニットごとの 入居定員及び療養室の定員を超えて入居させ 事情がある場合は、 0 りでな

第五十四条 第四十二条第二項第四号中 五条から第二十八条まで及び第三十二条から第四十二条までの規定は、 一条の重要事項に関する規程」と、第二十七条第二項中 いて準用する。 第七条から第十三条まで、 この場合において、第七条第一項中「第二十九条の運営規程」とあるのは 「第十六条第五項」とあるの 第十五条、 第十七条から第二十条まで、 は 「この章」とあるのは 「第四十七条第七項」 ユニット型介護医療院につ 「第五章第三節」 第二十三条、 と読み替えるも

(施行期日)

第一条 この条例は、 平成三十年四月一 日から施行する。

(経過措置

第二条 第四十五条第四項第一号の規定は、適用しない。 要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。 診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換 て介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、 の病床の病床数を減少させるとともに、 下同じ。) (昭和三十八年法律第百三十三号) 第二十条の六の軽費老人ホー 療養病床 等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、 (医療法 (昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号の療養病床を 当該病院等の施設を介護医療院、 (当該病院の療養病床等又は当該診療所 当該病院の療養病床等又は当該 ムをいう。) その他の要介護者 第六条第一項第一号及び 軽費老人ホーム 以下同じ。)を行っ

療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所 介護医療院 病床を平成三十六年三月三十一日までの の屋内の直通階段及びエレ ベ 間に転換を行って介護医療院を開設する場 夕 の開設者が、 につい ての第六条第一 当該病院 の療養病床等又は 項第二号及び第四

平成30年3月23日 岡山県公報 号外

階段を いう。) をそれぞれ 十五条第四項第二号の規定の適用につい が設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ 一とすることができる」とする。 で造られ (主要構造部 一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。 ている建築物にあっては、 が耐火構造であるか、 ては、これらの規定中 百平方メー 又は不燃材料 トル (建築基準法第二条第九号の 以下 「屋内の直通階段及びエレ のものについては、 屋内 五. ベ ν 夕

第四条 第四項第五号イ 該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合に おける当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第六条第一項第五号イ及び第四 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、 ル以上とする の規定にかかわらず、 幅は、 一・二メートル以上とする。 当該病院 ただし、 0 療養病床等又 中廊下

第五条 該介護医療院の建物につい 護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当 養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、 の病床の転換を行って開設した介護老人保健施設 介護療養型老人保健施設 以下同じ。)を開設した場合であって、平成三十六年三月三十一日までの間に当該 ては、 (平成十八年七月 第六条第一項第一号及び第四十五条第四項第一号の規定は、 (法第八条第二十八項の介護老人保健施設を 日 から平成三十年三月三十 当該病院の療養病床等又は当該診療所 日まで

第六条 該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、 で造られてい が設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平 れぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、 条第四項第二号の規定の適用については、これらの規定中「屋内の直通階段及びエレベー る当該介護医療院 (主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料 介護療養型老人保健施設を開設 る建築物にあっ の屋内の直通階段及びエレベーターにつ ては、 百平方メ した場合であ |トル) 0 (建築基準法第二条第九号の不燃材料を 以下のも て、 いての第六条第一項第二号及び第 平成三十六年三月三十 のについ 介護医療院を開設 ては、 屋内 日まで 0 した場合に **直通階** エレ ター ベ 四十五 方 おけ

第七条 る当該介護医療院の療養室に隣接する廊下につい 該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、 項第五号イの規定にかかわらず、 介護療養型老人保健施設を開設 ル 以上とする 幅は した場合であって、 二メ ては、第六条第一項第五号イ及び第四 ル 以上とする。 平成三十六年三月三十 介護医療院を開設 ただし、 中廊下 した場合に 十五条第四 間 おけ

平成30年3月23日 岡山県公報 号外

- こととされたものを除くこととする等所要の改正を行うものである。 いる事務から、 高圧ガス保安法等の 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 同法に基づく高圧ガスの製造の許可等に関する事務であって指定都 部改正に伴い 知事の権限に属する事務のうち岡 の一部を改正する条例に Ш 市が処理 0 市が処理する することとし
- \bigcirc 手数料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである 消防法に基づく危険物取扱者免状の交付等に係る事務の円滑な遂行を図るため、 山県総務関係手数料徴収条例の 部を改正する条例に つい
- 地方独立行政法人法 [県職員給与条例等の一 0) 一部改正に伴い、 部を改正する条例に 規定の整備を行うも · つ のである
- 0 鑑み、 岡山県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例につ 国家公務員退職手当法等の一部改正により、 退職手当の額を国家公務員に準じて引き下げるものである 国における退職手当の支給水準が見直されたことに 61
- 0) 額を引き下げるものである 般職 O職員 員 の退職手当の支給水準の見直 0 退職手当に関する条例 0 部を改正する条例 しの動向等を勘案し、 特別職 の職員に対する退職手当
- 与の特例措置を講ずるものである。 知事等の給与の特例に関する条例の 本県の財政状況等に鑑み、 引き続き、 部を改正する条例に 平成三十一年三月三十 0 一日までの間におい 7 知事等の
- 職員等の定数を改めるものである。 岡 事務事業の改善合理化及び新しい 山県職員等定数条例 0) 部を改正する条例につい 行政課題へ 0) 対応を図るとともに、児童生徒数の動向を勘案 7
- \bigcirc 13 地方税法 山県税条例 自動車税の環境性能割に関する規定を加えるととも 0 部改正 及び特定非営利活動法人に係る県税の特例に関する条例 により、 自動車取得税が廃止され、 自動車税に環境性能割が創設されること 自動車税等に係る身体障害者等 0 部を改正する条例に

の課税免除に関する規定を減免に関する規定に改める等所要の改正を行うものである。

0 法定外目的税として産業廃棄物処理税を指定する等所要の改正を行うものである 岡山県産業廃棄物処理税条例の 一部改正に鑑み、 地方税に関する犯則事件につ 一部を改正する条例に · つ 11 て通告処分等をすることができる

- 業を営む者を加える等所要の改正を行うものである。 に速やかに保護者等に通報しなければならないこととし 住宅宿泊事業法の施行に鑑み、 山県青少年健全育成条例 0) 管理する施設において青少年が暴行を行っていると認める場合等 部を改正する条例に 0 ている者に住宅宿泊事業又は住宅宿泊管理
- \bigcirc 届出の受理等に関する事務を新見市が処理することとする等所要の改正を行うものである。 知事の 権限に属する事務の処理の特例に関する条例 応じた事務処理を可能とするため、 大気汚染防止法に基づく 0 一部を改正する条例に 水銀排出 0 11 施設の

号外

 \bigcirc 定める等所要の改正を行うものである 係る特例の認定の制度が導入されたことに鑑み、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一 山県環境文化関係手数料徴収条例の 部改正により二以上の事業者による産業廃棄物の 部を改正する条例に 当該認定の申請に対する審査に係る手数料の額を 0 11 7

岡山県公報

当該提出に係る土地の土壌の汚染及び当該汚染に起因する地下水の汚染につ 出等に関する規定を適用しないこととする等所要の改正を行うものである。 土壌汚染対策法の一部改正に鑑み、同法に基づく土壌汚染状況調査の結果の提出があったときは、 山県環境 \sim 0) 負荷 の低減に関する条例の 部を改正する条例に 0 1 て汚染の発見時の

平成30年3月23日

11 医療法に基づく病院及び診療所の 医療法施行規 削の一 部改正に鑑み、 人員及び施設等の基準を定める条例 既存病床数及び申請病床数の補正の基準を改める等所要の 0 部を改正する条例に 0

正を行うものである。

- \bigcirc 0 申請に対する審査に係る手数料の額を定める等所要の改正を行うも 岡山県保健福祉関係手数料徴収条例 介護保険法の 一部改正により介護医療院の開設の許可の制度が導入されたことに鑑み、 0) 一部を改正する条例につ 11 7 のである。
- \bigcirc 行うものとする等所要の改正を行うものである。 山県国民健康保険広域化等支援基金条例等の 部改正に鑑 み、 収納不足市町村に対し貸付金 部を改正する条例に の貸付け及び交付金の交付を 0 11

0 金の 山県後期高齢者医療財政安定化基金の残高及び交付金の交付等の状況に鑑み、 山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の 額の算定に用いる割合を改めるものである 一部を改正する条例に 0 財政安定化基金

- 設置するものである。 て国民健康保険の保険者としての機能を強化するため、 医療費の適正化等に関する施策を実施することにより 山県国民健康保険保険者機能強化基金条例に · 61 岡山県国民健康保険保険者機能強化基金を 国民健康保険 の財政 の安定化を図
- \bigcirc 料金の基準額を定める等所要の改正を行うも 山県立青少年農林文化センター三徳園 山県立青少年農林文化センター三徳園条例 の円滑な管理運営を図るため のである。 0 一部を改正する条例につ 11 研修交流館会議室の

号外

 \bigcirc 主要農作物種子法施行条例を廃止する条例に 主要農作物種子法の廃止に伴い、 主要農作物種子法施行条例を廃止するものである。 0 7

岡山県公報

 \bigcirc

山県営と畜場条例

0

0

- 0 国が県に交付した森林整備加速化・林業再生事業費補助金により実施した事業の終了に伴 山県森林整備加速化 山県営と畜場の円滑な管理運営を図るため、施設の使用料の額を適正な額に改めるものである 一部を改正する条例に 林業再生基金条例を廃止する条例に 0 61
- 0 山県森林整備加速化・林業再生基金を廃止したものである。 道路法施行令の 岡山県道路占用料徴収条例 一部改正に鑑み、 0 一部を改正する条例に 道路の占用料の額を適正な額に改めるものである 0 7

平成30年3月23日

- め 岡 建築士法に基づく二級建築士試験又は 当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである 山県土木関係手数料徴収条例 0 部を改正する条例 木造建築士試験の実施等に係る事務 iz つい の円滑な遂行を図るた
- \bigcirc 尚 の改正を行ったものである 都市公園法施行令の一部改正に鑑み、 山県立都市公園条例 0 部を改正する条例につい 都市公園に設け る運動施設の敷地面積の制限を定める等所
- 建築物等の 制 限に関する条例等の 部を改正する条例につ

る対象区域に田園住居地域を加える等所要の改正を行うものである 都市緑地法等の 一部を改正する法律の施行に鑑み、 日影による中高層の建築物の高さの制限に係

- 山県営住宅条例の 一部を改正する条例に 0
- 把握した収入に基づき算出した額とすることができることとする等所要の改正を行ったものである すること及び報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、 公営住宅法等 の一部改正に鑑み、 認知症である者等に該当する県営住宅の入居者が収入の申告を 当該入居者の家賃を、
- 山県職員特殊勤務手当支給条例の 一部を改正する条例につい

指導業務等に係る特殊勤務手当の支給額を改めるものである。 義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法の見直しに鑑 み 教育職員が行う部活動における

号外

岡山県警察職員定員条例の 一部を改正する条例につ 61

ない期間に限り定員の外とすることができる職員に、 である。 職員が休職等から職務に復帰しやすい環境の整備を図るため、 休職等から職務に復帰した職員を加えるも 職務に復帰した日から一年を超え

岡山県公報

 \bigcirc 山県警察関係手数料徴収条例 0 部を改正する条例につ

日

道路交通法に基づく運転免許試験等に係る事務の円滑な遂行を図るため、 当該事務に係る手数料

- 0 額を適正な額に改めるものである。
- 基準を除くこととする等所要の改正を行うものである。 営業の施設の構造設備の基準として統合するとともに、 旅館業法施行条例及び岡山県保健福祉関係手数料徴収条例 旅館業法等の一部改正に鑑み、 ホテル営業及び旅館営業の施設の構造設備の基準を旅館・ 衛生措置等の基準から客室の収容制限等の の一部を改正する条例に 0 11 ホテ

平成30年3月23

11 児童福祉法に基づ く児童福祉施設の設備及び 運営の基準を定める条例 0 部を改正する条例 0

児童発達支援セン 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の ター の職員の基準を改めるも 0 一部改正に鑑 であ み、 福祉型障害児入所施設及び 福

- 改正する条例に 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の 13 設備及び運営の基準等を定める条例
- 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援及び児童発達支援等に係る共生型通所支援の事業の 児童福祉法に基づく指定通所支援 の事業等 Ó 人員、設備及び運営に関する基準の 部改正に鑑み、

改正する条例に 祉法に基 一づく指定障害児入所施設等の 人員、 設備及び運営の基準等を定める条例

指定福祉型障害児入所施設の従業者の員数及び設備の基準を改める等所要の改正を行うものである 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の 人員、設備及び運営に関する基準 \dot{O} 部改 正に

 \bigcirc 人員、 σ 日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福 設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例につい ス

定共同生活援助 障害者 の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サ の事業の 設備及び運営に関する基準の ービス、 居宅介護等に係る共生型障害福祉サ 設備及び運営の基準を定める等所要の改正を行うものである 一部改正に鑑み、 就労定着支援及び自立生活援助 ービス並びに日中サービス支援 ス

号外

貝 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設 設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例につい 0

岡山県公報

人員 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ 設備及び運営に関する基準の の規定を削除する等所要の改正を行うものである。 一部改正に鑑み、 指定障害者支援施設に係る従業者の員数及び く指定障害者支援施設等の

設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例につい 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため の法律に基づく障害福祉サ ビス事業

平成30年3月23日

実施等の基準を定める等所要の改正を行うものである 設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、生活介護事業者に係る職場への定着のための支援 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サ ピ

0 社会福: 祉法に基づ く軽費老人ホ 0) 設備及び 運営 の基準を定める条例 0) __ 部を改正する条例

0 適正化を図るため 軽費老人ホ Δ 0 0 設備及び運営に関する基準の 措置等の基準を改める等所要の改正を行うも 一部改正に鑑み、 軽費老人ホ のである A 0 東等

0 老人福祉法に基づく養護老人ホ Δ の設備及び運営の基準を定める条例 O部を改正する条例に

適正化を図るため 養護老人ホ 4 0 0 設備及び運営に関する基準の 措置等の基準を改める等所 要の改正を行うも 部改正に鑑 養護老人 のである。 ホ A

0 例につい 老人福祉法に基づく特別養護老人ホー 7 ムの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条

拘束等の適正化を図るため 特別養護老人 ホ A 0) 設備及び の措置等の基準を改める等所要の改正を行うもの 運営に関する基準 \dot{O} 部改 É に鑑 み、 特 別養護老 である。 人 ホ A

0 部を改正する条例につい 介護保険法に基づく指定居宅サー ビス等の事業の 人員、 設備及び運営の基準等を定める条例 0

係る共生型居宅サービスの事業の 指定居宅サービス等の事業の人員、 人員、 設備及び運営に関する基準の 設備及び運営の基準を定める等所要の改正を行うものであ 一部改正に鑑み、 訪問介護等に

改正する条例に 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設 つい 0) 人員、 設備及び運営の基準等を定める条例 0 部

施設の身体的拘束等の適正化を図るための措置等の基準を改める等所要の改正を行うものである。 指定介護老人福祉施設の人員、 設備及び運営に関する基準の 一部改正に鑑み、 指定介護老人福祉

岡山県公報

号外

\bigcirc 部を改正する条例につ 介護保険法に基づく 13 介護老人保健施設の 人員、 施設及び設備並びに運営の基準を定める条例

健施設の身体的拘束等の適正化を図るための措置等の基準を改める等所要の改正を行うものである 介護老人保健施設の 人員、 施設及び設備並び に運営に関する基準の 部改正に鑑み、

サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例の一部を改正する条 例につい 介護保険法に基づく指定介護予防サー ビス等の事業の 人員、 設備及び運営並びに指定介護予防

平成30年3月23日

ある る共生型介護予防サー 予防のための 指定介護予防 効果的な支援の方法に関する基準の サ ビス等の事業の ビ スの事業の 人員、 人員、 設備、 設備及び運営並びに指定介護予防サー 運営等の基準を定める等所要の改正を行うも 一部改正に鑑み、 介護予防短期入所生活介護に係 ビス等に係る介護

るものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設 0 人員、 健康保険法等の 設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例につい 一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定により なおその効力を有す

定介護療養型医療施設 た指定介護療養型医療施設の 一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定により の身体的拘束等の適正化を図るための措置等の基準を改める等所要の改正を 人員、 設備及び運営に関する基準 \dot{O} なおその効力を有す 部改正に鑑

 \bigcirc 介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例について 介護保険法の一部改正に伴い、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定めるもの

である。